

1 2

豊田市中心図書館自動車資料
展示コーナーサポーター一会議要綱

豊田市中心図書館自動車資料展示コーナーサポーター会議要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、豊田市中心図書館自動車資料展示コーナーサポーター会議に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第2条 豊田市中心図書館が所蔵する自動車資料の展示等の活性化を図るため、豊田市中心図書館自動車資料展示コーナーサポーター会議（以下「サポーター会議」という。）を設置する。

(役 割)

第3条 サポーター会議の役割は、次のとおりとする。

- (1) 自動車資料の展示に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、自動車資料の活用に関すること。

(組織等)

第4条 サポーター会議は、サポーター15人以内をもって組織する。

2 サポーターは豊田市中心図書館長（以下「館長」という。）が、広報等により募集し、面接を実施したうえで適切な者に委嘱する。

3 サポーターの任期は2年間とし、再任を妨げないこととする。

(会 議)

第5条 サポーター会議は館長が招集する。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項については、館長が別に定める。

平成 29 年 4 月 1 日 TRC・ホームックス共同企業体 作成

1 3

豊田市中心図書館
障がい者サービス要綱

○ 豊田市中心図書館障がい者サービス要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊田市中心図書館（以下「図書館」とする。）における障がい者サービスに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(障がい者資料の定義)

第2条 図書館で収集・整備する障がい者資料は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 点訳資料 点字図書、点字データ、点字絵本等をいう。
- (2) 音訳資料 テープ図書、デージー図書、マルチメディアデージー等をいう。
- (3) 障がい者用映像資料（以下、「映像資料」という。） 字幕付ビデオ、字幕付DVD、副音声付DVD等をいう。

(障がい者サービスの内容)

第3条 障がい者サービスの内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 障がい者資料の貸出し
- (2) 資料の郵送貸出し
- (3) 対面朗読
- (4) 視覚障害者用機器類の開放

(障がい者サービスの利用対象者)

第4条 障がい者サービスの利用対象者は、豊田市中心図書館規則（平成10年3月30日教育委員会規則第1号、以下「規則」という。）第4条第1号から第4号のいずれかに該当し、かつ次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付された身体障害者手帳を所持する者
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所又は児童福祉法(昭和22年法律第164号)第12条第1項に規定する児童相談所において交付された療育手帳等を所持する者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳を所持する者
- (4) 介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の規定により交付された介護保険証を所持する者のうち、要介護度4以上の認定を受けた者

- (5) 発達障がいにより活字の読書に困難があり、医療機関、福祉施設等に通所、通院、入所または入院している者

2 その他、墨字資料による読書が困難であると館長が認めた者

(障がい者資料を利用できる者)

第5条 障がい者資料を利用できる者は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 点訳資料の利用は、視覚の障がいにより身体障害者手帳を交付された者とする。

ただし、点字絵本は療育手帳を交付された者も対象とする。

- (2) 音訳資料の利用は、次に掲げる者とする。ただし、マルチメディアデイジーについては前条(2)および(5)に該当する者も利用できるものとする。

ア 視覚の障がいにより身体障害者手帳を交付された者

イ 身体障害者手帳を有する者で、障害者程度等級表の1級から2級までに該当する者。

ウ 要介護度4以上の認定を受けた者

エ その他、墨字資料による読書が困難であると館長が認めた者

- (3) 映像資料の利用は、次に掲げる者とする。

ただし、字幕ビデオは聴覚障害の手帳を交付された者を対象とする。

ア 聴覚の障がいにより身体障害者手帳を交付された者

イ 視覚の障がいにより身体障害者手帳を交付された者

ウ 知的の障がいにより療育手帳区分の「A判定」を交付された者

(利用登録)

第6条 障がい者サービスを受けようとする者は、障がい者サービスコーナー（以下「障がい者コーナー」という。）において登録手続きをしなければならない。

- 2 登録手続きは、規則第5条第1項の規定に基づいた利用カード交付申請書を提出するものとする。この際に第4条第1項に掲げる手帳等、身分証明ができるもの及び障がい等の程度を示すものを提示しなければならない。

- 3 登録が完了した者には、規則第6条第1項の規定に基づいた利用カードを交付する。

- 4 登録を受けた者が第4条に定める対象者でなくなった場合は、その旨をすみやかに館長に届け出なければならない。

- 5 「豊田市中央図書館郵送貸出し事務取扱要領」第2条に規定する者は、規則第5条第5項に基づく代理人による申請をすることができる。

(利用カードの預り)

第7条 視覚の障がい等により利用カードの利用又は保管が困難な者は、本人の申し出により障がい者コーナーにおいてカードを預ることができる。

2 利用カードを障がい者コーナーで預かっている者は、規則第6条第4項に規定する登録の更新の際、身分証明ができるもの及び障がい等の程度を示すものの写しを郵送で提出することができる。

3 障がい者コーナーでカードを預かり始めてから3年間利用がなかった場合、図書館は利用者に連絡の上、カードを本人に返却することができる。

(資料の貸出数及び期間)

第8条 図書館資料の貸出数は、規則第10条第1項に定めるもののほか、映像資料3点以内を加えるものとする。ただし、点字図書は墨字本1点を1冊、デージー図書は1点を1冊と数え上限15冊（映像資料を除く）とし、墨字本は5点を上限とする。

2 図書館資料の貸出し期間は、1ヶ月とする。ただし、他館より借入れた資料は別に定める。

(貸出・返却窓口)

第9条 障がい者資料の貸出し返却手続きは、障がい者コーナーで行う。ただし、郵送貸出し資料は、郵送又はネットワーク館図書室カウンターでも返却することができる。

(利用時間)

第10条 障がい者コーナーにおける利用時間は、午前10時から午後5時までとする。

ただし、正午から午後1時まで及び午後5時から閉館までは、3階カウンターにて貸出し等の手続きを行うものとする。

(点訳・音訳資料等の提供)

第11条 点訳、音訳資料は、購入又は他館からの借入れによって利用に供することができない場合、館長が認めた点訳者、音訳者又は編集者の協力を得て製作するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、障がい者サービスに関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

附 則

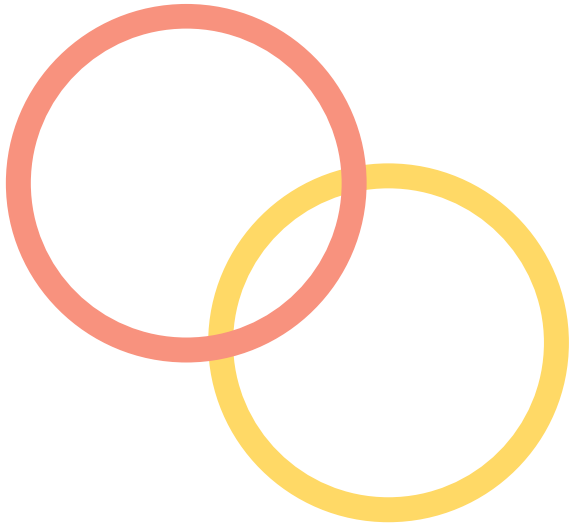
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

14

豊田市相互理解と
意思疎通に関する行動計画

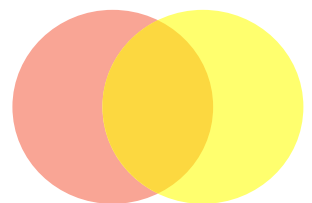


豊田市 相互理解と意思疎通 に関する行動計画

＜2021 年度～2026 年度＞

豊田市

2021 年（令和3年）3月



目次

第 1 章 基本的な考え方

1	背景及び目的・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	行動計画の位置づけ・推進体制・進行管理・・・・・・・・	1
3	基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・	2
4	計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・	3

第 2 章 目指す方向性

1	目指す姿(ミライのフツー)・・・・・・・・	4
2	推進のポイント・・・・・・・・	4
3	計画の指標・・・・・・・・	4

第 3 章 施策の体系

1	施策の体系(全体図)・・・・・・・・	5
2	早期に着手又は重点的に行う事業・・・・・・・・	6
3	事業一覧・・・・・・・・	7

第 4 章 資料

1	豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進 及び意思疎通の円滑化に関する条例(本文)・・・・・・・・	1 8
2	条例(手引き)・・・・・・・・	2 1

第 1 章 基本的な考え方

1 背景及び目的

本市は、世界有数のものづくり拠点として発展し、世界各地や全国から多くの人が集まり・暮らす都市です。加えて、市町村合併を経て広大な市域の中で多様な地域性を生かした人々の活動によるまちづくりが展開されています。

これまでも、本市は、その多様な地域性を生かし合いながら共働によるまちづくりを推進してきました。しかし、障がいの特性、言語、文化、年齢等の違いなどから生じる相互理解及び意思疎通に関する隔たりの解消が課題でした。

その課題の解消を図っていくため、障がいの有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現を目指し、「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」（以下、条例という。）を 2021 年 3 月に制定し、同年 4 月から施行しました。

条例で示す内容を総合的かつ計画的に推進していくために、条例に基づく行動計画である「相互理解と意思疎通に関する行動計画」（以下、行動計画という。）を定め、推進していきます。

2 行動計画の位置づけ・推進体制・進行管理

条例では「障がい者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた配慮が必要な者」を要配慮者と定義しています。行動計画は、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化のための施策を計画的に推進していくため、事業を体系的に示したものです。

しかし、要配慮者といっても、その対象は広く、関連する事業は多岐にわたるため、具体的な事業の推進、管理、評価は、各行政計画と連携を図っていきます。

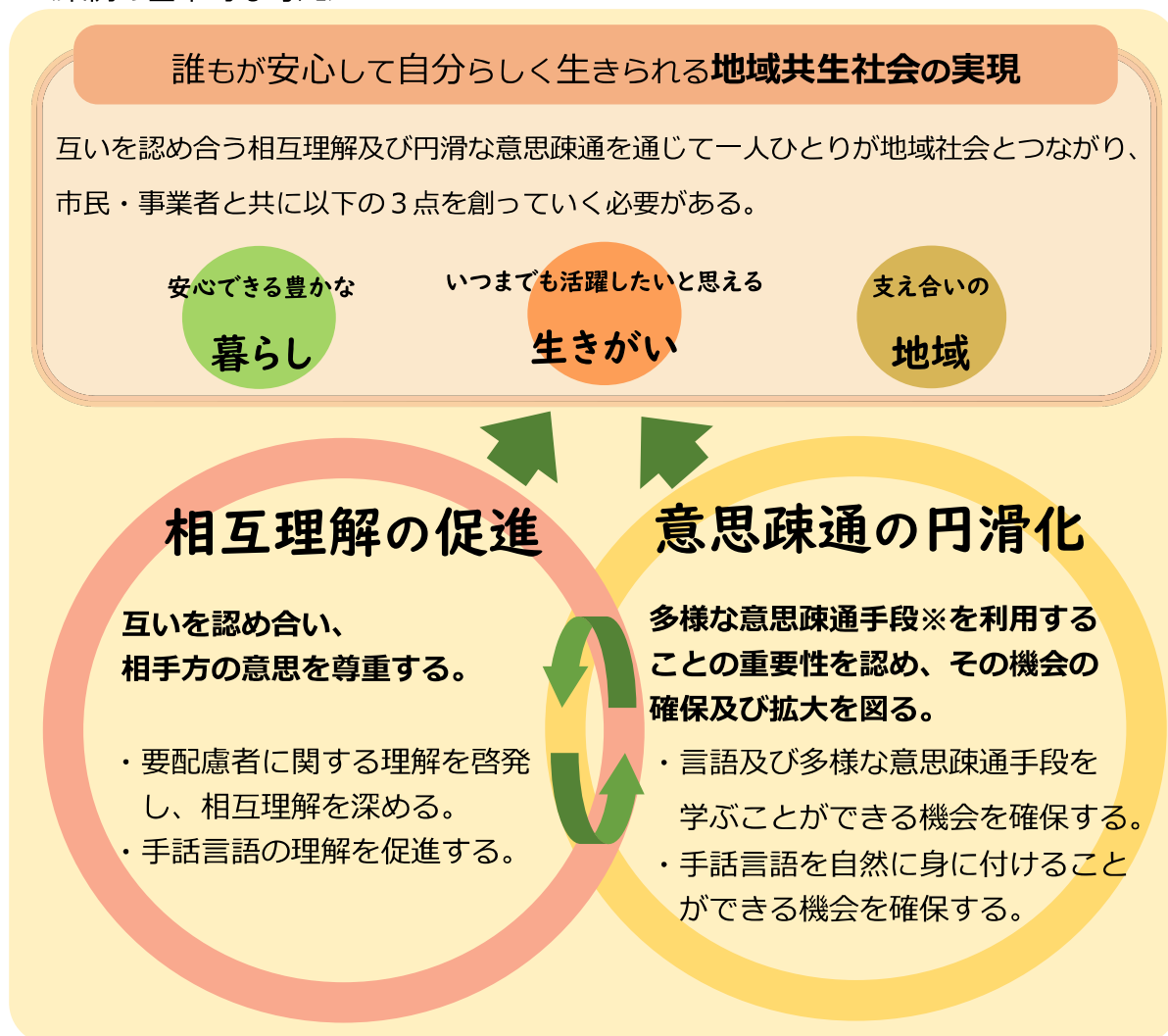
全市全庁的に取り組む横断的な改善・意識改革は、事務改善委員会において協議し、推進していきます。加えて、各行政計画を所管する関係課を中心に組織横断的な体制を作り、各行政計画と併せて、行動計画の進行状況を確認します。また、必要に応じ要配慮者、通訳者等の意見を聴く機会を設けます。

The diagram illustrates the strategic advancement of the Action Plan across four categories. At the top, a blue bar contains the text "行動計画の計画的な推進". Below this bar are four boxes, each representing a category. Each box has a header and a list of plans.

障がい者	外国人	高齢者	子ども
障がい者ライフサポートプラン	国際化推進計画	高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	子ども総合計画 教育行政計画

3 基本方針

＜条例の基本的な考え＞



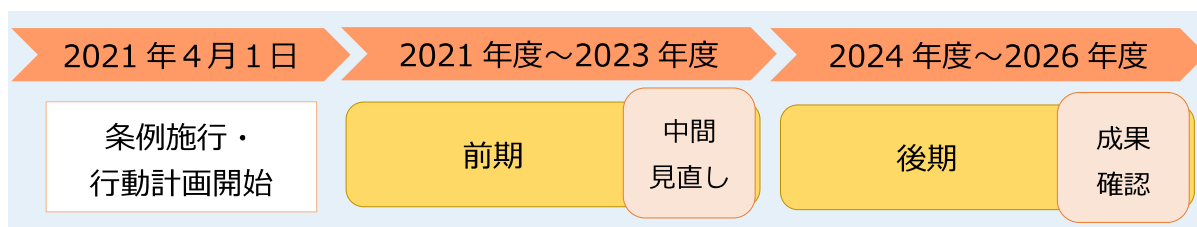
※ 意思疎通手段

音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度障がい者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段をいいます。



4 計画期間

行動計画の計画期間は 2021 年度から 2026 年度までとし、2021 年度から 2023 年度までを前期、2024 年度から 2026 年度までを後期とします。計画期間の前期終了時に計画の見直し、計画期間満了時にはその成果の確認を行うものとします。



<参考>

豊田市の人口の現状

※2021（令和3）年1月1日現在

人口 42 万 2,026 人、そのうち障がい者手帳保有者は 19,160 人（約 4.5%）、外国人は 17,610 人（約 4.2%）65 の国と地域、65 歳以上の人口は 99,007 人（約 23.5%）、18 歳未満の人口は 69,728 人（約 16.5%）

第2章 目指す方向性

1 目指す姿（ミライのフツー）

条例名からも明らかなように、本市は地域共生社会の実現を目指し、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化を図っていくため、基本理念に基づく事業を行動計画に示し、計画的に事業を推進していきます。その上で本市の目指す姿（ミライのフツー）を、以下の2点とし、施策を推進していきます。

目指す姿（ミライのフツー）

- ・ 相互理解のもと配慮が自然にできる市民、事業者、市役所
- ・ 意思疎通に格差がない地域社会

2 推進のポイント

行動計画の施策を推進していくに当たり、以下の3点を推進のポイントとし、積極的に事業の中にその視点を取り入れ、効果的に行動計画を推進していきます。

推進のポイント

- ・ 人材育成の取組の推進
- ・ 市民と共に取り組む施策の推進
- ・ ICTの活用による効果的な情報戦略

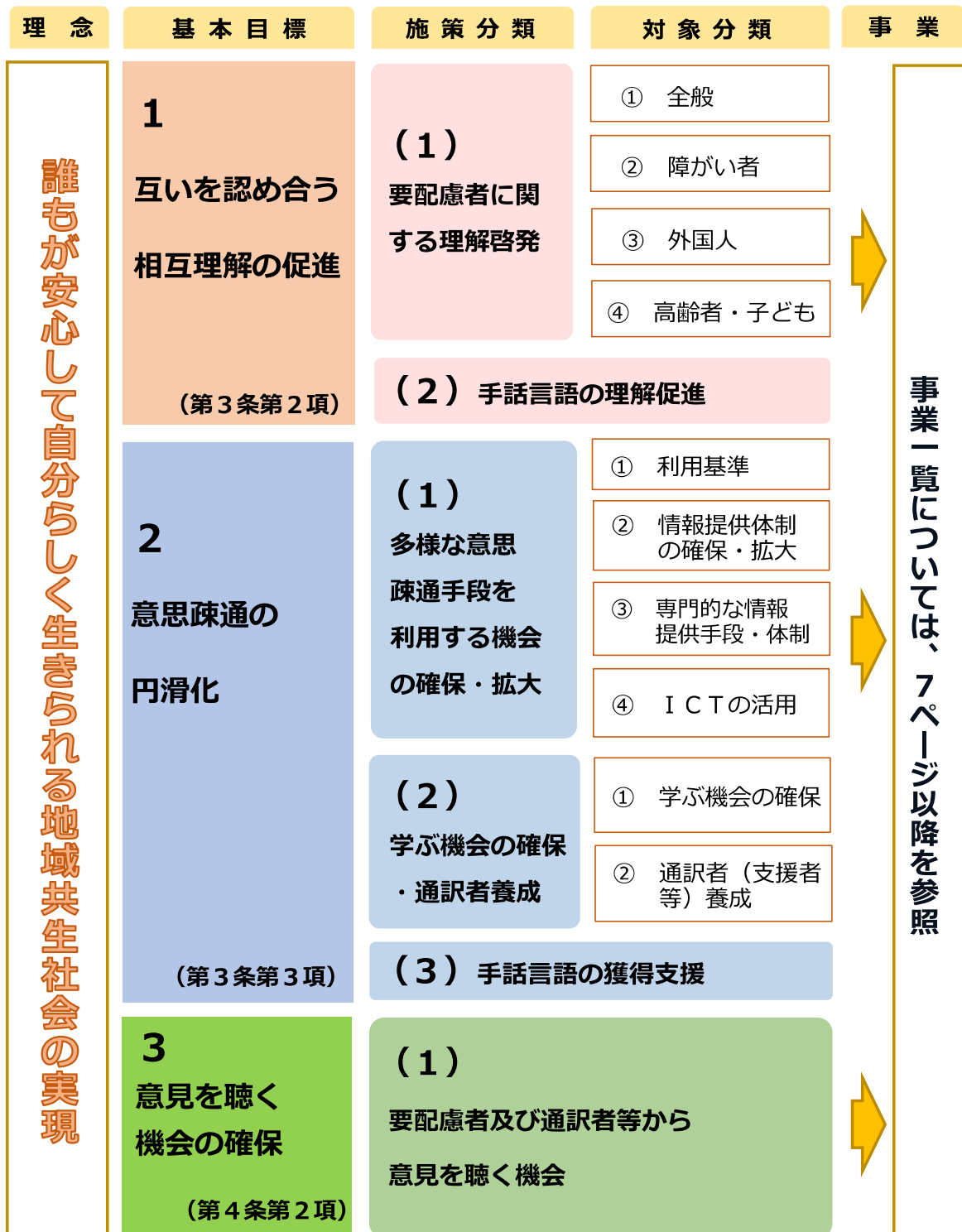
3 計画の指標

行動計画の推進状況を把握するため、指標を設定します。

	指標	現状	目指す方向
障がい者	意思疎通に困る機会がある障がい者の割合	34.0%	
外国人	日本人との交流について、コミュニケーションギャップを感じる割合	新設	
高齢者	認知症の人を理解し、協力している市民の割合	9.2%	
子ども	「子どもの権利」が尊重されていると感じる人の割合	40.4%	

第 3 章 施策の体系

1 施策の体系（全体図）



2 早期に着手又は重点的に行う事業

条例の理念を具現化していくためには、市民と共に一体となって、まちぐるみで行動計画に取り組む必要があります。

市役所は積極的に事業に取り組む中で、条例制定後の象徴的な変化として、「新しい市役所の形」を示し、条例の目的や目指す姿を分かりやすく市民に伝えることで、市民の行動の変化につなげていきます。

(事業番号は「3 事業一覧」(7ページ～)と合致)

(1) 象徴的な変化として新しい市役所の形を示すための事業

番号	事業名
6	職員の要配慮者への理解促進・学習会等の実施
29 30	意思疎通に関するガイドラインの運用・見直し
31	配慮のある窓口、分かりやすい文書・様式の推進
55	効果的なICTの活用・検討(AIチャットボット等)

(2) 市民・事業者と共に全市的に取り組むための事業

番号	事業名
1	条例の啓発資料の作成・情報発信
3	児童・生徒に対する理解啓発(福祉実践教室の実施)
5	市民・事業者向け体験講座等の実施
28	市民・事業者向けガイドラインの検討

※事業概要については「3 事業一覧」(7ページ～)を参照ください。



3 事業一覧

全 65 事業（再掲除く）

関係 6 課

障がい福祉課、国際まちづくり推進課、高齢福祉課、次世代育成課、学校教育課、行政改革推進課

基本目標 1 相互理解の促進（27 事業）

施策分類（1） 要配慮者に関する理解啓発

① 全般

番号	事業名	概要
1	条例の啓発資料の作成・情報発信 (関係 6 課)	条例の要点をまとめたパンフレットを作成し、啓発します。多様な意思疎通手段に関する啓発用動画（簡単な挨拶など）を作成し、啓発を行います。
2	小・中学校における総合的な学習の時間、道徳科 (学校教育課・教育センター)	総合的な学習の時間では、「国際理解」や「福祉・健康」等に関する課題を設定し、探究的な学習を通して、互いのよさを生かしながら、積極的に社会に参画しようとする態度を養います。 道徳科では、「相互理解、寛容」や「国際理解、国際貢献」等の内容を扱い、それぞれの個性や立場を尊重し、寛容の心をもって謙虚に他に学び、自らを高めていく態度等を育みます。
3	児童・生徒に対する理解啓発 (福祉実践教室の実施) (社会福祉協議会)	障がいのある方の気持ちやその暮らしを理解し、日常的に障がい者への配慮が実践されるように、学校等において障がい者との交流や障がいについての学びの機会を提供します。
4	大規模イベント等における条例啓発 (関係 6 課)	大規模イベントの際に、パネル展示やブース出展により、イベント来場者への理解啓発を促進します。
5	市民・事業者向け体験講座等の実施 (関係 6 課)	市民・事業者が手話・点字等多様な意思疎通手段に触れてみる体験会の実施を検討します。
6	職員の要配慮者への理解促進・学習会等の実施 (関係 6 課)	条例の基本理念に基づく理解促進のための市職員研修を実施し、要配慮者に対する理解を促進することで、行政サービスの向上を図ります。

② 障がい者

番号	事業名	概要
7	障がい者に対する合理的配慮の推進(心のバリアフリー推進講座等) (障がい福祉課)	障がい当事者の方々と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。企業への受講も促し、豊田市全体で適切な理解の下、合理的配慮が提供されるまちを目指します。

8	障がい理解・啓発のための資料作成 (障がい福祉課)	障がいの特性や障がい者に対する接し方について、講座や啓発のための資料を作成し、様々な形式で理解の促進を図ります。
9	特別支援教育の推進(小・中・特別支援学校) (学校教育課・パルクとよた)	障がいの特性に応じた意思疎通手段を学びます。文書の音声による読み上げなど ICT(タブレット型パソコン、デジタル教科書、デイジー教科書等) を活用した支援を推進します。
10	読書バリアフリーの推進 (図書館管理課)	視覚障がい者用資料及び録音再生機等の貸出や対面朗読についての周知を図り、サービスの利用を促進します。また、障がいの有無にかかわらず楽しめるイベント(バリアフリー映画上映会等)を実施し、障がいへの理解を促進します。
11	精神保健福祉啓発(精神障がいの理解促進講演会等) (保健支援課・地域保健課)	地域住民等を対象に、精神障がいに関する知識の普及や理解促進を図るため、講演会等を実施します。
12	公共交通機関事業所への理解促進(バリアフリー対応研修) (交通政策課)	車いす利用者を始めとした、障がい者・高齢者・子連れ利用者等が、より安全に安心して利用できるよう声のかけ方などについての研修をおいでんバスの事業者に対して行います。

③ 外国人

番号	事業名	概要
13	児童生徒への国際理解教育の推進(小・中・高等・特別支援学校等) (国際まちづくり推進課)	市内の小・中・高等・特別支援学校等の児童生徒を対象に、国際をテーマとした講演等を実施し、児童生徒の国際分野への理解と興味を深めます。
14	国際理解の促進(国際理解セミナー等) (国際まちづくり推進課)	市民向けに国際協力や多文化共生等様々な分野において活躍する講師による参加体験型セミナーを開催し、国際分野への理解促進を図ります。
15	異文化理解の促進(ナショナルデー等) (国際まちづくり推進課)	世界の様々な国・地域の文化等を広く市民に紹介するイベントを開催し、市民の異文化等への理解を深めます。
16	外国人児童生徒等教育の推進(小・中・特別支援学校) (学校教育課)	日本語指導が必要な児童生徒に対して、日本語の習得状況を踏まえ、個に応じた指導や支援を行います。また、外国人家庭へは、必要に応じた翻訳を6言語で対応します。
17	外国人日本語能力の向上(日本語教室) (国際まちづくり推進課)	外国人住民が日本人と円滑な意思疎通を図ることができるよう日本語教室を開催します。

18	子どもの国際感覚の向上(子ども国際クラブ) (国際まちづくり推進課)	子どもの国際感覚を育むことを目的に、小学生を対象に世界の文化等について学ぶ機会を設けます。
----	---------------------------------------	---

④ 高齢者・子ども

番号	事業名	概要
19	高齢者との相互理解促進(お元気ですかボランティア) (高齢福祉課)	話し相手になるボランティアが自宅を訪問し、ひとり暮らし高齢者等の孤独感の解消と安否確認のため傾聴を行います。
20	認知症サポーター養成講座の実施 (高齢福祉課)	認知症への理解を深めるとともに認知症の方との接し方について学習する講座を実施します。
21	学校教育における高齢者の理解促進 (高齢福祉課・介護保険課)	超高齢社会の進展を見据え、若年層へ的高齢者理解を促進するために、学校や介護サービス事業所等と連携して授業を実施します。
22	小・中学校における教育相談 (教育相談週間・事前アンケート等) (学校教育課・パルクとよた)	市内の小・中学校では、教育相談週間を年に2、3回程度設定し、学習・いじめ・家庭等に関する悩みの早期発見や解消につなげています。どの子ども担任等に相談しやすい環境とするとともに、担任等が個々の悩みを把握しやすくするため、アンケート等を実施しています。
23	地域学校共働本部の運営 (学校教育課)	地域と学校が連携・共働し、地域全体で児童生徒の成長を支える体制づくりを推進します。
24	子どもに関わる団体や大人への子どもの権利啓発研修の実施 (次世代育成課)	育ち学ぶ施設(学校教育施設、社会教育施設、児童福祉施設など)及び地域において子どもに関するボランティア活動を行う団体や大人に対し、子どもの権利啓発や研修の機会を設けます。
25	子どもの権利学習プログラムの推進 (次世代育成課)	市が独自に作成した子どもの権利学習プログラム(幼児版、小学生版(低学年、中学年、高学年)、中学生版、保護者版)を実施します。幼児にはこども園と家庭で連携しながら、児童生徒には道德の授業などで実施することで、子どもの自己肯定意識の向上、自他の権利の正しい理解を促進します。



施策分類（２） 手話言語の理解促進

番号	事業名	概要
26	（仮）手話言語ふれあいサロンの検討 （障がい福祉課）	手話言語の獲得を目指した（仮）手話言語ふれあいサロンの実施を検討します。
27	手話奉仕員・手話通訳者養成講座の実施 （障がい福祉課）	手話で日常生活を行うため、また、手話通訳に必要な知識・技術を習得した手話奉仕員や手話通訳者を養成するための市民向け講座を実施します。



基本目標 2 意思疎通の円滑化 (45 事業) ※再掲含む

施策分類 (1) 多様な意思疎通手段の利用機会の確保・拡大

① 多様な意思疎通手段の利用基準

番号	事業名	概要
28	市民・事業者向けガイドラインの検討 (関係 6 課)	市民・事業者向けの要配慮者に関するガイドラインの作成を検討します。
29	ユニバーサル市役所とよたガイドラインの運用・見直し (障がい福祉課)	庁内の事業・事務に関する配慮を示したユニバーサル市役所とよた (U S T) ガイドラインの運用・見直しを実施します。
30	(仮)多言語化ガイドラインの策定 (国際まちづくり推進課)	多国籍化する外国人市民等に対応するため、既存の「外国人への情報提供に係る多言語化等の方針」(平成 21 年度策定) の改定に加え、新たにやさしい日本語の活用を含んだ「(仮) 多言語化ガイドライン」を策定します。

② 多様な意思疎通手段を利用する機会の確保・拡大

番号	事業名	概要
31	配慮のある窓口、分かりやすい文書・様式の推進 (行政改革推進課、障がい福祉課、国際まちづくり推進課等)	要配慮者を意識した誰でも分かりやすい窓口の工夫や文書・様式の改善を推進します。
32	手話、要約筆記等障がいの特性に応じた通訳者派遣 (障がい福祉課)	障がい者が意思疎通するための支援として、必要な通訳者を派遣します。
33	手話通訳者の設置 (障がい福祉課)	手話通訳者を市役所に設置し、事務手続等の利便性を図ります。
34	多言語化ややさしい日本語の活用等の推進 (通知文、チラシ等) (国際まちづくり推進課)	外国人市民向けの行政文書や窓口での対応等において、多言語ややさしい日本語の活用を推進します。
35	市各部署等への外国語通訳者の紹介 (国際まちづくり推進課)	市役所等の窓口や相談対応等を支援するため、市各部署からの依頼に応じて外国語通訳者を紹介します。
36	外国語通訳者の設置 (市民相談課)	外国語通訳者を市役所に設置し、事務手続等の利便性を図ります。
37	市長記者会見動画における配慮 (手話、字幕) (市政発信課)	YouTube で配信する市長記者会見動画に手話通訳のワイプ挿入及び字幕対応を実施します。

38	市ホームページのユニバーサル推進（音声読み上げ、拡大文字、多言語対応） （市政発信課）	市ホームページの音声読み上げ、文字の大きさ調整、配色の変更が可能です。また、英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語への翻訳に対応しています。
39	広報とよたのユニバーサル推進（UDフォント） （市政発信課）	UD（ユニバーサルデザイン）フォントを使用します。また、声の広報、点字広報を発行します。

③ 専門的な情報提供手段・体制

番号	事業名	概要
40	（仮）意思疎通支援ツールの検討（民間窓口等） （障がい福祉課）	災害時に限らず、平時におけるコミュニケーション支援ボードの活用を図るために、様々な場面に応じた支援ボードの作成や配布を検討します。
41	コミュニケーション支援ボードの運用（災害時） （障がい福祉課・防災対策課・消防本部）	英語、ポルトガル語、中国語で作成したコミュニケーション支援ボードを避難所に設置し、避難所開設時に活用します。また、救急車内に積載し、状況に応じて活用します。
42	災害時における多様な意思伝達手段の利用促進（緊急メールとよた・文字表示型防災ラジオ） （防災対策課）	登録制メール配信システムによる気象情報・地震情報等の多言語配信を実施します（状況に適したやさしい日本語の積極的な活用）。 聴覚障がい者に対して、避難情報等の確実な情報伝達をするため、文字表示型防災ラジオを活用します。
43	避難所運営における意思疎通ツールの確保（多言語表示シート等） （防災対策課）	避難所運営において、避難所運営班を対象に多言語表示シートを活用します。
44	外国語による 119 番通報手段の確保（多言語コールセンター） （指令課）	外国語による 119 番通報時、通訳を交えることで相互理解を図るシステムを活用します。
45	音声以外の 119 番通報手段の確保（Net 119、メール 119 及び F A X 119） （指令課）	音声による 119 番通報が困難な場合に、インターネット回線のチャット方式や E メール、F A X による 119 番通報に対応します。また、通報の際、必要に応じて手話通訳者を搬送先の病院へ派遣します。
46	広報とよたの多言語発信（広報とよたデジタルブック） （市政発信課）	パソコン・スマートフォンから見ることのできるデジタルブックで広報とよたを配信します。（音声読み上げ、文字の大きさ調整、英語、韓国語、中国語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語、インドネシア語、ベトナム語への翻訳に対応しています。）

47	外国語に対応した SNS 発信 (外国語版Instagram) (市政発信課)	景観や食、祭りなどの豊田市の魅力を綺麗な写真を使って、英語、中国語、韓国語、タイ語で配信します。
48	ごみ収集に関する多言語発信(ごみカレンダー、分別アプリ等) (ごみ減量推進課)	ごみカレンダーについては、日本語のほか英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語、インドネシア語、ベトナム語、タイ語、ネパール語、タガログ語の9言語に対応します。 資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」については、日本語のほか、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語の4言語に対応します。
49	公的病院における通訳者雇用(豊田市公的病院運営費補助) (地域包括ケア企画課)	市民の健康の増進と福祉の向上を図ることを目的に、市内にある公的病院の運営に要する費用の一部を補助することにより、市内における医療体制の強化を図ります。(補助対象の中に「外国語通訳等の患者サービスの向上のための業務に従事する者の給料及び手当」があります。)
50	意思決定支援の推進と多職種連携の強化(意思決定支援ポイント集) (地域包括ケア企画課)	市民が自らの意思に基づいた生活を送れることを目的に意思決定支援に関する専門職の共通理解促進のためのツールとして作成した「意思決定支援ポイント集」を活用して、多職種連携の強化と意思決定支援に関する普及啓発を行います。
51	国勢調査実施に係る多様な意思疎通手段を用いた情報提供 (庶務課)	ホームページに翻訳された調査票を掲載するなど、外国人が円滑に回答できる環境を整えます。 「点字調査票」等の存在や調査員による代理記入が可能であることなどを、視覚障がいのある方に向けて発信するとともに、広報とよたや市ホームページで周知を行います。
52	博物館整備における配慮 (博物館準備室)	各団体にヒアリングを行い検討します。
53	議会における手話通訳職員の配置 (議会事務局)	聴覚障がいのある議員や来客者との意思疎通を円滑にするため議会事務局に手話通訳者を設置します。
54	本会議・委員会傍聴者への手話通訳及び要約筆記の手配 (議会事務局)	聴覚障がい者が傍聴する場合、傍聴席等において手話通訳及び要約筆記の手配を行います。



④ ICTを活用した多様な意思疎通手段での情報提供

番号	事業名	概要
55	効果的なICTの活用・検討 (AIチャットボット等) (情報戦略課)	AI機能を活用した自動回答システムを豊田市ホームページに設置し、意思疎通が困難な市民であっても必要な情報を容易に取得できるよう対応します。
56	電話・映像による外国語通訳サービス (市民相談課)	市職員が電話又は映像による外国語通訳サービスを用いて、外国人とのコミュニケーションを図ります。
57	機器を用いた障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の確保 (障がい福祉課)	状況に応じて、効果的な機器の導入・運用を検討します。(点字プリンター等)



基本目標 2 意思疎通の円滑化

施策分類 (2) 学ぶ機会の確保・通訳者養成

① 学ぶ機会の確保

番号	事業名	概要
5 (再)	市民・事業者向け体験講座等の実施 (関係 6 課)	市民・事業者が手話・点字等多様な意思疎通手段に触れてみる体験会の実施を検討します。
6 (再)	職員の要配慮者への理解促進・学習会等の実施 (関係 6 課)	条例の基本理念に基づく理解促進のための市職員研修を実施し、要配慮者に対する理解を促進することで、行政サービスの向上を図ります。
7 (再)	障がい者に対する合理的配慮の推進(心のバリアフリー講座等) (障がい福祉課)	障がい当事者の方々と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。企業への受講も促し、豊田市全体で適切な理解の下、合理的配慮が提供されるまちを目指します。
8 (再)	障がい理解・啓発のための資料作成 (障がい福祉課)	障がいの特性や障がい者に対する接し方について、講座や啓発のための資料を作成し、様々な形式で理解の促進を図ります。
14 (再)	国際理解の促進(国際理解セミナー等) (国際まちづくり推進課)	市民向けに国際協力や多文化共生等様々な分野において活躍する講師による参加体験型セミナーを開催し、国際分野への理解促進を図ります。
15 (再)	異文化理解の促進(ナショナルデー等) (国際まちづくり推進課)	世界の様々な国・地域の文化等を広く市民に紹介するイベントを開催し、市民の異文化等への理解を深めます。
17 (再)	外国人日本語能力の向上 (日本語教室) (国際まちづくり推進課)	外国人住民が日本人と円滑な意思疎通を図ることができるよう日本語教室を開催します。
18 (再)	子どもの国際感覚の向上(子ども国際クラブ) (国際まちづくり推進課)	子どもの国際感覚を育むことを目的に、小学生を対象に世界の文化等について学ぶ機会を設けます。
20 (再)	認知症サポーター養成講座の実施 (高齢福祉課)	認知症への理解を深めるとともに認知症の方との接し方について学習する講座を実施します。
58	中央図書館の図書資料等の充実 (図書館管理課)	豊田市中心図書館において、点字や録音による図書及び副音声や字幕ガイドがついた映像資料等の購入、作成を進めます。
59	点字資料や視覚障がい者用の録音再生機等の貸出 (図書館管理課)	学校において福祉の学習に必要な場合は、点字資料や視覚障がい者用の録音再生機等の貸出を行い、障がいへの理解を促進します。

60	障がいのある子どもが通う学校への資料貸出 (図書館管理課)	障がいのある子どもが通う学校に、障がいのある人のための資料(点字資料や録音図書等)の団体貸出を行い、学ぶ機会の充実を図ります。
----	----------------------------------	---

② 通訳者(支援者等)養成

番号	事業名	概要
61	障がいに応じた多様な意思疎通支援者養成講座の実施 (障がい福祉課)	手話奉仕員や手話通訳者を養成するための市民向け講座を実施します。 要約筆記者、音訳者、点訳者等障がいに応じた意思疎通支援者養成講座を実施します。
62	点訳・音訳ボランティア養成講座、スキルアップ講座の実施 (障がい福祉課)	障がい者の情報保障の更なる充実のため、点訳資料作成協力者であるボランティアの養成及びスキルアップ講座を実施します。

施策分類(3) 手話言語の獲得支援

番号	事業名	概要
26 (再)	(仮)手話言語ふれあいサロンの検討(再掲) (障がい福祉課)	手話言語の獲得を目指したふれあいサロン実施を検討します。



基本目標3 意見を聴く機会の確保（4事業） ※再掲含む

施策分類（1） 要配慮者及び通訳者等から意見を聴く機会

番号	事業名	概要
63	障がい者の意見を聴く機会の設定（計画推進懇話会） （障がい福祉課）	豊田市障がい者ライフサポートプランに記載する施策の推進に当たり、障がいのある方やその家族等から意見を聴く機会を設けます。
64	（仮）外国人の意見を聴く機会の設定 （国際まちづくり推進課）	外国人の意見を市の施策や事業に反映させるため、外国人から意見を聴く機会を設けます。
22 (再)	教育相談週間・事前アンケート等（小・中学校） （学校教育課・パルクとよた）	市内の小中学校では、教育相談週間を年に2、3回程度設定し、学習・いじめ・家庭等に関する悩みの早期発見や解消につなげています。どの子も担任等に相談しやすい環境とするとともに、担任等が個々の悩みを把握しやすくするため、アンケートを行う等の工夫を実施しています。
65	その他要配慮者から意見を聴く機会の確保（関係課）	要配慮者に関する各団体から意見を聴く機会を設けます。



豊田市相互理解と意思疎通に関する行動計画

第4章 資料

1 条例（本文）

とよたしちいききょうせいしゃかい じつげん む そうごりかい そくしんおよ いしそつう えんかつか
 豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化
 かん じょうれい
 に関する条例

とよたしは、しょうがい うむ こくせき ねんれいとう と だれ あんしん じぶん い
 豊田市は、障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生き
 ちいききょうせいしゃかい じつげん めざ
 られる地域共生社会の実現を目指している。

そのためには、たが みと あ そうごりかい およ えんかつ いしそつう つう ひとりひとりが
 ちいききょうせいしゃかい あんしん ゆた く かつやく おも い
 地域社会とつながり、安心できる豊かな暮らし、いつまでも活躍したいと思える生
 およ ささ あ ちいき とも つく ひつよう
 きがい及び支え合いの地域を共に創っていく必要がある。

ほんしは、これまで多様な地域性を生かし合いながら、きょうどう
 すいしん しょうがい とくせい げんご ぶんか ねんれいとう ちが そうごりかい およ いし
 推進してきたが、障害の特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思
 そつう へだ しょう かいしょう いっそうはか ひつよう
 疎通にまだ隔たりが生じており、その解消を一層図っていく必要がある。とり
 しゅわ おんせいげんご こと どくじ ぶんぼうたいけい も げんご ひろ し
 わけ、手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることが広く知ら
 しゅわげんご りかい そくしん ひつよう
 れているとはいえないため、手話言語の理解を促進していく必要がある。

わたしは、このような認識を くにしき きょうゆう いったい そうごりかい そくしんおよ いし
 そつう えんかつか と く じょうれい せいてい
 疎通の円滑化に取り組むため、この条例を制定する。

（目的）

だい じょう じょうれい ようはいりよしや かん そうごりかい そくしんおよ いしそつう えんかつか
 第1条 この条例は、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に
 きほんりねん さだ し せきむとう あき そうごりかい そくしん
 ついて、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、相互理解の促進
 およ いしそつう えんかつか せさく すいしん しょうがい うむ こくせき
 及び意思疎通の円滑化のための施策を推進することにより、障害の有無、国籍、
 ねんれいとう と だれ あんしん じぶん い ちいききょうせいしゃかい じつげん
 年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に
 きよ もくてき
 寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 言語 日本語及び外国語を含めた音声言語並びに手話言語をいう。
- (2) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (3) 事業者 市内において事業又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (4) 意思疎通手段 音声、文字、手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、重度障害者用意思伝達装置、代筆、代読、拡大文字、触覚を使った意思疎通、実物又は絵図の提示、翻訳、音声言語通訳、やさしい日本語その他意思疎通を図るための手段をいう。
- (5) 要配慮者 障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた配慮が必要な者をいう。

(基本理念)

第3条 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現のためには、相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければならない。

2 相互理解の促進は、互いを認め合い、相手方の意思を尊重して行われなければならない。

3 意思疎通の円滑化は、多様な意思疎通手段を利用することの重要性を認め、その機会の確保及び拡大を図られることを旨として行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、市民及び事業者と共に、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進する責務を有する。

2 市は、前項の施策を推進するため、必要に応じて要配慮者、通訳者等の意見を聴くものとする。

(市民の役割)

だい じょう しみん きほんりねん し すいしん せさく きょうりよく つと
第5条 市民は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努める
ものとする。

じ ぎょうしゃ やくわり
(事業者の役割)

だい じょう じ ぎょうしゃ きほんりねん し すいしん せさく きょうりよく つと
第6条 事業者は、基本理念にのっとり、市が推進する施策に協力するよう努
めるものとする。

じ ぎょうしゃ ようはいりよしや たい たよう い し そつうしゅだん りよう すいしん つと
2 事業者は、要配慮者に対する多様な意思疎通手段の利用の推進に努めるものと
する。

こうどうけいかく さくてい
(行動計画の策定)

だい じょう し だい じょう きてい せきむ は ひつよう こうどうけいかく さくてい
第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすために必要な行動計画を策定する
ものとする。

そうごりかい そくしん そちとう
(相互理解の促進のための措置等)

だい じょう し ようはいりよしや かん りかい けいはつ そうごりかい ふか ひつよう
第8条 市は、要配慮者に関する理解を啓発し、相互理解を深めるために必要な
措置を講ずるものとする。

し しゅわげんご りかい そくしん ひつよう そち こう
2 市は、手話言語の理解を促進するために必要な措置を講ずるものとする。

い し そつう えんかつか そちとう
(意思疎通の円滑化のための措置等)

だい じょう し げんごおよ たよう い し そつうしゅだん まな きかい かくほ
第9条 市は、言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、
意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。

し しゅわげんご しぜん み つ きかい かくほ ひつよう
2 市は、手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するために必要な
措置を講ずるものとする。

ざいせいじょう そち
(財政上の措置)

だい じょう し ちいききょうせいしやかい じつげん む そうごりかい そくしんおよ い し そつう
第10条 市は、地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の
円滑化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるも
のとする。

ふ そく
附 則

じょうれい れいわ ねん がつ にち せこう
この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2 条例（手引き）

（全体）

「障がい」、「障害」の表記について

豊田市障害の表記方法の特例を定める条例（平成 19 年 12 月 26 日条例 101 号）により、条例内に限っては、「障害」と表記しています。

（前文）

本市は、これまでも多様な地域性を生かし合いながら、共働によるまちづくりを推進してきたが、障害の特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思疎通にいまだ隔たりが生じており、その隔たりの解消を一層図っていく必要がある。

（解説）

「相互理解及び意思疎通にいまだ隔たりが生じており、」

→隔たりについて

意思疎通における格差とも表現できますが、格差と表現すると上下の印象を与えてしまうことがあります。そのため意思疎通の隔たりという記載にし、意思疎通間の（横の）隔たり（距離）があることを表現しています。また、この隔たりは、解消に向け距離が縮まることはあっても完全になくなるという状態はあり得ないと解釈しています。なぜなら、障がいや文化の違いといったそれぞれの特性があるからであり、市は、要配慮者に関してお互いを理解し合い・認め合う市民意識の醸成を図っていくことが重要であると解しています。

「その隔たりの解消」

→「障害の特性、言語、文化、年齢等の違いから、相互理解及び意思疎通にいまだ隔たりが生じている」こと

（前文）

とりわけ、手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることが広く知られているとはいえないため、手話言語の理解を促進していく必要がある。

（解説）

→この条例は、手話言語の要素も含めた条例であり、（関係条文第 8 条 2 項、第 9 条 2 項）手話は音声言語とは異なる独自の文法体系を持つ言語であることの理解が進んでおらず、普及に努める必要があることを示しています。

(第1条) (目的)

第1条 この条例は、要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化について、基本理念を定め、市の責務等を明らかにするとともに、相互理解の促進及び意思疎通の円滑化のための施策を推進することにより、障害の有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

(解説)

→前文において、豊田市は地域共生社会の実現を目指しており、障がいの有無、国籍、年齢等を問わず、誰もが安心して自分らしく生きられるよう、互いを認め合う相互理解及び円滑な意思疎通と整理していますが、この条例の第1条目的においては、より明確に要配慮者に関する相互理解の促進及び意思疎通の円滑化と記載しています。要配慮者は第2条第5項において、「障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた意思疎通に配慮が必要な者」と定義しています。

(第2条) (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(解説)

「(1) 言語 日本語や外国語を含めた音声言語及び手話言語をいう。」

→音声言語と手話言語が並列であり、音声言語の中には、日本語、英語、ポルトガル語等があります。

(中略)

「(5) 要配慮者 障害者、外国人、高齢者、子ども等のうち、その者に適する意思疎通手段を用いた意思疎通に配慮が必要な者をいう。」

→等…一時的に意思疎通が困難な状況である者を想定しています。

(例：災害等により被災し意思疎通が困難となっている被災者、急病人)

第3条 (基本理念)

第3条 誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現に向けた取組は、相互理解及び円滑な意思疎通が重要であるとの認識の下に行われなければならない。

(解説)

→この条例は、「相互理解の促進」及び「意思疎通の円滑化」のための施策を推進することにより、目標として掲げる「誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現」を目指すものです。

第4条 (市の責務)

第5条 (市民の役割)

第6条 (事業者の役割)

「責務」と「役割」
(解説) →責務は役割に加え責任が生じます。 事業者の役割を市民の役割と分けて記載する理由 →事業者は、顧客関係及び雇用に関して、要配慮者と接する機会があり、要配慮者の不利益にならないように、多様な意思疎通手段の利用の推進の規定を設けています。

第7条（行動計画の策定）

第7条 市は、第4条に規定する責務を果たすために必要な行動計画を策定するものとする。
(解説) 「行動計画を策定するもの」 →この行動計画はこの条項に基づき策定しています。

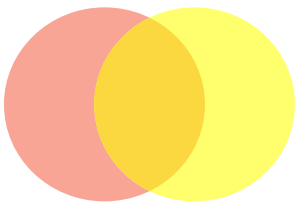
第8条（相互理解の促進のための措置等）

第9条（意思疎通の円滑化のための措置等）

第9条 市は、言語及び多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を確保し、意思疎通の円滑化のために必要な措置を講ずるものとする。
2 市は、手話言語を自然に身に付けることができる機会を確保するために必要な措置を講ずるものとする。
(解説) 第8条は第3条第2項の内容を、第9条は第3条第3項の内容を具体的に示した内容です。 「学ぶことができる（習得）機会」と「自然に身に付けることができる（獲得）機会」の違い →「習得」と「獲得」の違い 参考：母語（第一言語）は獲得、第二言語以降は習得

第10条（財政上の措置）

第10条 市は、地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。
(解説) →行動計画に示す施策を推進していくため、市は財政上の措置を講ずるよう努めることを示した内容です。



豊田市相互理解と意思疎通に関する行動計画

2021 年（令和 3 年）3 月

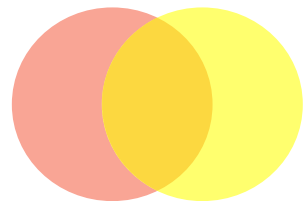
福祉部障がい福祉課

〒471-8501 豊田市西町 3-60 豊田市役所東庁舎 1 階

電話 0565-34-6751

F A X 0565-33-2940

E-mail shougai_hu@city.toyota.aichi.jp



15

豊田市障がい者ライフサポートプラン

第5次

豊田市障がい者 ライフサポートプラン

豊田市障がい者計画・第6期豊田市障がい福祉計画・第2期豊田市障がい児福祉計画

2021年3月
豊田市

ごあいさつ



本市は、障がい福祉の向上のための長期的な計画として、1983年3月に「豊田市心身障がい者福祉長期計画」を策定して以来、見直しを重ね、2015年3月に策定した「豊田市障がい者ライフサポートプラン 2015」に基づき、様々な障がい福祉施策を進めてまいりました。

また、2016年4月に「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、本市においても、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けた取組を推進しています。

こうした中、これまでの成果を生かしながら、障がい者の高齢化や重度化に伴う支援ニーズの変化等に対応し、障がい福祉の一層の充実を図るため、新たに「第5次豊田市障がい者ライフサポートプラン」を策定しました。

本計画は「障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現」を基本理念とし、3つの基本目標を掲げ、2026年度までに達成すべき目標と、そのために取り組むべき施策展開を明らかにしています。

今後、当事者の皆様をはじめ、福祉・保健・医療・教育・労働の関係機関と連携し、幅広い施策を着実に進めてまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、豊田市社会福祉審議会障がい者専門分科会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せいただいた多くの皆様に心から感謝申し上げますとともに、引き続き市政に対するご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2021年3月

豊田市長 太田 稔彦

目 次

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景	2
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	4
4 障がい者・障がい児の定義	4
5 計画の進捗管理	5

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標の設定	8
2 施策分野の設定	10
3 施策分野	10
4 施策体系	12

第3章 施策の展開

1 まちと心のバリアフリー	16
2 権利擁護・虐待防止	18
3 意思疎通支援・情報保障	20
4 事業所整備・運営支援	22
5 保健・医療	24
6 防災・防犯	26
7 教育・保育・子育て	28
8 就労・雇用	30
9 生涯活躍	32

第4章 事業の展開

1 事業一覧	40
--------------	----

第5章 計画の指標

1 総合指標	54
2 成果指標	55
3 成果目標	56

第6章 サービスの見込量等

1 訪問系サービス	60
2 日中活動系サービス	61
3 居住・入所系サービス	62

4 相談支援	62
5 障がい児支援	63
6 地域生活支援事業	65
7 発達障がい者等に対する支援	69
8 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築	69
9 相談支援体制の充実・強化のための取組	70
10 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組	70

第7章 資料編

1 総人口・障がい者数の今後の見込み	72
2 障がい者等に関する現状	74
3 計画策定経過	88
4 委員名簿等	89
5 障がい福祉年表	92
6 用語説明	99

第 1 章 計画の概要

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

- ・ 国の障がい者施策は、「リハビリテーション（ライフステージの全段階において全人間的復権を目指す）」、「ノーマライゼーション（障がいのある人もない人も共に一緒に暮らし、活動する社会を目指す）」という普遍的な理念に基づき、社会における障がい者の「完全参加と平等」の実現に向けた取組として進められてきました。
- ・ 国連で 2006 年に「障がい者の権利に関する条約（障がい者権利条約）」が採択され、我が国においても、その批准に向けた国内法の整備が進められ、2014 年に批准されました。
- ・ 障がい者基本法では、障がい者の定義が見直され、「個人の機能障がい」に原因があるものとする「医学モデル」から、「障がい（機能障がい）及び社会的障壁（日常生活や社会生活を営む上で障壁となる事物、制度、慣行、観念等）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする「社会モデル」に考え方を大きく転換しました。
- ・ また、障がい者権利条約における「合理的配慮」の概念を導入し、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える共生社会の形成に向けて、積極的な取組が進められてきました。
- ・ こうした考え方を踏まえ、現在は、「第 4 次障がい者基本計画」を策定し、共生社会の実現に向けた障がい者施策の方向性を示しています。

(2) 市の動き

- ・ 1983 年に初めての障がい者に関する長期計画である「豊田市心身障がい者福祉長期計画」を策定し、以降、前計画である「豊田市障がい者ライフサポートプラン 2015」まで、重点施策などを掲げ、計画に基づく障がい者施策の積極的な展開を図ってきました。
- ・ これらの取組は着実な成果をあげてきていますが、国における障がい者施策の動向に適切に対応し、障がい者を取り巻く様々な課題に対する取組を一層充実していくことが求められています。
- ・ そのため、前計画を見直し、地域共生社会の実現に向けた取組を計画的・継続的に推進していくために、新たな指針として「第 5 次豊田市障がい者ライフサポートプラン（以下「本計画」という。）」を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、障がい者基本法に基づき、本市の障がい福祉施策の方向性等を定めた「豊田市障がい者計画」、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障がい者総合支援法」という。）及び児童福祉法に基づき、障がい福祉サービス等の利用見込みや提供体制を定める「第6期豊田市障がい福祉計画」、「第2期豊田市障がい児福祉計画」の3つの性格を併せ持つ計画として策定するものです。

豊田市障がい者計画

根拠法：障がい者基本法第11条第3項に規定する市町村障がい者計画

豊田市障がい福祉計画

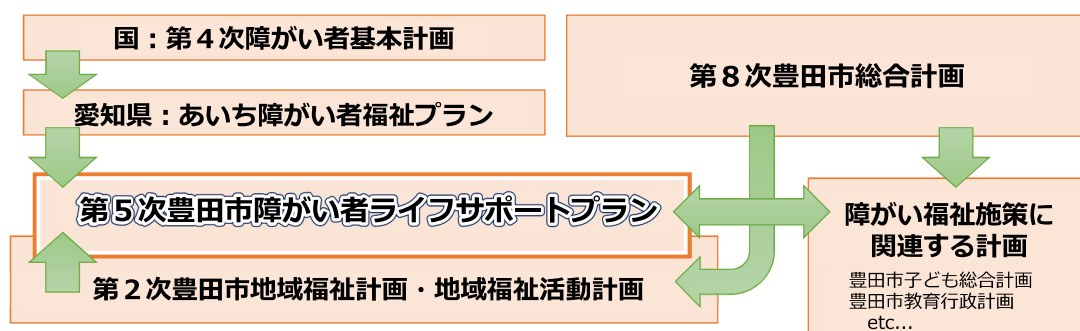
根拠法：障がい者総合支援法第88条第1項に規定する市町村障がい福祉計画

豊田市障がい児福祉計画

根拠法：児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障がい児福祉計画

本計画は、上位計画である国の「第4次障がい者基本計画」、愛知県の「あいち障がい者福祉プラン」、豊田市の「第8次豊田市総合計画」や、豊田市の福祉に関する基盤計画である「豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合を図っています。

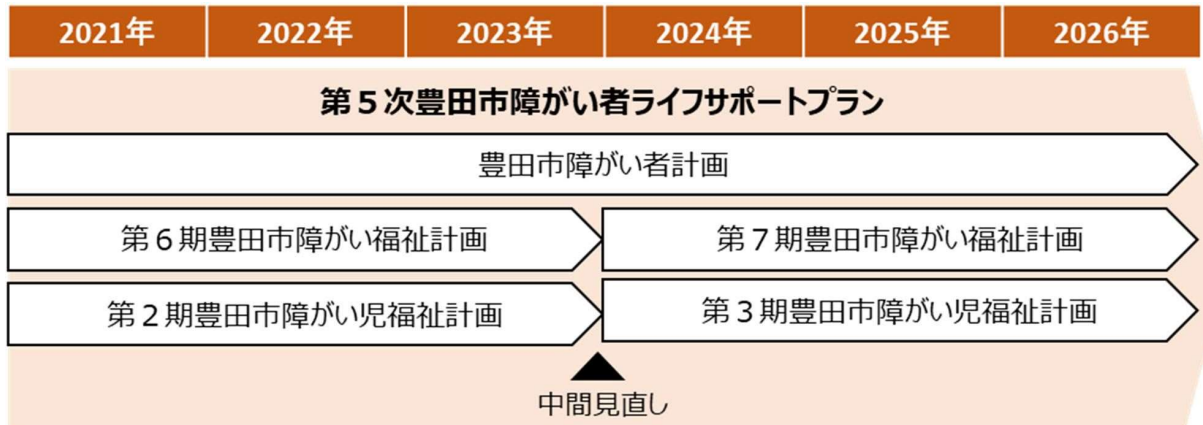
また、「豊田市子ども総合計画」や「豊田市教育行政計画」等の障がい福祉施策に関連した個別計画とも整合を図り、効果的に施策を推進していきます。



3 計画期間

本計画の計画期間は、2021 年度から 2026 年度までの 6 年間です。

ただし、計画策定から 3 年後に中間見直しを行い、「第 7 期障がい福祉計画」及び「第 3 期障がい児福祉計画」を定め、本計画に含めます。



4 障がい者・障がい児の定義

各法における障がい者の定義は以下のとおりです。

【障がい者基本法】

身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

【障がい者総合支援法・児童福祉法】

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む。）及び治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病（以下「難病等」という。）であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者

上記の考えを基本とし、本計画における「障がい者」、「障がい児」を以下のとおり定義します。

障がい者	身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい者を含む。）、難病等その他の心身機能の障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者
障がい児	障がい者のうち 18 歳未満である者

5 計画の進捗管理

(1) 計画の普及・啓発

計画の推進においては、市民の理解が重要であり、本計画を広く公表し、市民への周知に努めます。また、関係機関や障がい者団体等と連携し、情報が得にくい環境にある障がい者に配慮した、きめ細かい広報・啓発を進めます。

(2) 計画の推進体制

計画の効果的な展開を図り、障がい者のより良い暮らしの実現を目指していくためには、行政を始め、当事者、事業者、各分野における関係機関、地域などの様々な主体がそれぞれの役割を果たし、連携して取組を進めていくことが重要です。本計画の推進においては、各主体の積極的な参加による「共働」の体制を基本とします。

また、本計画では、以下の3つの会議を中心に計画の進捗状況の確認及び見直し等を行っていきます。

<豊田市社会福祉審議会（障がい者専門分科会）>

学識者や関係機関による計画全体の進捗状況の確認及び見直し等を協議する場

<豊田市障がい者計画推進懇話会>

当事者による障がい者施策に関するニーズの把握や具体的な施策の意見・提案を行う場

<豊田市地域自立支援協議会>

支援機関、特別支援学校、企業等による新たな地域課題の発見とそれに対応する支援策の検討を行う場

(3) 計画の進捗管理と評価

本計画の推進に向けて、「PDCA サイクル（計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）」に基づき、効果的な計画の進捗管理を行います。

また、施策の実施状況や指標の達成状況を点検・評価することで、着実な計画の推進を図ります。



豊田市は SDG s 未来都市

- ◆ SDGsとは、「Sustainable Development Goals」の略称であり、2015年9月の国連サミットにおいて採択された国際目標です。
- ◆ 2030年の達成に向けて、途上国・先進国の区別なく、世界的な共通課題として認識し、目指していくべき17の目標（ゴール）が設定されました。
- ◆ 本市は2018年6月に内閣府からSDGs達成に向けた取組を先進的に進めていく自治体「SDGs未来都市」に選定されています。
- ◆ 本計画においても、SDGsの視点をもって、障がい福祉に関する課題に対応していく必要があります。



<本計画と関連する達成目標>

	目標3：全ての人に健康と福祉を あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
	目標4：質の高い教育をみんなに 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
	目標8：働きがいも経済成長も 包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
	目標11：住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
	目標13：気候変動に具体的な対策を 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
	目標16：平和と公正を全ての人に 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念と基本目標の設定

(1) 基本理念の設定

- ・前計画では、「市民一人ひとりが、障がいのある人もない人も分け隔てなく、相互に人格と個性を尊重しながら地域社会で共生するノーマライゼーション社会の創造」を基本理念とし、障がいの理解・啓発に関する取組や障がい者の生活環境整備など様々な施策を進めてきました。
- ・その結果、市民の障がいに関する関心度の向上や障がい者の日中活動場所の整備が進むといった成果が見られました。
- ・一方、医療の進歩等により重度障がい者の増加や、介護者の高齢化に伴い、親亡き後への不安感が増大するなど、障がい福祉分野においても高齢化が大きな課題となっています。
- ・また、地域共生の意識が高まり、障がいの有無にかかわらず、地域で子育てがしたいというニーズが高まってきているなど、新たな課題への対応が求められています。
- ・こうした状況から、障がいの有無や程度にかかわらず誰もが、住み慣れた地域で安心して生活できる環境整備や、自らが望む生き方を選択でき、自分らしく活躍できる環境の整備を一層進める必要があります。
- ・そのため、本計画における基本理念は、前計画の「ノーマライゼーション社会」の理念を継承・発展させ、「障がいのある人もない人も分け隔てなく誰もが安心して自分らしく生きられる地域共生社会の実現」と設定しました。

(2) 基本目標の設定

- ・基本理念を達成するために本計画における目指すまちの姿から基本目標を設定しました。

- 障がいの有無や程度にかかわらず誰もが暮らしやすいまち
- 住み慣れた地域で安心して生活できるまち
- 自らが望む生き方を選択でき自分らしく活躍できるまち

【基本理念】

障がいのある人もない人も分け隔てなく
誰もが安心して自分らしく生きられる

地域共生社会の実現

【基本目標1】

誰もが暮らしやすい
まちづくり

- 障がいに関する理解が進み
差別や偏見がなく
合理的配慮が提供されるまち
- 誰もが互いに認め合い
円滑な意思疎通ができるまち

【基本目標2】

安心して生活できる
まちづくり

- 充実した相談体制や
障がい福祉サービス等の提供体制が
整っているまち
- 災害時等の緊急時に
安心した避難生活や
障がい福祉サービス等の提供が
受けられるまち

【基本目標3】

自分らしく活躍できる
まちづくり

- 自ら希望する教育や保育、仕事等を
選択することができるまち
- 文化活動やスポーツなど
生涯にわたり地域で活躍する
ことができるまち



2 施策分野の設定

- ・本計画の施策分野は、国が定める「第4次障がい者基本計画」における施策分野を基本としつつ、本市の実情に応じて設定しています。
- ・前計画では、「障がい者理解」や「保健・医療」など、7つの施策分野に分類し、施策を推進してきましたが、本市において、2021年4月に「地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」が施行され、相互理解の促進と意思疎通の円滑化に向けた取組が一層求められていることから「意思疎通支援・情報保障」を新たに施策分野として位置づけました。
- ・さらに、2019年に国において「障がい者活躍推進プラン」が策定されるなど、スポーツや文化芸術活動等への取組の充実が求められており、本市が実施した当事者への実態調査においても、趣味・教養に関する活動やスポーツ活動等へのニーズが高いことから、「生涯活躍」を新たに施策分野として位置づけました。
- ・こうした状況から、本計画では、基本理念、基本目標を達成するための施策の方向性を9つの施策分野に分類し、施策を推進していきます。

3 施策分野

施策分野1 まちと心のバリアフリー

- ・障がいに関する啓発活動等を通じて、まちや心にある社会的障壁等の解消を進め、障がい者にとって暮らしやすい生活環境づくりを推進します。

施策分野2 権利擁護・虐待防止

- ・障がい者の多様な相談を受け止め、総合的に対応できる体制を整え、包括的な支援を進めるとともに、意思や権利を守り、虐待を防止する取組を進めます。

施策分野3 意思疎通支援・情報保障

- ・障がいの有無にかかわらず、円滑に意思疎通が図れるように、意思疎通に関する理解促進を進めるとともに、多様な意思疎通手段を利用する機会を確保します。
- ・また、行政等が発信する情報を獲得できる環境の整備を進めます。

施策分野4 事業所整備・運営支援

- ・障がい者の日常生活及び社会生活の充実と介護者の負担軽減や親亡き後の不安の解消を図るために、必要となる障がい福祉サービス事業所の整備・運営に係る支援を行います。

施策分野5 保健・医療

- ・精神障がい者が地域で安心して暮らすために、医療・福祉・住まい、社会参加などの包括的な支援体制を整備します。
- ・障がいの原因となる疾病等の予防や障がいの早期発見と治療に対する支援を進めます。

施策分野6 防災・防犯

- ・自然災害や感染症の拡大など、緊急時における地域や障がい福祉サービス事業所の防災体制の強化を図ります。
- ・障がい者を狙った犯罪を防ぐために、防犯意識の醸成に向けた取組を行います。

施策分野7 教育・保育・子育て

- ・自らが望む教育、保育環境等を選択できるように、学校やこども園等の受入体制の充実を図るとともに、障がい児への療育支援を行い、地域における安心した子育て環境を整備します。

施策分野8 就労・雇用

- ・障がい者の経済的・社会的自立に向けて、国と連携し、一般就労の促進を図るとともに、就労継続支援事業所等の物品等の販売促進に向けた支援を行い、工賃の向上を図ります。

施策分野9 生涯活躍

- ・障がい者が生涯を豊かに過ごし、いきいきと活躍するために、文化活動やスポーツ等の実施及び鑑賞（観戦）の機会を提供します。

4 施策体系

- ・本計画における施策全体を体系図に表しました。
- ・基本理念から施策分野までは本章に詳細を掲載しています。
- ・本計画期間内において取り組む施策のうち、基本理念及び基本目標の達成に向けた重要課題

基本理念	基本目標	施策分野
障がいのある人もない人も分け隔てなく 誰もが安心して自分らしく生きられる 地域共生社会の実現	【基本目標 1】 誰もが暮らしやすい まちづくり 	1 まちと心のバリアフリー 2 権利擁護・虐待防止 3 意思疎通支援・情報保障
	【基本目標 2】 安心して生活できる まちづくり 	4 事業所整備・運営支援 5 保健・医療 6 防災・防犯
	【基本目標 3】 自分らしく活躍できる まちづくり 	7 教育・保育・子育て 8 就労・雇用 9 生涯活躍

に対し、特に重点的に取り組む施策を重点施策とし、その他の課題に対して取り組む施策を基本施策として設定しています（第3章に詳細を掲載しています。）。

・各施策において取り組む事業を第4章に掲載しています。

施 策	●：重点施策 ○：基本施策	事業
● 理解・啓発活動の推進 ○ 障がい者の差別の解消・合理的配慮の推進		11 事業 P.40
● 重層的支援体制の推進 ○ 成年後見制度の利用促進 ○ 障がい者虐待の防止		9 事業 P.41
● 相互理解の促進・意思疎通の円滑化 ○ 情報保障の環境整備		18 事業 P.42-43
● 重度障がい者の受入れの促進 ○ 福祉人材の確保・育成 ○ 介護者負担の軽減 ○ 居住の場の確保		24 事業 P.43-45
● 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築 ○ 障がいの早期発見・治療に対する支援		15 事業 P.45-46
● 自然災害及び感染症対策の推進 ○ 防犯対策の推進		7 事業 P.47
● 地域のこども園での受入体制の充実 ○ インクルーシブ教育システムの構築 ○ 障がい児支援の充実		25 事業 P.48-50
● 障がい者の一般就労の促進 ○ 就労継続支援事業所等の工賃の向上		7 事業 P.51
● 障がい者の文化・スポーツ活動の推進		6 事業 P.52



新たな条例の施行

- ◆ 本市は、国内外から多くの人々が居住、訪問するまちです。
- ◆ 様々な人が生活するこのまちにおいて、障がいや国籍、年齢等に関係なく、誰もが安心して自分らしく生きられる社会が実現できたら、どれだけ幸せでしょう。
- ◆ そのためには、このまちに関係するみなさん全員で、要配慮者に関する相互理解を促進し、お互いの意思疎通を円滑にしていくことが必要です。
- ◆ 本市は、このような認識を共有し、市民、事業者、行政が一体となって相互理解の促進と意思疎通の円滑化に取り組み、地域共生社会の実現を目指すために、2021年4月に「豊田市地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を施行します。
- ◆ 本計画においても、「相互理解の促進・意思疎通の円滑化」を重点施策として位置づけ、条例の趣旨に沿って、様々な取組を推進します。

豊田市地域共生社会の実現に向けた 相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例

相互理解の 促進

互いを認め合い
相手の意思を
尊重しましょう



意思疎通の 円滑化

多様な意思疎通手段の
利用機会の確保と
拡大を図りましょう



第3章 施策の展開

1 まちと心のバリアフリー

◆ めざす姿

- 障がいの適切な理解に基づき、合理的配慮が提供されている
- 誰もが利用しやすい施設・設備が整っている

◆ 背景

- ✓ 2016 年に障がい者差別解消法が施行され、障がい者への合理的配慮の提供が求められています。
- ✓ 合理的配慮の提供を推進するためには、障がいについての適切な理解に基づいて支え合う「心のバリアフリー」を社会全体で推進することが必要です。
- ✓ 公共施設や公共交通機関を始めとする本市のまちを構成するハード面においても、障がいの有無にかかわらず、誰もが利用しやすい施設・設備であることが求められています。
- ✓ 市民や事業者など多様な主体を対象とした啓発活動を通して、更なる「心のバリアフリー」の推進に取り組んでいくことが重要です。

◆ 推進する施策

理解・啓発活動の推進

互いの人格と個性を尊重しながら、全ての市民が地域で共生できる社会を実現するため、障がい特性や障がい者に対する接し方について、講座や講演会など様々な形式で理解を促進します。

障がい者の差別の解消・合理的配慮の推進

障がいに基づくあらゆる差別を解消するとともに、必要に応じた合理的配慮が提供されるよう、行政、市民、企業等を対象に福祉教育を推進します。

重点施策 理解・啓発活動の推進

- ・本市はこれまで、当事者と連携し、ガイドブックや映像資料等の作成や、それらを活用した出前講座を実施し、行政、市民、企業等を対象に理解・啓発活動を進めてきました。
- ・その結果、障がい福祉について関心がある市民の割合は少しずつ高くなっています。
- ・一方、当事者への実態調査によると、差別を受けたり、嫌な思いをしたりしたことがある方がいるなど、障がい者が地域で安心して暮らすための取組として理解・啓発活動はいまだに高いニーズがあります。
- ・そのため、本計画では、理解・啓発活動の推進を重点施策として位置づけ、引き続き、市民への理解・啓発活動に力を入れて取り組んでいきます。

♣ 主な事業

【心のバリアフリー推進講座】

- ・当事者と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。
- ・特に、本計画期間は企業の受講を促し、市全体で障がいへの理解が進み、合理的配慮が提供されるまちを目指します。

♣ 成果指標

- ・障がい福祉について関心がある市民の割合の増加を目指します。

指標	現状値 (2019年度)	目指す方向
障がい福祉について「非常に関心がある」 「ある程度関心がある」と答えた方の割合	53.8%	

※障がい福祉計画策定等に係る実態調査

2 権利擁護・虐待防止

◆ めざす姿

- 自らの意思が尊重され、障がい者の権利が守られている
- 虐待の未然の防止や早期発見のための相談体制が整っている

◆ 背景

- ✓ 障がい者虐待防止法では、虐待の防止と早期発見のための市の責務が示されており、相談支援事業者など関係機関との連携協力体制の整備など、人権擁護体制の充実が必要です。
- ✓ 本市では、2020年3月に「豊田市成年後見制度利用促進計画」を策定し、成年後見制度に関する相談支援や市民後見人の養成など、権利擁護支援の充実に向けた取組を進めています。
- ✓ 近年の相談内容は、障がい福祉分野に加えて、80歳代の親と、50歳代のひきこもり状態で独身無職の子が同居している8050問題のように高齢福祉や生活困窮など複合的な相談が増加しており、これらの支援ニーズに対して包括的に対応する体制が求められています。

◆ 推進する施策

重層的支援体制の推進

地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために、障がい福祉や高齢福祉などの分野を超えた包括的な相談体制や重層的な支援体制の構築を推進します。

成年後見制度の利用促進

成年後見制度の周知・啓発を行いながら、市民後見人の養成や制度の利用に向けた支援を行います。

障がい者虐待の防止

障がい者虐待の相談窓口を設置し、虐待の早期発見と迅速な対応に努めるとともに、相談支援事業所と連携し、虐待の未然防止に努めます。

重点施策 重層的支援体制の推進

- ・2018年の社会福祉法の改正において、「住民に身近な圏域において、分野を超えた地域生活課題に関する相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制」や「複合化した地域生活課題を解決するための体制」が求められ、本市においても各支所に「福祉の相談窓口」を開設するなどの取組を進めてきました。
- ・障がい福祉分野においても、家族介護者の高齢化等に伴い、介護者自身への支援が必要になるなど、家庭全体を支えていく相談対応が求められています。
- ・複雑化・複合化する支援ニーズに対して、各分野における相談支援を一体的に捉え、アウトリーチを含む「断らない相談支援」を目指し、関係機関と連携した重層的な支援体制の構築を進めます。

♣ 主な事業

【重層的支援体制推進事業】

- ・相談者の世代、相談内容等にかかわらず、包括的に相談を受け止めて対応します。
- ・また、複雑化・複合化した相談内容に対して、関係機関と連携し、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応や、地域づくりに向けた支援を行います。

※本市における「重層的支援体制推進事業」について、本編 34 ページに詳細を掲載しています。

♣ 成果指標

- ・地域における包括的な相談体制を整備し、潜在化した地域課題を掘り起こすことにより、相談窓口への相談件数の増加を目指します。

指標	現状値 (2019 年度)	目指す方向
総合相談窓口への相談件数 (①実件数 ②延べ件数)	① 516 件 ② 1,684 件	

※第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画より

3 意思疎通支援・情報保障

◆ めざす姿

- 互いを認め合い相手の意思を尊重する市民意識が醸成されている
- 多様な意思疎通手段を利用する機会が確保されている

◆ 背景

- ✓ 日常生活や社会生活を営む上で、自身の意思を表明するとともに、他者との相互理解を深めるためには、意思疎通が不可欠です。このため、様々な障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段が利用できる環境を整備することが必要です。
- ✓ 当事者への実態調査においては、3割以上の方が「意思疎通に困ることがある」と回答しており、意思疎通に不安を抱えた障がい者が依然として多くいます。
- ✓ 本市では「地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を2021年4月に施行し、相互理解の促進と意思疎通の円滑化に向けて積極的に取り組んでいきます。

◆ 推進する施策

相互理解の促進・意思疎通の円滑化

円滑な意思疎通を通じて、一人ひとりが地域社会とつながるために、条例の趣旨を啓発し、手話言語の理解を含めた相互理解の促進に係る取組や、多様な意思疎通手段が利用されるための取組を実施します。

情報保障の環境整備

行政等から発信される様々な情報や図書資料において、音声、点字、手話、やさしい日本語など多様な手段を用いて情報を伝える体制を整え、障がいを理由とする情報バリアの解消を図ります。

重点施策 相互理解の促進・意思疎通の円滑化

- ・本市は、多様な地域性を生かし合いながら共働によるまちづくりを進めてきましたが、障がいの特性等の違いから、相互理解及び意思疎通にいまだに隔たりがあり、その隔たりの解消を一層図っていく必要があります。
- ・そこで、「地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例」を2021年4月に施行し、互いを認め合い、相手の意思を尊重し、多様な意思疎通手段を利用することの重要性を認め、その機会の確保及び拡大を図るための環境整備を進めます。

♣ 主な事業

【条例の周知と行動計画の推進】

- ・条例の内容について、パンフレットを作成し、行政、市民、企業等を対象に周知を図ります。
- ・また、条例の目的の達成に向け、人材育成など具体的な取組を示した行動計画を推進し、相互理解の促進と意思疎通の円滑化を図ります。

♣ 成果指標

- ・障がいが原因で、家族や介護者以外との意思疎通に困る機会がある障がい者の割合の低下を目指します。

指標	現状値 (2019年度)	目指す方向
意思疎通に困ることがある機会について「よくある」「時々ある」と答えた障がい者の割合	34.0%	

※障がい福祉計画策定等に係る実態調査

4

事業所整備・運営支援

◆ めざす姿

- 必要とされる障がい福祉サービス等の提供体制が整っている
- 家族介護者への支援体制が整っている

◆ 背景

- ✓ 障がい者が地域で日常生活や社会生活を営んでいくためには、障がい種別やライフステージ、居住地域にかかわらず、生活に必要なサービスを適切に利用できる環境を整備することが必要です。
- ✓ 本市では、「第5期豊田市障がい福祉計画」に基づき、障がい福祉サービスの提供体制の充実を図ってきましたが、近年、医学の進歩等により重症心身障がい者、医療的ケアが必要な方、強度行動障がいのある方等（以下「重度障がい者」という。）が増加しており、その受入れが可能な事業所の不足が課題となっています。
- ✓ 事業所への実態調査では、半数以上の事業所が職員体制、障がいの程度などの要因から、サービスの提供ができなかったことがあると回答しており、事業所整備に加え、既存事業所における人材確保・育成といった運営面の支援を進めていくことが求められています。

◆ 推進する施策

重度障がい者の受入れの促進

専門的な人材の育成や医療型短期入所利用時における生活介護事業所等への送迎手段を確保し、障がい福祉サービス事業所における重度障がい者の受入れを促進します。

福祉人材の確保・育成

人材確保に係る費用の補助や研修会を通じ、人材の確保や育成を図ります。

介護者負担の軽減

重度障がい者の介護者の負担軽減のため、医療機関や障がい者支援施設等と連携したレスパイト事業等を推進します。

居住の場の確保

建設費や運営費等の補助を行い、グループホームなどの居住の場の確保に努めます。

重点施策 重度障がい者の受入れの促進

- ・本市はこれまで、日中活動場所等の確保など、不足している障がい福祉サービスの量的整備に力を入れて取り組んできました。
- ・本市の整備支援施策と事業者における自発的な整備により、障がい福祉サービス事業所の数は増加してきましたが、一方で、近年の医学の進歩等により増加した重度障がい者のニーズに対応できる事業所がいまだ多くありません。
- ・本計画では、これまで進めてきた施設整備補助事業などの量的整備に加え、重度障がい者の対応が可能な事業所の増加を目指し、事業所における専門的人材の確保や育成に係る取組を進めます。
- ・また、重度障がい者の受入れの促進を図るために、医療機関との連携や人材育成も併せて進めます。

♣ 主な事業

【強度行動障がい支援者養成事業】

- ・強度行動障がい支援者養成研修を開催し、専門的人材の育成を図ります。
- ・強度行動障がい者への支援の実績がある障がい福祉サービス事業所と連携し、市内の事業所に対し、訪問研修やアドバイザー派遣等を実施します。

♣ 成果指標

- ・重度障がい者の受入れを行う事業所数の増加を目指します。

指標	現状値 (2020年10月)	目指す方向
強度行動障がいのある方の受入れを行う事業所数（①生活介護、②共同生活援助）	① 29 箇所 ② 7 箇所	
医療的ケアが必要な方の受入れを行う事業所数（①生活介護、②共同生活援助）	① 12 箇所 ② 3 箇所	

※障がい福祉サービス等の利用実績

5 保健・医療

◆ めざす姿

- 障がいの種別や程度にかかわらず、健康を保ち、必要な時に適切な医療が受けられる

◆ 背景

- ✓ 障がい者が地域社会で安心して生活していくためには、健康を保ち、必要な時に医療を受けられる環境が必要です。
- ✓ 本市では、障がい者の保健・医療の向上に努めていますが、医師とのコミュニケーションが取りづらく、身近な医療機関で医療が受けにくい状況が見受けられます。
- ✓ 発達障がいについては、乳幼児期における早期発見と早期支援・療育が重要であり、こども発達センターを拠点に、本人・家族・地域を対象とした早期療育支援体制の充実が必要です。
- ✓ また、8050 問題対策の一つとして、ひきこもりの要因又は状態に対する精神保健の側面からの支援が求められています。
- ✓ 精神保健福祉分野については、障がい福祉計画の策定に当たって即すべき事項について定めた国の基本指針において「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が示され、地域における医療・福祉・住まい、社会参加などの包括的な体制の整備が求められています。

◆ 推進する施策

精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

精神障がい者の地域移行・地域定着のため、長期入院者等の退院後の生活支援や相談支援等において、保健・医療・福祉関係者による協議・連携を基盤とした包括的な支援体制の整備を進めます。

障がいの早期発見・治療に対する支援

障がい者一人ひとりに適切な保健・医療サービスを提供するとともに、障がいの原因となる疾病等の予防や早期治療の支援に努めます。

重点施策 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障がい者の数は近年増加傾向にあり、精神障がい者の地域移行・地域定着の支援をより推進していく必要があります。
- ・また、本市における長期入院者の退院後の再入院率が、国・県と比較して高い割合にあることから、地域の医療や福祉などの関係機関との連携が一層必要です。
- ・本市では、国が推進する「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念に基づき、精神障がい者やその家族を支援する関係機関との協議の場を通じて、課題の整理や必要な取組を検討しながら、本市における精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築を目指します。

※本市における「精神障がいに対応した地域包括ケアシステム」について、本編 36 ページに詳細を掲載しています。

♣ 主な事業

【措置入院者の退院後支援事業】

- ・措置入院者が退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられ、社会復帰の促進等を図ることができるよう、退院後の支援計画を作成し、関係機関と連携します。

【精神障がい者家族相談支援事業】

- ・精神障がい者本人やその家族が悩みを抱え込まず、当事者同士が支え合える相談の場や居場所を提供し、社会的活動の一步となるよう支援します。

♣ 成果指標

- ・精神科病院での入院期間が1年以上の医療保護入院者の減少を目指します。

指標	現状値 (2019 年度)	目指す方向
1 年以上の医療保護入院者数	140 人	

※医療保護入院者の定期病状報告書より

6 防災・防犯

◆ めざす姿

- 緊急時に障がい者が安全・安心に過ごすことができる
- 一人ひとりが防犯の意識を持ち、障がい者等を狙った犯罪を防ぐことができる

◆ 背景

- ✓ 近年、日本では異常気象や震災、風水害などの自然災害が多発しており、本市においても自然災害時に必要な支援を適切に提供できる体制整備が急務となっています。
- ✓ 障がい福祉分野においては、市全体の防災対策に加え、継続した障がい福祉サービスの提供体制を確保することが求められています。
- ✓ さらに、新型コロナウイルスの感染拡大により、新しい生活様式に沿った防災対策も必要となっています。
- ✓ また、障がい者や高齢者を狙った詐欺などが多発しており、障がい者の防犯、消費者被害の防止等に向けた取組も重要です。

◆ 推進する施策

自然災害及び感染症対策の推進

自然災害への備えに関する啓発活動や事業所の災害時における BCP（業務継続計画）策定を進めるとともに、新型コロナウイルス等の感染症対策を強化します。

防犯対策の推進

防犯環境の整備や地域の防犯・見守り活動への支援を進めるとともに、詐欺などの消費者被害を防ぐため、関係機関と連携し、被害防止や相談対応等のネットワーク支援体制を充実します。

重点施策 自然災害及び感染症対策の推進

- ・近年、全国で多発する自然災害の影響により、当事者における防災意識は高まっています。
- ・また、2020年に感染が拡大した新型コロナウイルスの影響により、新しい生活様式での避難生活など災害時における新たな対策が必要とされています。
- ・本市では、障がい福祉サービス事業所における災害時のBCPの策定に取り組んでいますが、策定率はいまだ低い状況です。
- ・本計画期間において、新たな検討会を設置し、感染症対策を踏まえた障がい福祉サービス事業所における防災体制や地域との連携をより強化していきます。

♣ 主な事業

【事業所の防災体制強化策の推進】

- ・障がい福祉サービス事業所に対し、研修会の開催やワークショップ等を行い、防災意識を高めていく体制の強化を図ります。
- ・「(仮称) 要支援者に関わる避難所支援体制検討会」を設置し、福祉避難所等における要支援者の支援に関する検討を進めます。

♣ 成果指標

- ・障がい福祉サービス事業所における災害時のBCPの策定率の上昇を目指します。

指標	現状値 (2019年度)	目指す方向
震災時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合	10.4%	
風水害時のBCPを策定している障がい福祉サービス事業所の割合	7.5%	

※障がい福祉計画策定等に係る実態調査

7 教育・保育・子育て

◆ めざす姿

- 自らが望む教育・保育環境を選択することができる
- ライフステージに応じて切れ目のない支援が受けられ、地域で安心して子育てができる

◆ 背景

- ✓ 近年、発達障がいや医療的ケアを必要とする障がい児等が増加傾向であり、障がいの状況も多様化・重度化してきています。
- ✓ 国の「第4次障がい者基本計画」では、障がいの有無にかかわらず誰もがともに教育を受けられる仕組みの整備が必要と示されています。
- ✓ 本市においても、特別支援教育、障がい児保育等、様々な課題に対して、関係機関と連携し、自らが望む教育環境や保育環境が選択できる体制やライフステージの変化に対応した切れ目のない支援が受けられる仕組みが必要です。

◆ 推進する施策

地域のこども園での受入体制の充実

人材育成やこども発達センターとの連携を推進し、医療的ケアが必要な障がい児等が地域のこども園に通園できる体制を整備します。

インクルーシブ教育システムの構築

通常の学級、特別支援学級、特別支援学校など多様な学びの場における一人ひとりに合った教育を推進します。

障がい児支援の充実

福祉・教育・保育・医療などの関係機関の連携を強化し、障がい児や保護者への相談支援体制を充実するほか、障がい児への支援に必要な人材育成を推進します。

重点施策 地域のこども園での受入体制の充実

- ・共働き世帯の増加や地域で子育てがしたいというニーズの顕在化により、障がいの有無にかかわらず、地域のこども園への通園希望が増加しています。
- ・本市では加配保育士を配置するなど、可能な限り希望に沿った保育環境の整備に努めていますが、近年、増加傾向にある重症心身障がい児や医療的ケアが必要な障がい児（以下「医ケア児等」という。）への対応能力の向上が一層求められています。
- ・本計画では、保育士の人材育成を図るとともに、障がい児支援を専門とするこども発達センターとの連携体制を強化し、地域のこども園における障がい児の受入体制の充実を図ります。

♣ 主な事業

【保育士の研修】

- ・障がい児の対応を学ぶために、保育士をこども発達センターに研修派遣します。また、喀痰吸引等研修を受講し、一部の医療的ケアを行うことができる保育士を育成します。

【こども発達センターにおける保育所等訪問支援事業】

- ・地域のこども園等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的支援を行います。

♣ 成果指標

- ・医ケア児等を受け入れた地域のこども園の数を指標とします。
- ・ただし、通園ニーズは毎年変化するため、受け入れる園の数の上昇ではなく、ニーズに対応した受入れができているかを確認、評価します。

指標	現状値 (2019年度)	目指す方向
医ケア児等をニーズに応じて受け入れた地域のこども園の数	—	ニーズに応じた受入れ

8 就労・雇用

◆ めざす姿

- 障がい者が自分に合った働き方が選択できる
- 障がい者が安心して働くことのできる職場環境が整っている

◆ 背景

- ✓ 障がい者が地域で自立した日常生活や社会生活を送るためには、その能力と適性に
応じた就労環境が必要です。
- ✓ 障がい者雇用促進法においては、法定雇用率の引上げや雇用分野における合理的配
慮の提供など、雇用と就労環境の両面からの取組が求められています。
- ✓ 本市では、障がい者の就労促進も含め、雇用対策事業における連携強化を図るため
愛知労働局と雇用対策協定を結び、市内企業への障がい者の雇用要請や実習先開拓
を進めています。
- ✓ 障がい者の一般就労に向けては、就労移行支援の充実や就労に関する情報提供、就
労後の定着支援など総合的な支援体制が重要です。加えて、障がい者が自分に合っ
た働き方を実現するためには、多様な働き方が選択できる環境が重要であり、就労
の場の拡大や働き方の多様化などを推進していくことが必要です。

◆ 推進する施策

障がい者の一般就労の促進

障がい者の自立を支援するため、企業への啓発と支援体制の充実、雇用の場の
開拓、就労後の定着支援などを通して、障がい者の一般就労を推進します。

就労継続支援事業所等の工賃の向上

就労継続支援事業所等から、優先的な物品等の調達や仕事の発注を進めるとと
もに、企業や地域などに対して、福祉施設で作られた物品の販促活動等を行
い、障がい者の工賃向上を推進します。

重点施策 障がい者の一般就労の促進

- ・働く意欲のある障がい者がその適性に応じた能力を十分に発揮することができるように、多様な就業の機会を確保するとともに、企業における障がい理解の促進を図る必要があります。
- ・また、本市では近年、就労移行支援事業所が増加し、一般就労への移行者も増加傾向です。
- ・今後は、障がい者就労・生活支援センターや就労移行支援事業所と連携を図りつつ、一般就労への移行や就労後の職場定着への支援を行います。

♣ 主な事業

【障がい者就労・生活支援センターによる職場開拓】

- ・就労支援員が企業を訪問し、障がい者雇用に関する啓発等を行い、雇用の促進を図ります。

【公共施設等における職場体験事業】

- ・障がい者が公共施設等における職場体験を行うことで、就労意欲を向上させるほか、職場体験事業を通じて、受入先の障がい理解を促進します。

♣ 成果指標

- ・就労移行支援事業所等の障がい福祉サービス事業所を通じて、一般就労へ移行した人数の増加を目指します。

指標	現状値 (2019年度)	目指す方向
障がい福祉サービス等を通じて一般就労した障がい者の数	64人	

※「第5期愛知県障がい福祉計画」の実績調査結果

9

生涯活躍

◆ めざす姿

- 自らの個性を生かし、いつまでもいきいきと活躍できている
- 文化活動やスポーツ活動など多様な活躍の場が整っている

◆ 背景

- ✓ 国において 2019 年に「障がい者活躍推進プラン」が策定され、文化・スポーツ等、障がい者が自らの個性を生かして参加できる社会づくりが求められています。
- ✓ 文化活動においては、より多くの障がい者が鑑賞、創造、発表等の多様な文化活動に参加できる環境づくりが求められています。
- ✓ 障がい者のスポーツへの参画を進めるためには、身近な場所でスポーツに親しむことができる環境づくりや、障がい者がスポーツに関心を持つ機会を創出する社会づくりを進めていく必要があります。

◆ 推進する施策

障がい者の文化・スポーツ活動の推進

学びの場や文化・スポーツなどに関わる機会を拡充し、生涯活躍に向けた主体的な取組を支援します。また、多様な活躍の場において、障がい特性に応じた配慮・支援が提供される環境整備や人材育成を推進します。

重点施策 障がい者の文化・スポーツ活動の推進

- ・障がい者の日常生活及び社会生活の充実のためには、福祉分野だけでなく、文化活動やスポーツ活動など、自らの意思による多様な学びの場の確保が重要です。
- ・また、スポーツは学びや活躍の場としての役割のほか、体力や機能の維持や向上にも効果的です。
- ・本市では、これまでも障がい者の文化活動やスポーツ活動に関する取組を進めてきましたが、近年の国の動向や当事者への実態調査においてニーズが高いことを受け、本計画では重点施策に位置づけ、障がい者の文化・スポーツ活動の充実に向けた取組を進めます。

♣ 主な事業

【障がい者スポーツ・教養教室の開催】

- ・ニーズに応じたスポーツ教室や教養教室を開催し、多様な学びの場や活動の場を創出します。

【障がい者作品展の開催】

- ・障がい者自らが制作した絵画や書道等の作品を展示する障がい者作品展を開催し、障がい者の文化活動の機会を創出します。

♣ 成果指標

- ・文化・スポーツ活動を行う障がい者の割合は、全国値（文化芸術活動は29.3%（2017年11月文化庁実施調査）、スポーツ・レクリエーション活動は43.7%（2018年3月スポーツ庁実施調査））を基準値とし、中間見直しの際に比較を行います。

指標	現状値	目指す方向
文化・芸術活動を行う障がい者の割合	—	
スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合	—	



豊田市における重層的支援体制推進事業

世代や属性を超えて相談を受け止め、必要な支援機関につなぐとともに、複雑な課題に対しては支援機関のネットワークを活用して円滑な連携のもとで支援できるよう体制を整備し、誰一人取り残さない支援を実施するため、以下の事業に取り組みます。

また、本計画を含む、各種関係計画を「重層的支援体制整備事業実施計画」の一部として位置づけ、整合を図りながら事業を推進していきます。

①包括的相談支援事業

相談者の属性、世代、相談内容にかかわらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止めます。

②アウトリーチ等を通じた継続的支援事業

支援が届いていない人に支援を届けるため、自宅訪問など本人のところまで赴き、関係性を構築しながら支援を行います。

③多機関協働事業

受け止めた相談のうち、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は福祉総合相談課や社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカー等が連携し、専門機関との役割分担や支援の方向性を協議し、各機関による支援を行います。

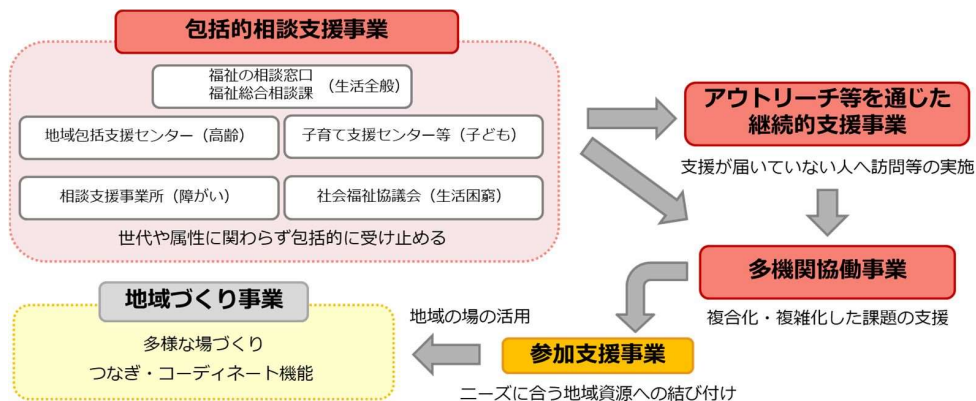
④参加支援事業

支援に結び付きにくい事例においては、地域資源の活用や新たな支援に結び付くよう、ニーズに見合う集いの場や就労等、社会参加の促進を図ります。

⑤地域づくり事業

専門機関による支援だけではなく、地域による支援も可能となるよう地域づくりを推進し、地域資源の開発も行います。

<重層的支援体制のイメージ図>





豊田市における地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等とは

・障がい者の重度化や高齢化、「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するものです。

本市における地域生活支援拠点等は、障がい者相談支援事業所や入所施設と連携した緊急時の24時間365日の相談・受入体制の整備や、強度行動障がい支援者養成研修等の専門的な人材の確保育成に向けた研修の実施など、多機関と連携しながら、障がい者の生活を地域全体で支える体制を構築します。

また、豊田市地域自立支援協議会を中心に、各機能の効果検証を行い、地域生活支援拠点等の各機能の充実を図っていきます。

<豊田市における地域生活支援拠点等の各機能>

①緊急時の相談支援

緊急時に家族等の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録し、24時間365日の連絡体制を確保し、緊急時における相談支援や短期入所等の調整を行います。

②緊急時の受入れ・対応

事前に登録された世帯の緊急時に備え、入所施設等と連携した緊急受入体制を確保します。

③体験の機会の調整

障がい者相談支援事業所を中心に、地域生活を希望する障がい者に対し、グループホーム等の体験利用等を調整します。

④専門的人材の確保・養成

強度行動障がい支援者養成研修や医療的ケア研修、喀痰吸引等研修などを開催し、専門的人材の確保・育成を図ります。

⑤地域の体制づくり

豊田市地域自立支援協議会を中心に、地域課題を把握・整理し、課題の解決に向けた取組の検討を進めます。



豊田市における精神障がいに対応した地域包括ケアシステム

精神障がいに対応した地域包括ケアシステムとは

- ・精神障がい者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療・福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステムを指します。

<国の動き>

- ・国は、2004年9月に「精神保健医療福祉の改革ビジョン」を示し、「入院医療中心から地域生活中心へ」という理念を定義しました。
- ・また、2017年2月にまとめられた「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」が新たな施策として掲げられ、「入院医療中心から地域生活中心」の政策理念をより強力に推進することが提示されました。

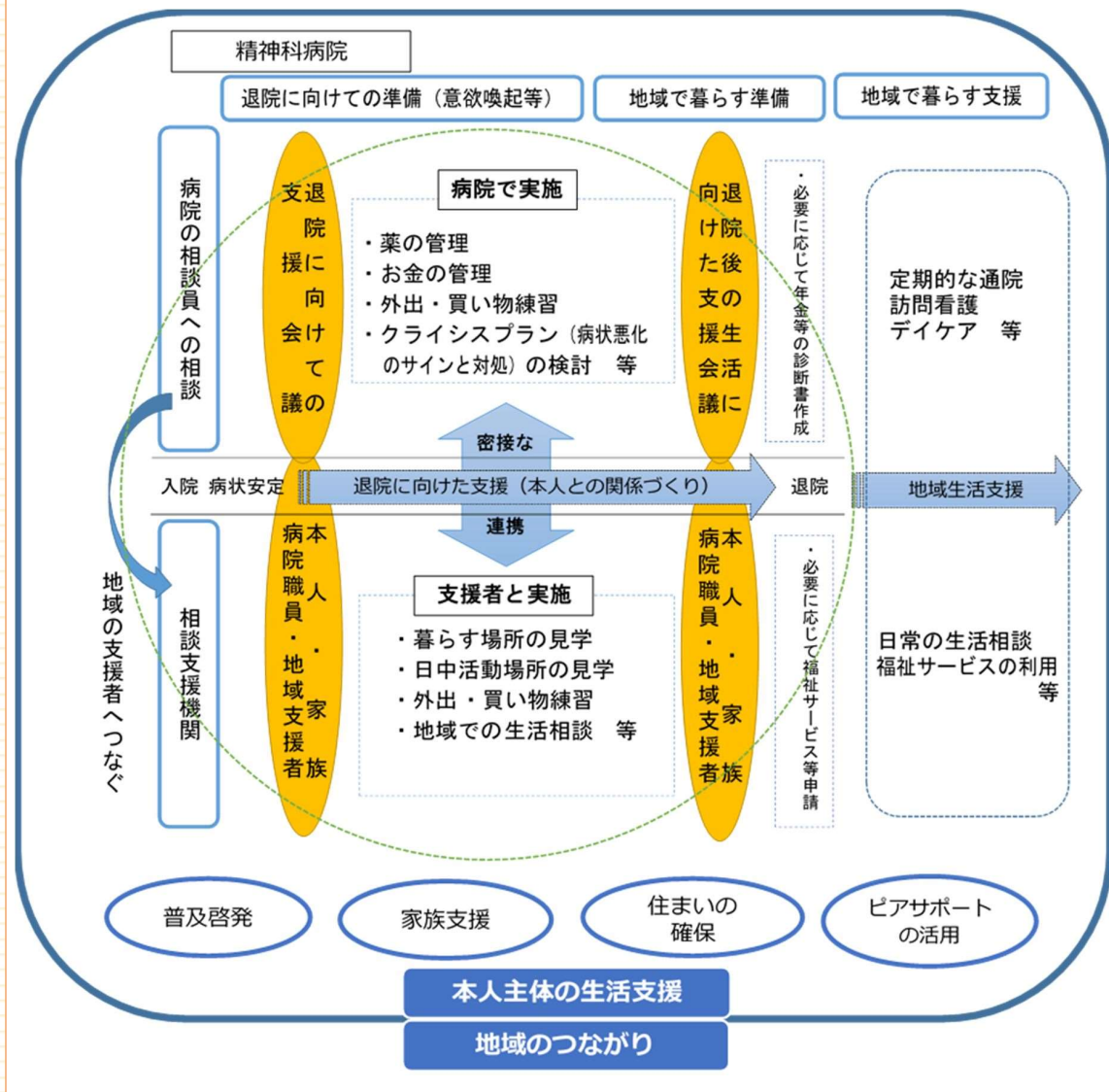
本市では、「精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築」に資する取組を推進するため、保健・医療・福祉等関係者の協議の場として、2019年度に「豊田市精神障がい者地域支援協議会（以下「地域支援協議会」という。）」を設置しました。この地域支援協議会を基盤として「自助」、「互助」、「共助」、「公助」を連動させながら包括的な支援体制を整備して個別支援を強化するとともに、地域の課題解決に必要な取組をPDCAサイクルによる進捗管理をしながら進めていきます。

【自助】	【互助】
・障がいの理解促進 ・セルフチェック ・適切な援助希求 ・自主グループにおける活動など	・住民同士の助け合い ・ボランティア活動 ・ピアサポーターの活動 ・NPO、住民組織等の活動など
【共助】	【公助】
・精神科医療、身体科医療 ・介護サービスなど	・障がい福祉サービス ・相談支援 ・人権擁護 ・虐待対策 ・生活保護 ・通報対応など

【推進項目】

- 1 地域移行 2 地域定着 3 住まいの確保 4 普及啓発 5 ピアサポート
6 家族支援 7 連携 8 地域のアセスメント

【入院中から退院後の生活を支える体制イメージ図】





障がい者に関するマーク

- ◆ 世の中には障がい者に関するマークがたくさんあります。
- ◆ ほんの一例を紹介するので、他にもどんなマークがあるか調べてみましょう。

<障がい者のための国際シンボルマーク>



障がいのある人が利用できる建物、施設であることを表すための世界共通のシンボルマークです。

<ほじょ犬マーク>



身体障がい者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）同伴の啓発のためのマークです。

<手話マーク>



手話通訳者の設置があるなど、手話で対応できることを表しています。

<筆談マーク>



要約筆記の設置があるなど、筆談で対応できることを表しています。

<ヘルプマーク>



外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。

<身体障がい者標識>



肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。

<聴覚障がい者標識>



聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている人が運転する車に表示するマークです。

第4章 事業の展開

1 事業一覧

計画を推進するための事業一覧です。

施策分野 1 まちと心のバリアフリー

<重点施策> 理解・啓発活動の推進

No.	事業名	概要
1	心のバリアフリー推進講座 (障がい福祉課)	当事者と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。特に、本計画期間は企業への受講を促し、市全体で障がいへの理解が進み、合理的配慮が提供されるまちを目指します。
2	イベント等を通じた市民啓発活動 (障がい福祉課)	世界自閉症啓発デーや障がい者週間などに合わせ、市民への啓発活動を実施します。
3	障がい理解促進のための市職員研修 (障がい福祉課)	障がいに対する市職員の理解を促進することで、行政サービスの向上を図ります。
4	精神保健福祉地域普及講演会 (保健支援課)	地域住民等を対象に、精神障がいに関する知識の普及や理解促進を図るため、講演会を実施します。
5	障がい理解のための実践教室 (社会福祉協議会)	障がいのある方の気持ちやその暮らしを理解し、日常的に障がい者への配慮が実践されるように、学校等において障がい者との交流や障がいについての学びの機会を提供します。
6	福祉学習のための資料等の貸出 (図書館管理課)	障がいへの理解を促進するため、学校での福祉についての学習に点字資料や視覚障がい者用の録音再生機等の貸出を行います。
7	中央図書館によるバリアフリーイベント等の開催 (図書館管理課)	障がいへの理解を促進するため、障がいの有無にかかわらず楽しめるイベント(バリアフリー映画上映会等)を実施します。

<基本施策> 障がい者の差別の解消・合理的配慮の推進

No.	事業名	概要
8	居住支援協議会の設立・運営 (定住促進課)	住宅確保において配慮が必要な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居するための協議会を設立し、構成団体の各窓口で相談業務を行います。
9	セーフティネット住宅の登録促進 (定住促進課)	住宅確保において配慮が必要な方の入居を拒まない住宅の登録を促進します。
10	愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例に沿った整備指導 (建築相談課)	「愛知県人にやさしい街づくりの推進に関する条例」に基づき、誰もが利用しやすい建築物等の整備を促進します。
11	福祉車両による移送サービス (障がい福祉課)	車いす等を利用していることで、公共交通機関等の利用が困難な方の移動手段を確保するため、リフト付き車両による移送を実施します。

施策分野2 権利擁護・虐待防止

<重点施策> 重層的支援体制の推進

No.	事業名	概要
12	重層的支援体制推進事業 (福祉総合相談課)	相談者の世代、相談内容等にかかわらず、包括的に相談を受け止めて対応します。 また、複雑化・複合化した相談内容に対して、関係機関と連携し、既存の取組では対応できない狭間のニーズへの対応や、地域づくりに向けた支援を行います。
13	常時の相談体制整備 (障がい福祉課)	緊急時に支援が必要な家庭を事前に把握・登録し、夜間や休日を含めた常時の相談体制を整えます。
14	障がい者相談支援事業 (障がい福祉課)	障がい福祉サービスの利用や就労に関することなど、生活全般の相談に応じ、障がい者の日常生活及び社会生活を支援します。
15	生活困窮者自立支援事業 (福祉総合相談課)	生活困窮や社会からの孤立状態にある障がい者に対して伴走型支援を行いながら、相談による困りごとの受け止めや課題解決に向けた支援計画作成、就労準備支援や家計改善支援などを実施します。
16	日常生活自立支援事業 (社会福祉協議会)	判断能力が十分ではなく、日常生活に不安を抱えている知的障がい者や精神障がい者等を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。
17	生活支援員派遣事業 (社会福祉協議会)	判断能力はあるが、日常生活に必要な各種手続き及び日常的な金銭管理等が困難かつ親族等の支援が期待できない身体障がい者、身体の不自由な高齢者、豊田市生活困窮者自立支援事業の支援決定者を対象に、日常的な金銭管理等を行います。

<基本施策> 成年後見制度の利用促進

No.	事業名	概要
18	成年後見制度利用支援 (福祉総合相談課)	知的障がいや精神障がいにより判断能力が不十分な人の成年後見制度の利用手続きを、親族の代わりに豊田市が行います。また、後見人等の報酬費用を支払うことが困難な人に対して、その費用を補助します。

<基本施策> 障がい者虐待の防止

No.	事業名	概要
19	障がい者虐待対応研修 (福祉総合相談課)	障がい者虐待の早期発見と関係機関の連携強化を目的に、障がい者虐待に関する研修会を開催します。
20	障がい者虐待相談 (福祉総合相談課)	障がい者虐待の相談窓口を設置し、虐待を受けている障がい者の安全の確保や養護者の支援、虐待を行った事業者への指導等を実施し、虐待防止に取り組めます。

施策分野3 意思疎通支援・情報保障

<重点施策> 相互理解の促進・意思疎通の円滑化

No.	事業名	概要
21	地域共生社会の実現に向けた相互理解の促進及び意思疎通の円滑化に関する条例の周知と行動計画の推進 (障がい福祉課)	条例の内容について、パンフレットを作成し、行政、市民、企業等を対象に周知を図ります。 また、条例の目的の達成に向け、人材育成など具体的な取組を示した行動計画を推進し、相互理解の促進と意思疎通の円滑化を図ります。
22	ICTを活用した意思疎通支援 (障がい福祉課)	様々な場面において意思疎通支援が必要な場合に、電話リレーサービスや遠隔手話通訳サービス等 ICT を活用した意思疎通支援策を展開します。
23	意思疎通に関する市民向け体験講座の開催 (障がい福祉課)	手話、点字、要約筆記、音訳等の体験講座を開催し、多様な意思疎通手段を学ぶことができる機会を提供します。
24	意思疎通・情報保障に関する職員研修の実施 (障がい福祉課)	簡単な手話や点字等の意思疎通手段が市役所の窓口全体で提供されるように、市職員に向けた研修会を実施します。
25	コミュニケーション支援ボードの活用拡大 (障がい福祉課)	災害時に限らず、平時における意思疎通を支援するために、様々な場面に応じた支援ボードの作成等を検討します。
26	意思疎通支援者の派遣 (障がい福祉課)	聴覚障がい者が必要な情報を収集したり、意思疎通したりするための支援として、学校の入学式等の公的行事や医療機関への受診時等に手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
27	意思疎通支援者の養成 (障がい福祉課)	意思疎通支援者を養成するため、市民向け講習会を実施します。
28	緊急通報時の手話通訳派遣 (消防指令課)	消防本部への Net119、メール 119 及び FAX119 による通報の際に、必要に応じて手話通訳者を搬送先の病院へ派遣します。
29	メール 119 (消防指令課)	音声による 119 番通報が困難な場合に、メール機能を使用した 119 番通報に対応します。
30	Net119 緊急通報システム (消防指令課)	音声による 119 番通報が困難な場合に、携帯電話やスマートフォンなどの位置情報支援サービスや画像送信機能等を利用した 119 番通報に対応します。
再掲	心のバリアフリー推進講座 (障がい福祉課)	当事者と連携し、障がい者差別解消法の内容や、障がい者の生活、合理的配慮のポイントを伝える出前講座を行います。 特に、本計画期間は企業への受講を促し、市全体で障がいへの理解が進み、合理的配慮が提供されるまちを目指します。
再掲	イベント等を通じた市民啓発活動 (障がい福祉課)	世界自閉症啓発デーや障がい者週間などに合わせ、市民への啓発活動を実施します。
再掲	障がい理解促進のための市職員研修 (障がい福祉課)	障がいに対する市職員の理解を促進することで、行政サービスの向上を図ります。

No.	事業名	概要
再掲	障がい理解のための実践教室 (社会福祉協議会)	障がいのある方の気持ちやその暮らしを理解し、日常的に障がい者への配慮が実践されるように、学校等において障がい者との交流や障がいについての学びの機会を提供します。

＜基本施策＞ 情報保障の環境整備

No.	事業名	概要
31	広報とよたの点訳・音訳 (市政発信課)	広報とよたを点訳・音訳し、視覚障がい者へ市政の内容を伝えます。
32	図書館ボランティア講座 (図書館管理課)	点訳や音訳資料等の作成協力者であるボランティアの養成及びスキルアップに向けた講座を実施します。
33	視覚障がい者等が利用しやすい資料の充実 (図書館管理課)	点字や録音による図書や副音声や字幕ガイドがついた映像資料等の購入や作成を進め、貸出を行います。
34	図書の対面朗読 (図書館管理課)	活字の本を読むことが難しい障がい者に対し、ボランティアによる朗読サービスを実施します。

施策分野4 事業所整備・運営支援

＜重点施策＞ 重度障がい者の受入れの促進

No.	事業名	概要
35	強度行動障がい支援者養成事業 (福祉事業団) (障がい福祉課)	強度行動障がい支援者養成研修を開催し、専門的人材の育成を図ります。 強度行動障がい者への支援の実績がある障がい福祉サービス事業所と連携し、市内の事業所に対し訪問研修やアドバイザー派遣等を実施します。
36	地域生活支援拠点等の運営 (障がい福祉課)	障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるために緊急時の対応やグループホームの体験事業等を実施します。
37	認定特定行為業務従事者の育成 (福祉事業団)	医療的ケアが必要な方に対応できる支援者を育成するために、喀痰吸引等研修などを開催します。
38	医療型短期入所・レスパイト事業実施医療機関に対する研修会の実施 (障がい福祉課) (福祉事業団)	医療型短期入所・レスパイト事業の実施医療機関等を対象に、重症心身障がい者等の障がい特性や支援方法を伝える研修会を実施します。
39	民間障がい者施設の看護師配置支援 (障がい福祉課)	日中活動系の障がい福祉サービス事業所における重度障がい者の受入れの促進を図るために、看護職員の配置に係る費用の一部を助成します。
40	重症心身障がい者短期入所利用支援 (障がい福祉課)	短期入所事業所における重症心身障がい者の受入れの促進を図るために、短期入所の実施に必要な費用の一部を助成します。

＜基本施策＞ 福祉人材の確保・育成

No.	事業名	概要
41	障がい者支援職員研修会の開催 (福祉事業団)	障がい福祉サービスに関わる人材育成の一環として、障がい者支援に携わる人が集い学べる場を企画します。特にニーズの高い、重度障がい者支援に必要な知識と介護技術を中心に、実践的な研修会を開催します。
42	精神障がい者支援従事者研修 (保健支援課)	精神障がい者に関わる支援者等を対象に、精神疾患や障がいの特性を理解し支援することができるよう、支援の資質向上を図るための研修等を実施します。
43	発達障がい支援者養成研修 (障がい福祉課)	様々な相談機関や市の窓口で発達障がいに関する相談を適切に対応できるように、発達障がいに関する研修会を実施します。
再掲	強度行動障がい支援者養成事業 (福祉事業団) (障がい福祉課)	強度行動障がい支援者養成研修を開催し、専門的人材の育成を図ります。 強度行動障がい者への支援の実績がある障がい福祉サービス事業所と連携し、市内の事業所に対し訪問研修やアドバイザー派遣等を実施します。
再掲	認定特定行為業務従事者の育成 (福祉事業団)	医療的ケアが必要な方に対応できる支援者を育成するために、喀痰吸引等研修などを開催します。
再掲	民間障がい者施設の看護師配置支援 (障がい福祉課)	日中活動系の障がい福祉サービス事業所における重度障がい者の受入れの促進を図るために、看護職員の配置に係る費用の一部を助成します。
再掲	重症心身障がい者短期入所利用支援 (障がい福祉課)	短期入所事業所における重症心身障がい者の受入れの促進を図るために、短期入所の実施に必要な費用の一部を助成します。

＜基本施策＞ 介護者負担の軽減

No.	事業名	概要
44	医療型短期入所・レスパイト事業 (障がい福祉課)	医療機関等と連携し、医療型短期入所やレスパイト事業により医療的ケアの必要な重症心身障がい児者を一時的に預かり、介護者負担の軽減を図ります。
45	重症心身障がい・医療的ケア児者支援コーディネーターの設置 (障がい福祉課)	医療型短期入所やその他のサービスの総合的な調整を行うコーディネーターを設置します。
46	医療型短期入所中の日中活動場所等への送迎支援 (障がい福祉課)	介護タクシー事業者と連携し、医療型短期入所利用時における生活介護事業所等への送迎を実施します。
47	難病患者家族教室 (保健支援課)	難病患者とその家族の QOL の向上を図るため、必要な知識を深めるとともに、患者・家族同士が悩みや経験を分かち合うことにより、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消を図ります。
48	共生型サービスの創出支援 (障がい福祉課)	共生型サービス事業所の増加に向けて、介護保険サービス事業所に対し、啓発と指定に関する相談支援を行います。

No.	事業名	概要
再掲	地域生活支援拠点等の運営 (障がい福祉課)	障がい者の重度化・高齢化や親亡き後に備えるために緊急時の対応やグループホームの体験事業等を実施します。

<基本施策> 居住の場の確保

No.	事業名	概要
49	グループホームの建設等支援 (障がい福祉課)	社会福祉法人等が行う、グループホームの建設費、買取費、改修費、開設準備備品購入費、賃借運営費等の一部を補助します。
50	グループホームの運営費支援 (障がい福祉課)	小規模のグループホームを運営する事業者に対し、居住者の支援区分に応じ運営費の一部を補助します。
51	グループホーム家賃負担軽減 (障がい福祉課)	グループホームを運営する事業者に対し、居住者が負担すべき家賃の一部を補助し、居住者の金銭的負担の軽減を行います。
再掲	居住支援協議会の設立・運営 (定住促進課)	住宅確保において配慮が必要な方が民間賃貸住宅へ円滑に入居するための協議会を設立し、窓口での相談業務を行います。
再掲	セーフティネット住宅の登録促進 (定住促進課)	住宅確保において配慮が必要な方の入居を拒まない住宅の登録を促進します。

施策分野5 保健・医療

<重点施策> 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

No.	事業名	概要
52	措置入院者の退院後支援事業 (保健支援課)	措置入院者が退院後に必要な医療等の支援を継続的かつ確実に受けられ、社会復帰の促進等を図ることができるよう、退院後の支援計画を作成し、関係機関と連携して支援します。
53	精神障がい者家族相談支援事業 (保健支援課)	精神障がい者本人やその家族が悩みを抱え込まず、当事者同士が支え合える相談の場や居場所を提供し、社会的活動の一步となるよう支援します。
54	当事者相互によるピアサポート (保健支援課)	地域移行・地域定着支援の推進のため、精神障がい者の社会的自立に向けた支援を行うとともに、長期入院者に働きかけるピアサポーターを育成します。
55	精神保健福祉相談 (保健支援課)	こころの悩みを抱える人やその家族が医師や保健師等の助言により、問題の整理ができるよう支援を行います。 ①精神科医師による相談 ②保健師、精神保健福祉士による相談
再掲	精神保健福祉地域普及講演会 (保健支援課)	地域住民等を対象に、精神障がいに関する知識の普及や理解促進を図るため、講演会を実施します。
再掲	精神障がい者支援従事者研修 (保健支援課)	精神障がい者に関わる支援者等を対象に、精神疾患や障がいの特性を理解し支援することができるよう、支援の資質向上を図るための研修等を実施します。

＜基本施策＞ 障がいの早期発見・治療に対する支援

No.	事業名	概要
56	こども発達センターのぞみ 診療所による医療サービスの提供 (福祉事業団)	地域の施設等と協力しながら、発達に心配のある子どもたちの医療的な支援を実施します。
57	障がい者歯科事業 (保)総務課)	障がい者の歯科疾患の早期発見を図り、良好な口腔環境を維持することを目的に、施設へ訪問し利用者の歯科健診及び施設職員に対し口腔衛生指導を実施します。 ①歯科健康診査(通所施設利用者) ②訪問予防指導(入・通所施設職員)
58	依存症問題関連事業 (保健支援課)	依存症問題を抱える家族等が疾患の特性や関わりについて学ぶ場の提供や、早期に相談機関や専門機関につながるための啓発を行います。
59	心理職員によるこころの相談 (保健支援課)	ひきこもり等の悩みを抱えている人や家族からの相談に応じ、相談者の抱える問題を整理し適切な機関へつながるよう支援を行います。
60	難病講演会・療養相談会 (保健支援課)	難病患者とその家族及び福祉医療関係者を対象に、専門医による講演及び療養相談を行うことで、難病に関する正しい知識と理解を深め、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消を図るとともに、地域における難病患者支援を推進します。
61	難病療養相談 (保健支援課)	難病患者とその家族が、医療や生活等の助言を受けることで、療養上・日常生活上の悩みや不安等の解消を図ります。 ①専門医による相談 ②保健師による相談
62	医療機関に対する強度行動障がいに関する研修会の開催 (障がい福祉課) (福祉事業団)	医療行為が必要な強度行動障がい者の支援を目的に、医療従事者に対し、適切な支援方法等を伝える研修会を実施します。
63	障がい者医療費助成 (福祉医療課)	障がい者の医療費負担の軽減を図るために、受診等にかかる自己負担額を助成します。 ①心身障がい者医療費助成 ②精神障がい者医療費助成 ③福祉給付金
再掲	医療型短期入所・レスパイト事業実施医療機関に対する研修会の実施 (障がい福祉課) (福祉事業団)	医療型短期入所・レスパイト事業の実施医療機関等を対象に、重症心身障がい者等の障がい特性や支援方法を伝える研修会を実施します。

施策分野6 防災・防犯

<重点施策> 自然災害及び感染症対策の推進

No.	事業名	概要
64	事業所の防災体制強化策の推進 (福祉総合相談課)	障がい福祉サービス事業所に対し、研修会の開催やワークショップ等を行い、防災意識を高めていく体制の強化を図ります。 「(仮称)要支援者に関わる避難所支援体制検討会」を設置し、福祉避難所等における要支援者の支援に関する検討を進めます。
65	サービス等利用計画を活用した災害時個別計画の策定促進 (福祉総合相談課)	サービス等利用計画の作成時に災害支援の視点を盛り込むことができるよう、防災の基礎知識を盛り込んだ手順書の作成や研修会を行います。
66	避難行動要支援者名簿を活用した支援体制モデルの展開 (福祉総合相談課)	自治区や民生委員等の地域の関係者を対象に、災害時における地域の課題や、避難行動要支援者の支援方法を考えるための勉強会等を開催し、地域の特性に応じた支援体制の検討・構築を進めます。 また、勉強会等で検討した結果を踏まえた地域の防災訓練等の開催を支援します。
67	障がい福祉サービス事業所用の衛生用品の備蓄 (障がい福祉課)	感染症の予防及び拡大時の対策として、マスクや防護服を備蓄し、必要に応じて、障がい福祉サービス事業所へ提供します。
68	感染症対策の啓発・指導 (障がい福祉課)	障がい福祉サービス事業所に対して、事業所説明会等を通じて、感染症対策に向けた啓発と指導を行います。
69	事業所版 BCP 策定支援 (障がい福祉課)	災害時や感染症拡大時における障がい福祉サービス事業所のBCP(業務継続計画)の策定に向けて、研修会の開催や様式の作成等を行います。

<基本施策> 防犯対策の推進

No.	事業名	概要
70	犯罪情報提供ネットワーク登録制度 (交通安全防犯課)	注意喚起及び防犯意識を高めるため、市内又は近隣で発生した市民に身近な犯罪や不審者情報について、その発生した日時、場所、内容等を、市民(登録者)に対しメールで情報提供します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

施策分野7 教育・保育・子育て

<重点施策> 地域のこども園での受入体制の充実

No.	事業名	概要
71	保育士の研修 (保育課)	障がい児の対応を学ぶために、保育士をこども発達センターに研修派遣します。また、喀痰吸引等研修を受講し、一部の医療的ケアを行うことができる保育士を育成します。
72	こども発達センターにおける保育所等訪問支援事業 (福祉事業団)	地域のこども園等を訪問し、障がい児に対して、集団生活への適応のための専門的支援を行います。
73	障がい児保育 (保育課)	こども発達センターとの連携により、こども園において、障がい児保育を実施します。実施に当たり、加配保育士の配置や、園児の状況に合わせた受入体制を整え対応します。
74	医療的ケア児保育 (保育課)	こども園において、日常的に経管栄養、導尿その他医療的な行為を必要とする児童に対し、看護師を配置し、医療的ケアを実施します。
75	早期療育推進委員会の開催 (福祉事業団)	障がいの早期発見・早期療育を進めるため、関係機関が課題事項及び地域療育支援の在り方について協議と必要な支援を行い、教育・保育を実施する機関職員及び保護者の療育意識を高め、障がいの軽減と二次障がいの発生防止を図ります。
76	施設支援一般指導(巡回療育相談) (福祉事業団)	保育士や心理士などの専門職で構成された相談チームが、こども園や学校を巡回訪問し、施設職員に対して、各園児、児童・生徒に応じた相談支援を行います。

<基本施策> インクルーシブ教育システムの構築

No.	事業名	概要
77	特別支援学校の児童・生徒との交流及び共同学習 (学校教育課(青少年相談センター))	①学校間交流 障がいのある子どもにとっても、障がいのない子どもにとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会として交流及び共同学習を実施します。 ②居住地校交流 特別支援学校に通う児童・生徒・保護者の希望により、居住地校交流を実施します。
78	特別支援教育連携協議会の開催 (学校教育課(青少年相談センター))	医療・福祉・労働・療育・教育等に関わる関係機関が連携し、支援情報の共有化や支援策の協議とともに、本市における特別支援教育の在り方を検討します。
79	特別支援学級担当教員等研修 (学校教育課(青少年相談センター))	①特別支援学級担当教員等研修 事例研究を基にして、こども発達センターの臨床心理士や言語聴覚士等の専門家、特別支援学校の先生等の指導を受け、指導方法や障がい理解を深めるための研修を実施します。 ②特別支援学級担当教員等初心者研修 個別の教育支援計画・個別の指導計画の立て方、事例研究、専門家からの障がい理解及び指導方法の講演などを通して、障がいのある児童・生徒の指導者としての基本を学ぶための研修を実施します。

No.	事業名	概要
80	特別支援教育コーディネーター研修 (学校教育課(青少年相談センター))	障がいのある児童・生徒の教育の充実に向けて、特別支援教育コーディネーターとしての役割や障がい特性の理解の仕方などを学ぶための研修を実施します。
81	指導主事・特別支援教育アドバイザー・スクールソーシャルワーカーによる学校支援 (学校教育課(青少年相談センター))	特別な教育的支援を必要とする児童生徒に対して適切な対応を進めることができるように、特別支援教育担当指導主事・特別支援教育アドバイザー・スクールソーシャルワーカーが連携し、担任や特別支援教育コーディネーター等への支援を実施し、校内支援体制の構築を図ります。
82	学級運営補助指導員・教育介護ボランティアの配置 (学校教育課(青少年相談センター))	①学級運営補助指導員の配置 障がいのある、又は、障がいの疑いのある児童・生徒が在籍する通常の学級及び特別支援学級において学級運営を補助する学級運営補助指導員を配置します。 ②教育介護ボランティアの配置 学校行事や校外学習において、障がいのある児童・生徒への介助や、学習活動の見守りや支援を図るための、教育介護ボランティアを配置します。
83	特別支援学校における看護員の配置 (学校教育課(青少年相談センター))	豊田特別支援学校に看護員を配置し、医療的ケアを必要とする児童・生徒に対し、支援を実施します。
84	就学相談会の実施 (学校教育課(青少年相談センター))	障がいのある、又は、障がいの疑いのある子ども一人ひとりに応じた就学支援を進めるため、主に就学前の子どもと保護者を対象とした就学相談会を実施します。
85	小中学校における看護師の派遣 (学校教育課(青少年相談センター))	小学校、中学校へ通う医療的ケアが必要な児童・生徒の学校生活を支援するため、看護師を派遣します。
再掲	施設支援一般指導(巡回療育相談) (福祉事業団)	保育士や心理士などの専門職で構成された相談チームが、こども園や学校を巡回訪問し、施設職員に対して、各園児、児童・生徒に応じた相談支援を行います。

＜基本施策＞ 障がい児支援の充実

No.	事業名	概要
86	放課後児童クラブにおける 加配支援員配置 (次世代育成課)	支援を要する児童に対し、積極的に受入態勢を推進し、必要に応じて加配支援員を配置します。
87	放課後児童クラブへの巡回専門員による訪問指導 (次世代育成課)	現場に専門家が巡回し、支援員に助言する体制を整えることで、障がい理解の促進を図り、支援員の力量を高めていきます。
88	母子保健医療福祉ネットワーク会議の開催 (子ども家庭課)	保健、医療及び福祉の各関係機関が連携し、問題を明確にするとともに、その情報を共有することで、母子保健事業を適切かつ効果的に推進し、子どもの健全な育成及び子育て家庭への支援の充実に努めます。
89	乳幼児健康診査 (3、4 か月児、 1 歳 6 か月児、3 歳児) (子ども家庭課)	相談しやすい雰囲気づくりに努め、健康診査の実施と併せて、発育・発達を促す指導や育児の負担感を軽減するための個別相談を実施します。
90	にこにこ広場、こども相談 の開催 (子ども家庭課)	発達状況により支援の必要な子どもや育児不安・負担感等があると思われる養育者に対し支援を実施します。 ①にこにこ広場(3、4 か月児健康診査事後フォロー教室) ②子ども相談(心理士との個別発達相談)
91	幼児健康診査従事者等療育実習 (子ども家庭課)	心身障がい児の早期発見・早期療育の推進と職員の資質向上を図るため、こども発達センターと連携し実習を実施します。
92	こども発達センターによる 障がい児通所支援 (福祉事業団)	こども発達センターにおいて、日常生活における基礎的動作の指導や自活に必要な知識や技能、集団生活への適応のための支援を行います。 ①ひまわり(知的障がい児、発達障がい児クラス) ②たんぽぽ(肢体不自由児クラス) ③なのはな(難聴児、発達障がい児クラス)
93	在宅支援外来療育等指導 (福祉事業団)	言葉の発達が遅い、かんしゃくが強い、友達と遊べないなどの子どもとその親が、遊びを通じて親子の絆を深め、生活習慣や社会性を身に付けることを目的としたグループ活動を実施します。
94	在宅支援訪問療育等指導 (福祉事業団)	心理士や保育士などの専門職が、発達に心配のある子どもがいる園等を訪問し、親からの相談に応じるとともに、必要な助言等を行います。

施策分野8 就労・雇用

<重点施策> 障がい者の一般就労の促進

No.	事業名	概要
95	障がい者就労・生活支援センターによる職場開拓 (福祉事業団)	就労支援員が企業を訪問し、障がい者雇用に関する啓発等を行い、雇用の促進を図ります。
96	公共施設等における職場体験事業 (障がい福祉課)	障がい者が公共施設等における職場体験を行うことで、就労意欲を向上させるほか、職場体験事業を通じて、受入先の障がい理解を促進します。
97	障がい者就労・生活支援センターの企業訪問等による障がい者支援 (福祉事業団)	障がい者を雇用している企業等からの相談に応じ、職場定着を図るために企業訪問を行います。
98	障がい者就労・生活支援センターによる就労支援 (福祉事業団)	障がい者本人や周囲の人々からの就労に関する相談に応じ、個々の状況に適した就労支援を行います。また、関係機関や企業との連携を通して、障がい者の就労支援の拡充を図ります。
99	中途障がい者及び若年性認知症者への就労機会の提供及び一般就労の促進 (福祉事業団)	病気や事故等の後遺症により障がい者となった方や若年性認知症となった方に対して、生産活動等の就労機会を提供し、一般企業への就労を支援します。

<基本施策> 就労継続支援事業所等の工賃の向上

No.	事業名	概要
100	共同受注窓口の運営 (障がい福祉課)	障がい福祉サービス事業所等において製作された菓子や雑貨等を市民に紹介・販売するとともに、新たな販路の開拓や業務の受注を行い、工賃の向上を図ります。
101	障がい福祉サービス事業所等からの物品等の優先調達 (障がい福祉課)	優先調達推進法に基づき、行政における物品の購入及び委託事業等に対し、障がい福祉サービス事業所等へ優先的に発注します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

施策分野 9 生涯学習

<重点施策> 障がい者の文化・スポーツ活動の推進

No.	事業名	概要
102	障がい者スポーツ・教養教室の開催 (障がい福祉課)	障がい者のニーズに応じたスポーツ教室や教養教室を開催し、多様な学びの場や活動の場を創出します。
103	出前コンサート等の開催 (文化振興課)	障がい福祉サービス事業所等にアーティストを派遣し、コンサート等を開催します。
104	パラアスリートとの交流機会の提供 (生涯スポーツ推進課)	JFA こころのプロジェクト「夢の教室」等において、パラアスリートを「夢先生」として招き、授業を実施します。 また、豊田市わがまちアスリート応援事業にて、パラアスリートの情報発信や応援機会を提供します。
105	障がい者スポーツ体験会の開催 (生涯スポーツ推進課)	市民の障がい者スポーツへの理解促進を図るため、スポーツ推進委員等による障がい者スポーツ体験会等を開催します。
106	障がい者作品展 (障がい福祉課)	障がい者の社会参加を促進するとともに、障がいに関する理解の促進を図るために、障がい者が制作した絵画や書道等の作品を公募し、障がい者作品展を開催します。
107	自発的活動支援事業助成 (障がい福祉課)	障がい者等に対する交流会活動、防災対策活動、権利や自立のために社会へ働きかける活動、社会復帰活動など、障がい者等が自立した社会生活を営むための自発的な取組に対する費用の一部を補助します。

第5章 計画の指標

◆ 計画の指標の設定について

- ・本計画の進捗管理を行うために、3つの指標を設定しています。
- ・1つ目は、各分野の施策を通した本市の障がい福祉施策全般の取組を評価するための**総合指標**を設定しました。
- ・2つ目は、各施策分野における重点施策の進捗状況を確認するための**成果指標**を設定しました。
- ・3つ目は、国が定める「障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）」に基づき、**成果目標**を設定しました。
- ・これら3つの指標に対する実績を確認し、計画の進捗評価を行い、見直しをしながら各事業を進めます。

1 総合指標

豊田市が暮らしやすいまちだと思う障がい者の割合の増加を目指します。

指標	現状値	目指す方向
「とても暮らしやすいまちだと思う」「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」と回答した障がい者の割合	60.1% (2019年度)	

※障がい福祉計画策定等に係る実態調査

【参考】暮らしやすさの理由に関する回答（抜粋）

<暮らしやすいまちだと思う理由>

- ・他の都市や地域に比べて福祉サービスや制度が充実している。
- ・市街地は歩道や店が広くて移動しやすい。
- ・市民が障がい者を自然に受け入れてくれていると感じる。

<暮らしやすいまちと思わない理由>

- ・障がい者に対する理解が不足している。
- ・情報が入手しにくい。
- ・障がい者が働ける職場や施設が少ない。

2 成果指標

各重点施策に成果指標を設定しています。各成果指標の詳細は第3章に記載しています。

<成果指標一覧>

施策分野	成果指標	現状値	目指す方向
まちと心のバリアフリー	障がい福祉について関心がある市民の割合	53.8%	↗
権利擁護・虐待防止	総合相談窓口への相談件数 ①実件数 ②延べ件数	① 516 人 ② 1,684 人	↗
意思疎通支援・ 情報保障	意思疎通に困る機会がある障がい者の割合	34.0%	↘
事業所整備・ 運営支援	重度障がい者の受入れを行う事業所の数		
	強度行動障がい ①生活介護 ②共同生活援助	①29 か所 ② 7 か所	↗
	医療的ケア ①生活介護 ②共同生活援助	①12 か所 ② 3 か所	
保健・医療	1年以上の医療保護入院者数	140 人	↘
防災・防犯	障がい福祉サービス事業所の BCP 策定率 ①震災時 ②風水害時	①10.4% ② 7.5%	↗
教育・保育・子育て	医ケア児等をニーズに応じて受け入れた地域のこども園の数	—	ニーズに応じた受入れ
就労・雇用	障がい福祉サービス等を通じて一般就労した障がい者の数	64 人	↗
生涯活躍	文化・芸術活動を行う障がい者の割合	—	↗
	スポーツ・レクリエーション活動を行う障がい者の割合	—	↗

※医ケア児等を受け入れた地域のこども園の数については、単に数を増加させていくのではなく、利用者ニーズに応じて適切に受け入れられているかの評価を行います。

※文化・スポーツ活動を行う障がい者の割合は、全国値（文化芸術活動は 29.3%（2017 年 11 月文化庁実施調査）、スポーツ・レクリエーション活動は 43.7%（2018 年 3 月スポーツ庁実施調査））を基準値とし、中間見直しの際に比較を行います。

3 成果目標

国の基本指針に基づき、成果目標を設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【基準】2019 年度末時点の施設入所者 234 人

項目	目標 2023 年度	基本指針
【目標 1-1】 地域生活への移行者数	14 人	2019 年度末時点の施設入所者の 6%以上
【目標 1-2】 施設入所者の削減数	0 人	2019 年度末時点の施設入所者の 1.6%以上

※国の基本指針では、2023 年度末の施設入所者数を 2019 年度末時点から 1.6%以上削減することとされていますが、本市では、施設入所を希望する人が一定数おり、重度障がい者等への対応を始め、一定の必要性があることを踏まえ、施設入所者数を削減する目標とはせず、現状維持(削減数 0 人)を目標値とします。

(2) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	目標 2023 年度	基本指針
【目標 2-1】 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に 向けた検証及び検討の実施回数	2 回	年1回以上

(3) 福祉施設から一般就労への移行等

項目		実績 2019 年度	目標 2023 年度	基本指針
【目標 3-1】 福祉施設から一般就労への移行者数		64 人	82 人	2019 年度実績の 1.27 倍以上
【目標 3-2】 就労移行支援事業における一般就労への 移行者数		52 人	68 人	2019 年度実績の 1.3 倍以上
【目標 3-3】 就労継続支援事業における一 般就労への移行者数	A 型	4 人	6 人	2019 年度実績の 1.26 倍以上
	B 型	5 人	7 人	2019 年度実績の 1.23 倍以上

項目	目標 2023 年度	基本指針
【目標 3-4】 就労定着支援事業を利用して一般就労した利用者の割合	70%	就労移行支援事業等を通じて一般就労した人のうち、就労定着支援事業を利用した人が70%以上
【目標 3-5】 就労定着率80%以上の就労定着支援事業所の割合	70%	就労定着率が80%以上の事業所が全体の70%以上

(4) 障がい児支援の提供体制の整備等

項目	目標 2023 年度	基本指針
【目標 4-1】 児童発達支援センターの設置箇所数	(達成済み)	1か所以上
【目標 4-2】 保育所等訪問支援の実施する事業所数	(達成済み)	1か所以上
【目標 4-3】 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	(達成済み)	1か所以上
【目標 4-4】 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	(達成済み)	1か所以上
【目標 4-5】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	(達成済み)	設置
【目標 4-6】 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	(達成済み)	配置

※本市では、既に国の基本指針で示された内容を達成している状態であることから、目標設定は行いません。しかし、こども発達センターを始め、各事業所の利用者やその家族の声を丁寧に聴きながら、障がいの種別や年齢に応じたニーズに対して効果的な支援を提供できるよう、サービス体制の充実を図っていきます。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項目	目標 2023 年度	基本指針
総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	実施	実施体制を確保

※重点施策「重層的支援体制の推進」(P.19)において、複雑化・複合化する支援ニーズに対して、関係機関と連携した包括的な相談支援を実施します。

(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項目	目標 2023 年度	基本指針
障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	実施	実施体制を構築

※集団指導や実地指導を通して、事業所の人員・設備・運営基準を満たしているか確認するほか、必要な改善を指導することでサービスの質の向上を図ります。

第6章 サービスの見込量等

◆ サービスの見込量等の設定について

- ・基本指針に基づき、本市における障がい福祉サービス等の提供体制の確保に必要な量（以下「見込量」という。）や各事業の実施見込み等を設定します。
- ・見込量は、利用者数や1人当たりの利用量の実績を基礎として、障がい者等の数の伸びや、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する人など新たに見込まれる利用者数等を勘案し、算定しています

1 訪問系サービス

サービス種	事項(単位)	実績	見込み(第6期計画)			
		2020	2021	2022	2023	
居宅介護	利用量(時間)	12,439	13,300	13,800	14,200	
	利用者数(人)	350	362	368	373	
	事業所数(箇所)	49	51	53	55	
重度訪問介護	利用量(時間)	4,063	5,400	5,400	5,400	
	利用者数(人)	13	17	17	17	
	事業所数(箇所)	46	48	50	52	
同行援護	利用量(時間)	1,051	1,100	1,200	1,200	
	利用者数(人)	51	53	54	55	
	事業所数(箇所)	10	10	10	10	
行動援護	利用量(時間)	14	14	14	14	
	利用者数(人)	3	3	3	3	
	事業所数(箇所)	3	3	4	4	
重度障がい者 等包括支援	利用量(時間)	0	0	0	0	
	利用者数(人)	0	0	0	0	
	事業所数(箇所)	0	0	0	0	

※「利用量」は1か月の延べ利用量、「利用者数」は1か月の実利用者数、「事業所数」は市内に所在する事業所の数
 ※実績は2020年3月、見込みは各年度末の数値

2 日中活動系サービス

サービス種	事項(単位)	実績	見込み(第6期計画)			
		2020	2021	2022	2023	
生活介護	利用量(人日)	14,988	16,000	16,500	16,900	
	利用者数(人)	778	827	852	876	
	事業所数(箇所)	29	31	33	35	
自立訓練 (機能訓練)	利用量(人日)	85	99	99	99	
	利用者数(人)	6	7	7	7	
	事業所数(箇所)	0	0	0	0	
自立訓練 (生活訓練)	利用量(人日)	117	130	130	130	
	利用者数(人)	9	10	10	10	
	事業所数(箇所)	2	2	2	2	
就労移行支援	利用量(人日)	2,479	2,800	3,000	3,100	
	利用者数(人)	134	150	158	167	
	事業所数(箇所)	10	11	12	13	
就労継続支援 (A型)	利用量(人日)	3,258	3,600	3,600	3,700	
	利用者数(人)	158	170	173	175	
	事業所数(箇所)	9	9	9	10	
就労継続支援 (B型)	利用量(人日)	8,277	9,900	10,700	11,500	
	利用者数(人)	459	545	589	635	
	事業所数(箇所)	21	23	25	27	
就労定着支援	利用者数(人)	20	35	43	51	
	事業所数(箇所)	1	2	3	4	
療養介護	利用者数(人)	34	36	36	37	
	事業所数(箇所)	0	0	0	0	
短期入所 (福祉型)	利用量(人日)	910	1,070	1,080	1,100	
	利用者数(人)	151	177	179	182	
	事業所数(箇所)	9	11	12	13	
短期入所 (医療型)	利用量(人日)	19	30	35	40	
	利用者数(人)	4	6	7	8	
	事業所数(箇所)	2	3	3	3	

※「利用量」は1か月の延べ利用量、「利用者数」は1か月の実利用者数、「事業所数」は市内に所在する事業所の数
 ※実績は2020年3月、見込みは各年度末の数値

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

3 居住・入所系サービス

サービス種	事項(単位)	実績	見込み(第6期計画)		
		2020	2021	2022	2023
自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	0
	事業所数(箇所)	0	0	0	0
共同生活援助	利用者数(人)	215	295	330	367
	事業所数(箇所)	16	18	20	22
施設入所支援	利用者数(人)	234	234	234	234
	事業所数(箇所)	4	4	4	4

※「利用者数」は1か月の実利用者数、「事業所数」は市内に所在する事業所の数

※実績は2020年3月、見込みは各年度末の数値

4 相談支援

サービス種	事項(単位)	実績	見込み(第6期計画)		
		2020	2021	2022	2023
計画相談支援	利用者数(人)	251	270	280	290
	事業所数(箇所)	28	28	29	30
地域移行支援	利用者数(人)	0	5	5	5
	事業所数(箇所)	2	2	3	3
地域定着支援	利用者数(人)	0	4	4	4
	事業所数(箇所)	2	2	3	3

※「利用者数」は1か月の実利用者数、「事業所数」は市内に所在する事業所の数

※実績は2020年3月、見込みは各年度末の数値

5 障がい児支援

(1) 障がい児通所支援・障がい児相談支援

サービス種	事項(単位)	実績	見込み(第6期計画)			
		2020	2021	2022	2023	
児童発達支援	利用量(人日)	1,712	2,100	2,300	2,500	
	利用者数(人)	177	212	230	249	
	事業所数(箇所)	19	21	22	23	
医療型 児童発達支援	利用量(人日)	11	10	10	10	
	利用者数(人)	1	1	1	1	
	事業所数(箇所)	0	0	0	0	
放課後等 デイサービス	利用量(人日)	7,516	9,100	9,800	10,600	
	利用者数(人)	609	730	792	856	
	事業所数(箇所)	40	40	42	44	
保育所等 訪問支援	利用量(人日)	3	10	10	10	
	利用者数(人)	3	10	10	10	
	事業所数(箇所)	2	3	3	3	
居宅訪問型 児童発達支援	利用量(人日)	0	0	0	0	
	利用者数(人)	0	0	0	0	
	事業所数(箇所)	0	0	0	0	
障がい児 相談支援	利用者数(人)	173	231	261	291	
	事業所数(箇所)	22	23	24	25	
医療的ケア児 コーディネーター	配置人数(人)	3	4	4	4	

※「利用量」は1か月の延べ利用量(保育所等訪問支援のみ年間平均値)、「利用者数」は1か月の実利用者数(保育所等訪問支援のみ年間平均値)、「事業所数」は市内に所在する事業所の数

※実績は2020年3月、見込みは各年度末の数値(保育所等訪問支援のみ年間平均値)

(2) 子ども・子育て支援事業

- ・基本指針において、障がいの有無にかかわらず児童が共に成長できるよう、地域社会への参加を推進するため、障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズについて把握し、これを満たす定量的な目標を設定し、その提供体制の整備に努めることが求められています。
- ・本市では、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）における障がい児の受入体制の充実を図ります。

項目	事項(単位)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量	見込み(第6期計画)		
			2021	2022	2023
保育所	利用者数(人)	170	170	170	170
認定こども園	利用者数(人)	70	70	70	70
放課後児童健全育成事業	利用者数(人)	151	142	147	151

※各施設等における障がい児の利用者数

6 地域生活支援事業

- ・地域生活支援事業は、障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な形態で実施する事業です。

(1) 福祉サービス系

- ・利用者数や1人当たりの利用量の実績を基礎として、障がい者等の数の伸びや、入所施設等から地域生活へ移行する人など新たに見込まれる利用者数等を勘案し、算定しています。

サービス種	事項(単位)	実績	見込み(第6期計画)			
		2020	2021	2022	2023	
ケアスタッフ	利用量(時間)	172	200	200	200	
	利用者数(人)	9	10	10	10	
	事業所数(箇所)	5	5	5	5	
移動支援	利用量(時間)	2,741	4,100	4,100	4,100	
	利用者数(人)	241	354	354	354	
	事業所数(箇所)	36	36	37	37	
移動入浴	利用量(人日)	729	760	770	780	
	利用者数(人)	73	76	77	78	
	事業所数(箇所)	4	4	4	4	
地域生活支援 デイ(日中一時支援)	利用量(人日)	504	790	870	950	
	利用者数(人)	75	98	99	101	
	事業所数(箇所)	20	22	24	25	
日中短期入所 (日中一時支援)	利用量(人日)	969	1,200	1,200	1,200	
	利用者数(人)	143	165	167	170	
	事業所数(箇所)	12	17	20	24	
デイ型地域活動支援センター	利用量(人日)	673	250	250	250	
	利用者数(人)	55	18	18	18	
	事業所数(箇所)	3	1	1	1	
地域活動支援センターⅠ型	利用者数(人)	93	120	150	150	
	事業所数(箇所)	1	2	2	2	
地域活動支援センターⅢ型	利用量(人日)	232	250	250	250	
	利用者数(人)	26	28	28	28	
	事業所数(箇所)	2	2	2	2	

※「利用量」は1か月の延べ利用量、「利用者数」は1か月の実利用者数(地域活動支援センターⅠ型のみ1か月の延べ利用者数)、「事業所数」は市内に所在する事業所の数

※実績は2020年3月、見込みは各年度末の数値

(2) 地域生活支援事業（その他）

・福祉サービス系以外に本市が実施する地域生活支援事業は以下のとおりです。

事業名 (事業実施に関する考え方)	指標	見込み(第6期計画)		
		2021	2022	2023
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	実施	実施	実施
互いの人格と個性を尊重しながら、全ての市民が地域で共生できる社会を実現するため、障がい特性や障がい者に対する接し方について、講座や講演会など様々な形式で理解を促進します。				
自発的活動支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
障がい者、その家族、地域住民等が地域において自発的に行う活動を支援します。				
障がい者相談支援事業	箇所数	11 か所	11 か所	11 か所
障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの利用支援等を行います。				
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	検討	検討	検討
基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行います。				
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	実施	実施	実施
一般的な相談支援事業に加え、地域の相談支援事業者に対する専門的な指導、助言及び人材育成支援を行うほか、地域の相談機関との連携強化の取組や学校、企業等へ赴き、情報収集、事前相談等を行って相談支援事業を強化します。				
成年後見制度利用支援事業	実利用者数	申立/10 報酬/26	申立/10 報酬/27	申立/10 報酬/28
知的障がい、精神障がい等により判断能力が十分ではない方に対し、制度の利用を促進し、市長による審判請求と利用支援事業の実施による権利擁護を図ります。				
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	実施	実施	実施
成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる体制を整備し、その活動を支援することで障がい者の権利擁護を図ります。				
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用件数	600 件	600 件	600 件
手話通訳、要約筆記を必要とする障がい者に手話通訳者、要約筆記者を派遣します。				
手話通訳者設置事業	設置者数	1 人	1 人	1 人
手話通訳者を市役所(障がい福祉課)に設置し、事務手続等の利便を図ります。				

事業名 (事業実施に関する考え方)	指標	見込み(第6期計画)		
		2021	2022	2023
日常生活用具給付等事業	給付 件数			
在宅の障がい者(児)の日常生活の便宜を図るために、 用具を給付・貸与します。				
介護・訓練支援用具				
自立生活支援用具				
在宅療養等支援用具				
情報・意思疎通支援用具				
排泄管理支援用具				
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)				
手話奉仕員養成研修事業	登録 者数			
手話で日常会話を行うために必要な知識・技術を習得した手話奉仕員を養成するための講習会を開催します。				
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	登録 者数			
手話通訳、要約筆記に必要な専門知識及び技術を習得した手話通訳者、要約筆記者を養成するための講習会を開催します。				
障がい児等療育支援事業	箇所数			
在宅の重症心身障がい児(者)、知的障がい児(者)、身体障がい児の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を図ります。				
地域生活支援広域調整会議等事業	開催 回数			
精神障がい者の地域包括ケアシステムを推進するための協議会を開催します。				
福祉ホームの運営	箇所数			
住居を求めている障がい者に対して、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援します。				
レクリエーション活動等支援	実施の 有無			
各種教養・スポーツ教室を開催し、障がい者の自主性、生きる力、働く力を養うことを目指し、障がい者の社会参加を促進するとともに、市民の障がいに対する理解を深めます。				

事業名 (事業実施に関する考え方)	指標	見込み(第6期計画)		
		2021	2022	2023
芸術文化活動振興	実施の有無	実施	実施	実施
全国障がい者週間(12月3日～12月9日)に合わせて、市内の障がい者及びグループ等から作品を公募し、作品展を開催します。				
点字・声の広報等発行	実施の有無	実施	実施	実施
広報とよたを点訳・音訳し、視覚障がい者へ市政の内容を伝えます。				
知的障がい者職親委託	実施件数	2 件	2 件	2 件
知的障がい者の自立更生を図るため、知的障がい者を一定期間、職親に預け、生活指導及び技術習得訓練等を行うことによって、雇用の促進と職場における定着性を高めます。				
障がい支援区分認定等事務	審査件数	700 件	500 件	500 件
障がい福祉サービスの円滑な利用を促進するため、障がい支援区分認定調査、医師意見書作成依頼、審査会運営を行い、障がい支援区分認定を行います。				
自動車運転免許取得・改造費助成	助成件数 ①免許 ②改造	① 9 件 ②17 件	① 9 件 ②17 件	① 9 件 ②17 件
身体障がい者が就労等に伴い必要となる普通自動車免許の取得や使用する自動車の改造に要する経費の一部を助成することにより、身体障がい者の福祉の向上及び社会参加の促進を図ります。				
更生訓練費給付	給付件数	230 件	230 件	230 件
障がい者の就労意欲の向上と継続的な就労活動を支援します。				

7 発達障がい者等に対する支援

- ・障がい者相談支援事業所やこども発達センターを中心に発達障がいに関する相談支援を実施します。
- ・地域で活動するペアレントメンターや支援団体と連携し、発達障がいの子を持つ親のピアサポート活動を実施します。

項目 (国の指針に基づく活動指標)	見込み(第6期計画)		
	2021	2022	2023
ペアレントメンターの人数	2 人	2 人	2 人
ピアサポートの活動への参加人数	40 人	40 人	40 人

8 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

- ・本市における 2023 年度末の長期入院者の地域生活への移行に伴う地域の精神保健医療福祉体制の基盤整備量（利用者数）を次のとおり設定します。

地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)	2023 年度末
65 歳以上利用者数	53 人
65 歳未満利用者数	75 人

- ・精神障がい者の地域移行・地域定着のため、長期入院者等の退院後の生活支援や相談支援等において、保健・医療・福祉関係者による協議・連携を基盤とした包括的な支援体制の整備を進めます。

項目 (国の指針に基づく活動指標)		見込み(第6期計画)		
		2021	2022	2023
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数		1 回	1 回	1 回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数		18 人	18 人	18 人
内訳	保健	2 人	2 人	2 人
	医療(精神科)	5 人	5 人	5 人
	医療(精神科以外)	3 人	3 人	3 人
	福祉	3 人	3 人	3 人
	介護	1 人	1 人	1 人
	当事者及びその家族	2 人	2 人	2 人
	その他	2 人	2 人	2 人

項目 (国の指針に基づく活動指標)	見込み(第6期計画)		
	2021	2022	2023
保健、医療及び福祉関係者による 協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1 回	1 回	1 回
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	2 人	2 人	2 人
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	2 人	2 人	2 人
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	53 人	59 人	66 人
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	0 人	0 人	0 人

9 相談支援体制の充実・強化のための取組

- ・地域住民が抱える複雑化・複合化した課題に対応するために、障がい福祉や高齢福祉などの分野を超えた包括的な相談体制や重層的な支援体制の構築を推進します。

項目 (国の指針に基づく活動指標)	見込み(第6期計画)		
	2021	2022	2023
総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施
地域の相談支援事業者の人材育成の 支援件数	2 件	2 件	2 件
地域の相談機関との連携強化の取組の 実施回数	48 回	48 回	48 回

10 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

- ・集団指導や実地指導を通じて、障がい福祉サービス事業所が人員・設備・運営基準を満たしていることを確認するほか、必要な改善を指導することでサービスの質の向上を図っていきます。

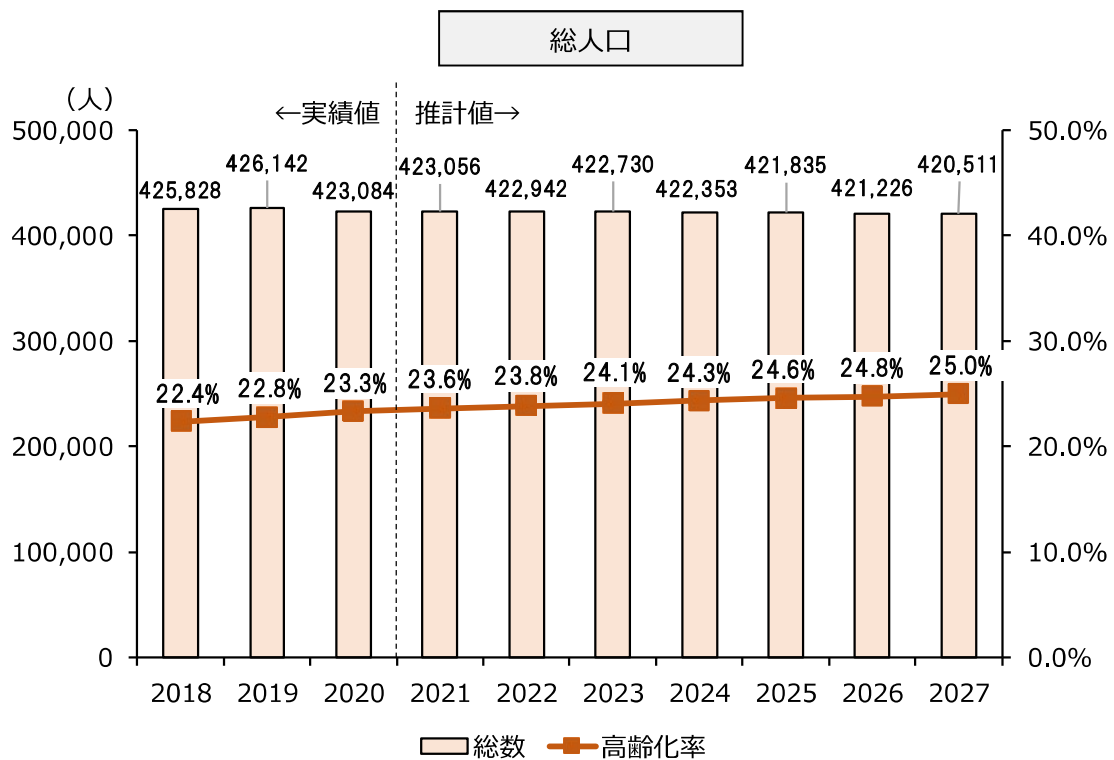
項目 (国の指針に基づく活動指標)	見込み(第6期計画)		
	2021	2022	2023
障がい福祉サービス等に係る 各種研修の活用	実施	実施	実施
障がい者自立支援審査支払等システム による審査結果の共有	実施	実施	実施
指導監査結果の関係市町村との共有	実施	実施	実施

第7章 資料編

1 総人口・障がい者数の今後の見込み

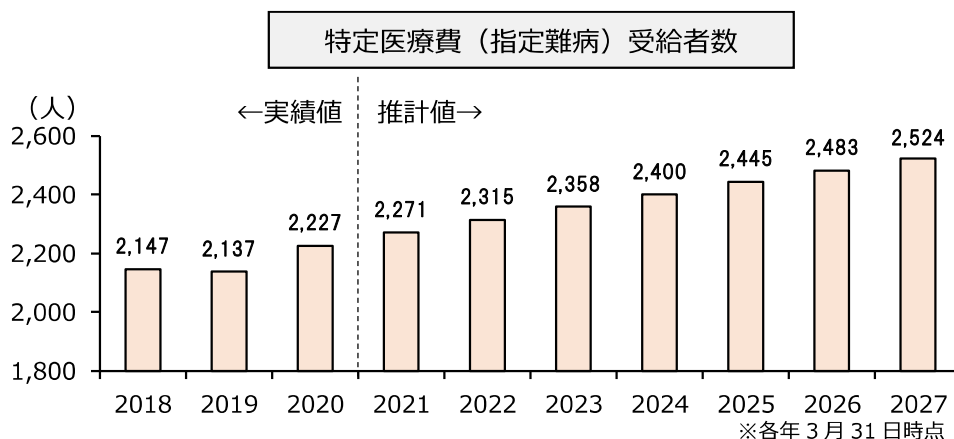
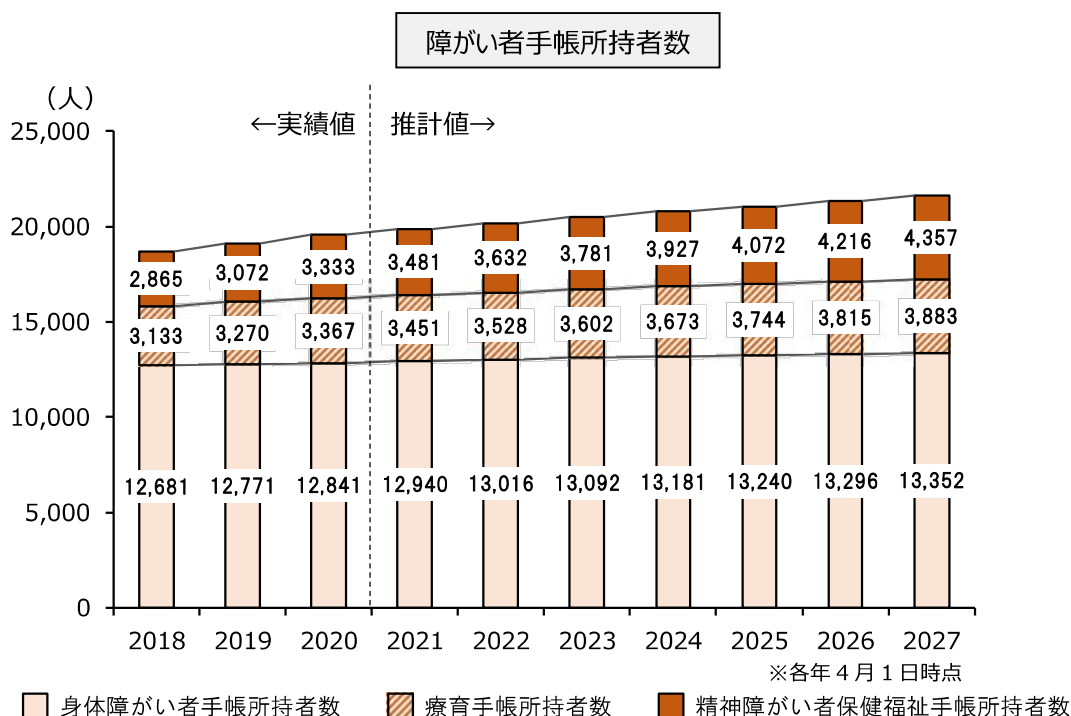
(1) 総人口

本市の総人口は、直近では横ばいで推移していましたが、2020年に減少に転じ、その後は緩やかに減少していくものと見込まれます。一方で、今後も高齢化率は上がっていき、2027年には25.0%に達する見込みです。



(2) 障がい者数

本市の障がい者手帳所持者数は、2020年4月1日現在で、身体障がい者手帳所持者 12,841 人、療育手帳所持者 3,367 人、精神障がい者保健福祉手帳所持者 3,333 人です。人数の推移については、いずれの手帳所持者数も増加傾向が見られます。総人口と手帳所持者数の推移を基に、本市の今後の障がい者人口の動向を推計したところ、各手帳所持者において人口当たりの人数が増えていることもあり、総人口が減る中で障がい者人口は今後も増加していくものと見込まれます。また、特定医療費（指定難病）受給者数は2020年3月31日現在、2,227 人で、同様に今後も増加が続くものと見込まれます。



2 障がい者等に関する現状

本計画の策定に当たり、障がい者の日常生活の状況やニーズなどを把握・分析するとともに、当事者や市民、事業者の意向や課題認識等を把握するため、2019年8月に以下の調査を実施しました。

名称	対象	配布数	回収数	回収率
障がい者等実態調査	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・指定難病特定医療費受給者から無作為抽出	3,000	1,537	51.2%
市民意識調査	18歳以上の市民から無作為抽出	1,000	455	45.5%
事業所調査	市内サービス提供法人全数	89	67	75.2%

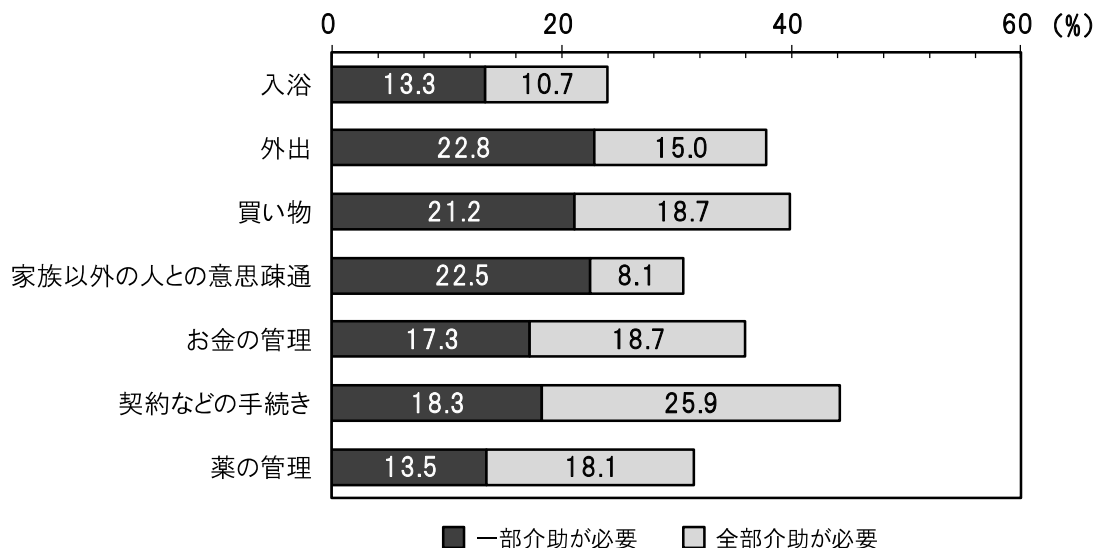
(1) 障がい者の状況

①日常生活・社会生活について

◆生活の中で介助が必要なこと（n=1,537、複数回答）

※一部介助・全部介助が20%以上の項目のみ抜粋

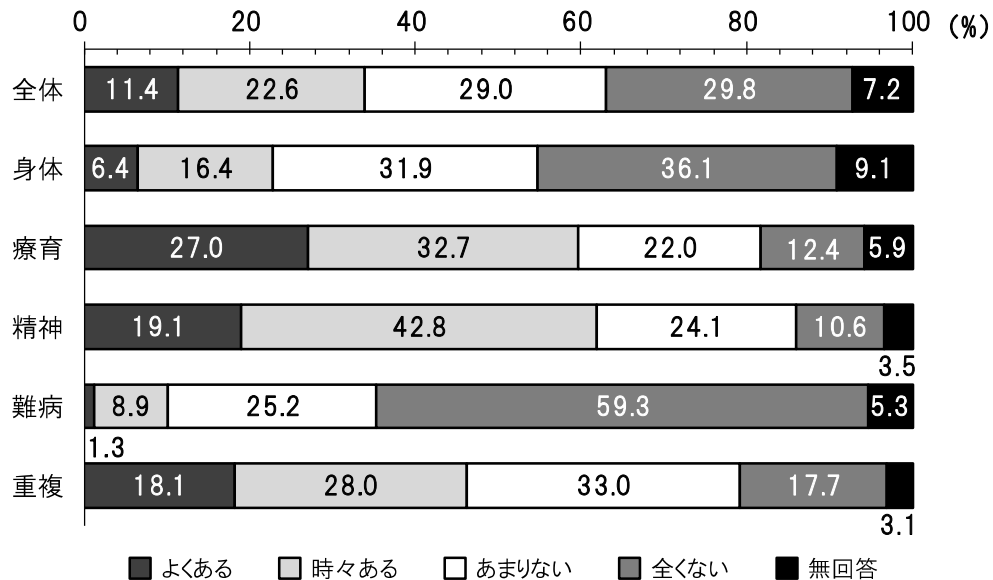
「契約などの手続き」や「買い物」、「外出」等で介助が必要な人が多く、日常生活のみでなく、社会生活における支援も重要です。



◆障がいが原因で意思疎通に困ること（n=1,537）

全体としては、約3割の方が「よくある」「時々ある」と回答しています。

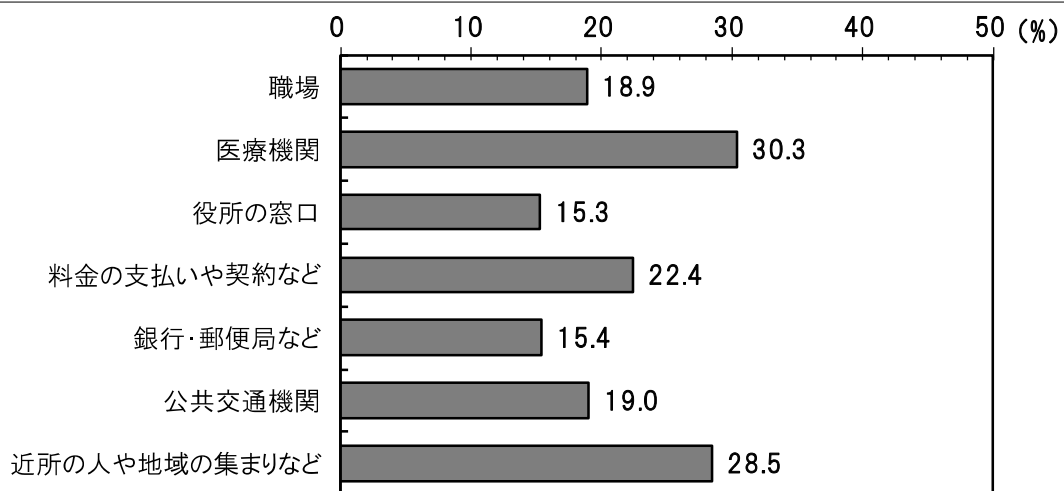
特に、精神障がい者保健福祉手帳や療育手帳所持者では約6割の方が意思疎通に困ることがあると回答しており、障がい特性に応じた多様な支援が求められます。



◆障がいが原因で意思疎通に困る場面（n=1,537、複数回答）

※15%以上の項目のみ抜粋

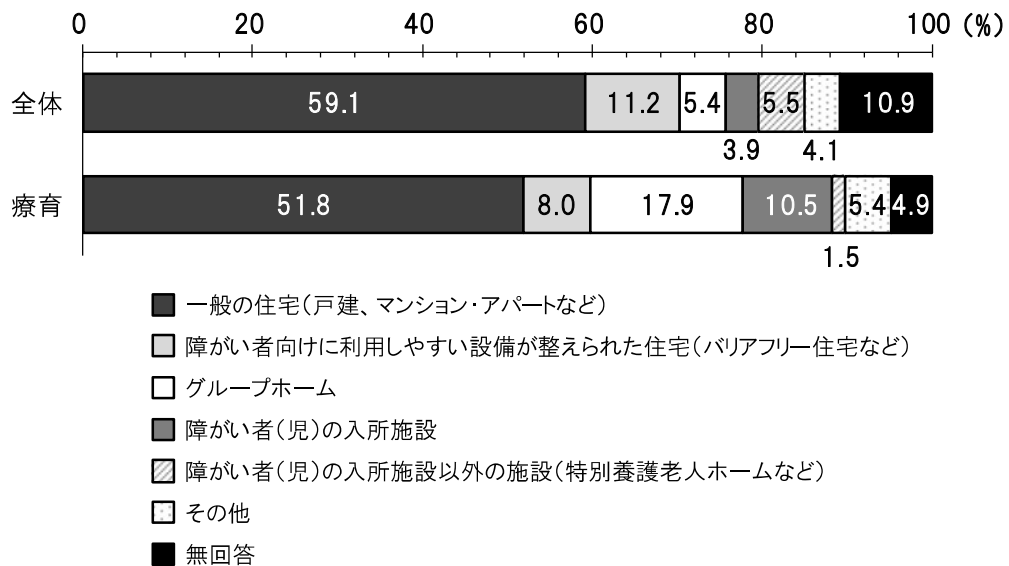
「医療機関」や「近所の人や地域の集まりなど」、「料金の支払いや契約など」が多く、各場面における関係者等への理解促進が必要です。



②住まい・日中活動・就労について

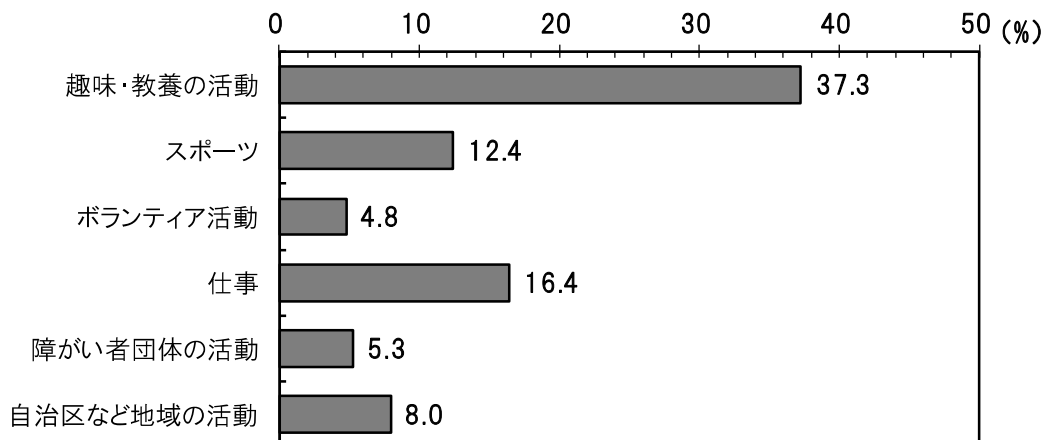
◆今後の住まいの希望（n=1,537）

全体としては、「一般の住宅」が多いです。療育手帳をお持ちの方では「グループホーム」の需要も高く、サポートを受けながら地域生活を送ることができる住まいの整備が求められます。



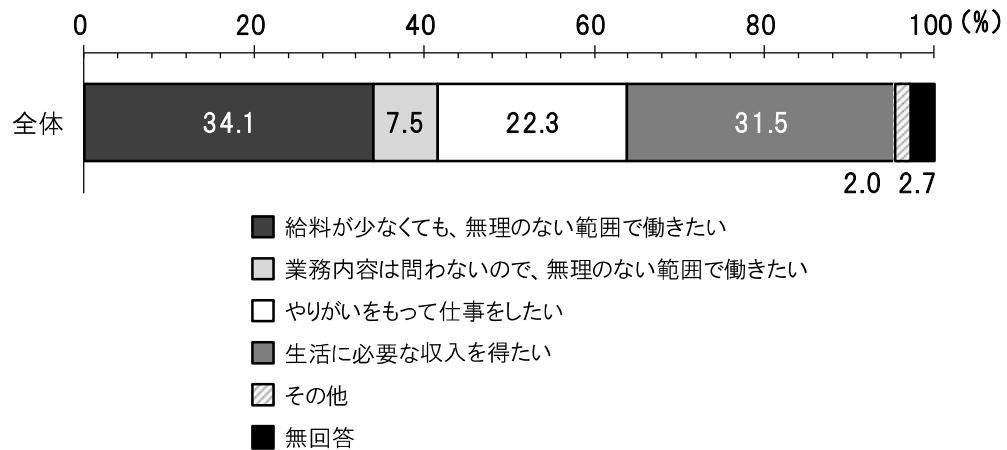
◆今後充実させたい活動（n=1,537、複数回答）

「趣味・教養の活動」が最も多く、生涯を通じた学びの支援や活動機会の提供を充実させていく必要があります。また、こうした活動に積極的に取り組む団体等を支援していくことも重要です。



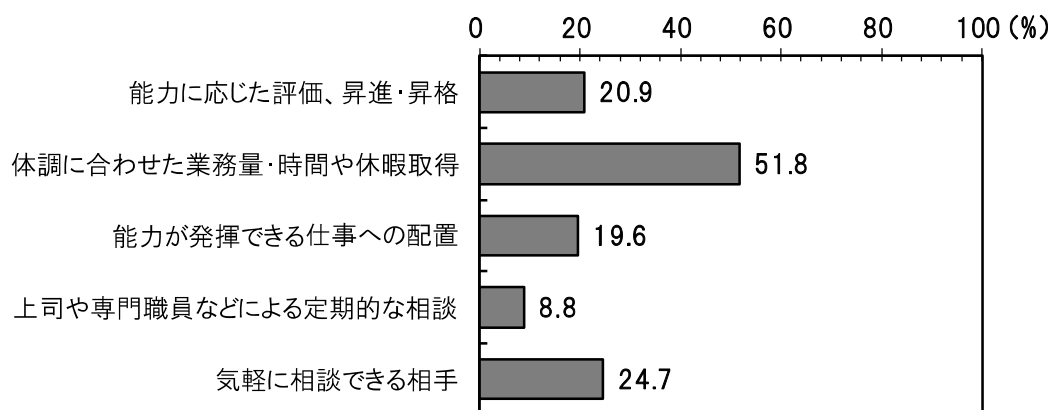
◆希望する働き方（n=1,537）

「給料が少なくても、無理のない範囲で働きたい」と考える方と、「生活に必要な収入を得たい」と考える方が同等です。一人ひとりの状況に応じた多様な働き方が実現できるよう、就労先の開拓や職場における理解促進など、総合的な取組が必要です。



◆仕事を続ける上で必要なこと（n=1,537、複数回答）

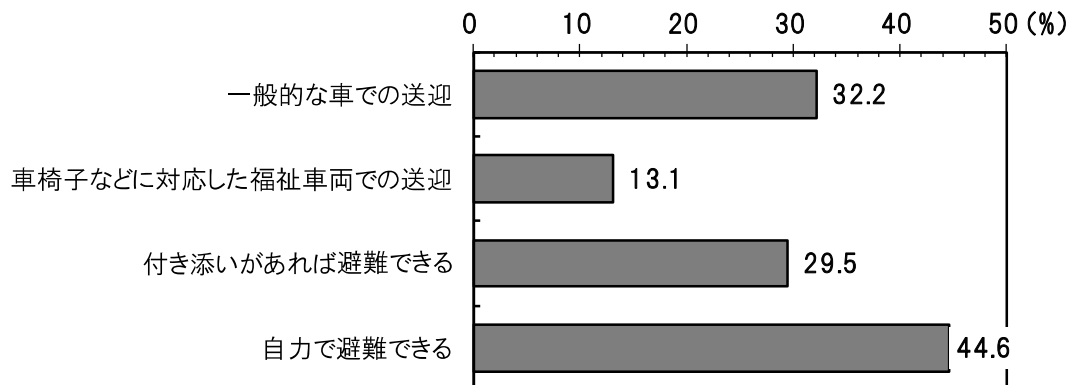
「体調に合わせた業務量・時間や休暇取得」や「気軽に相談できる相手」などが多いです。相談しやすい環境の整備と、その時々状況に応じた柔軟な対応がなされる職場づくりが必要です。



③災害時について

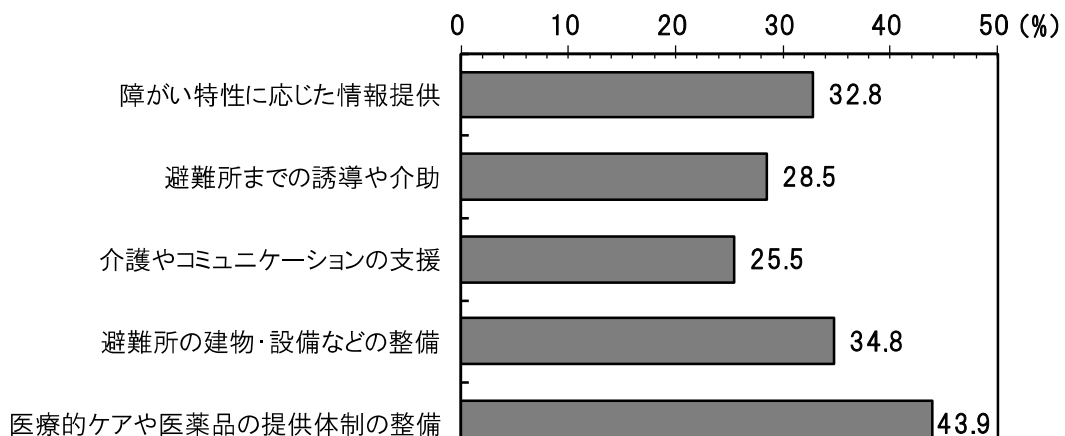
◆避難所への移動に必要な手段や支援（n=1,537、複数回答）

約3割の方が「一般的な車での送迎」を必要としています。また、「付き添いがあれば避難できる」方も多く、災害時に地域住民が協力した行動がとれるよう、平時からの理解促進等が重要です。



◆避難所での生活に必要な支援（n=1,537、複数回答）

避難所生活においては、特に「医療的ケアや医薬品の提供体制の整備」に関するニーズが高いです。他にも、避難所のハード面の整備や障がい特性に応じた情報提供の仕組みなども必要です。

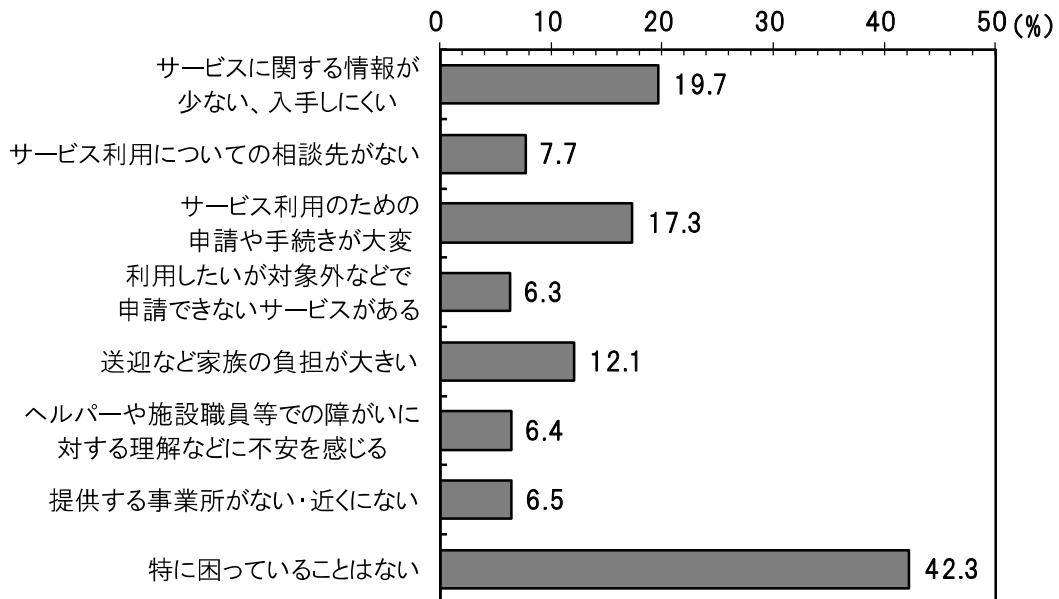


④障がい福祉サービス等の利用について

◆サービスの利用において困っていること（n=1,537、複数回答）

※5%以上の項目のみ抜粋

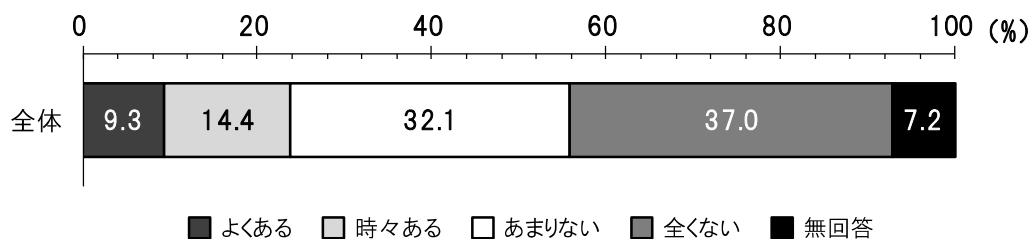
「サービスに関する情報が少ない・入手しにくい」ことや、「サービス利用のための申請や手続きが大変」といった、利用の前段階において困っている方が多いです。相談窓口の一層の周知や障がい特性に応じた丁寧な説明などが必要です。



⑤暮らしやすさや将来の生活について

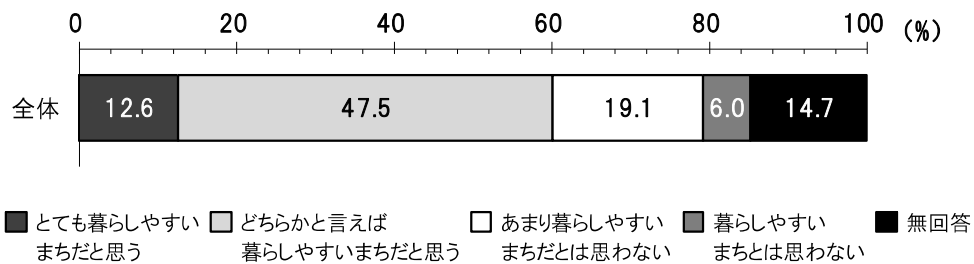
◆家族や介護者以外から手助けされて助かった経験（n=1,537）

「あまりない」、「全くない」が約7割で、市民に対する障がい理解や合理的配慮の促進等が一層求められます。



◆豊田市は障がい者にとって暮らしやすいまちか（n=1,537）

「とても暮らしやすいまちだと思う」、「どちらかと言えば暮らしやすいまちだと思う」が約6割です。この割合を向上させることは、地域共生社会の実現にもつながることであり、今後も障がい者のニーズを踏まえた一層の施策推進が必要です。

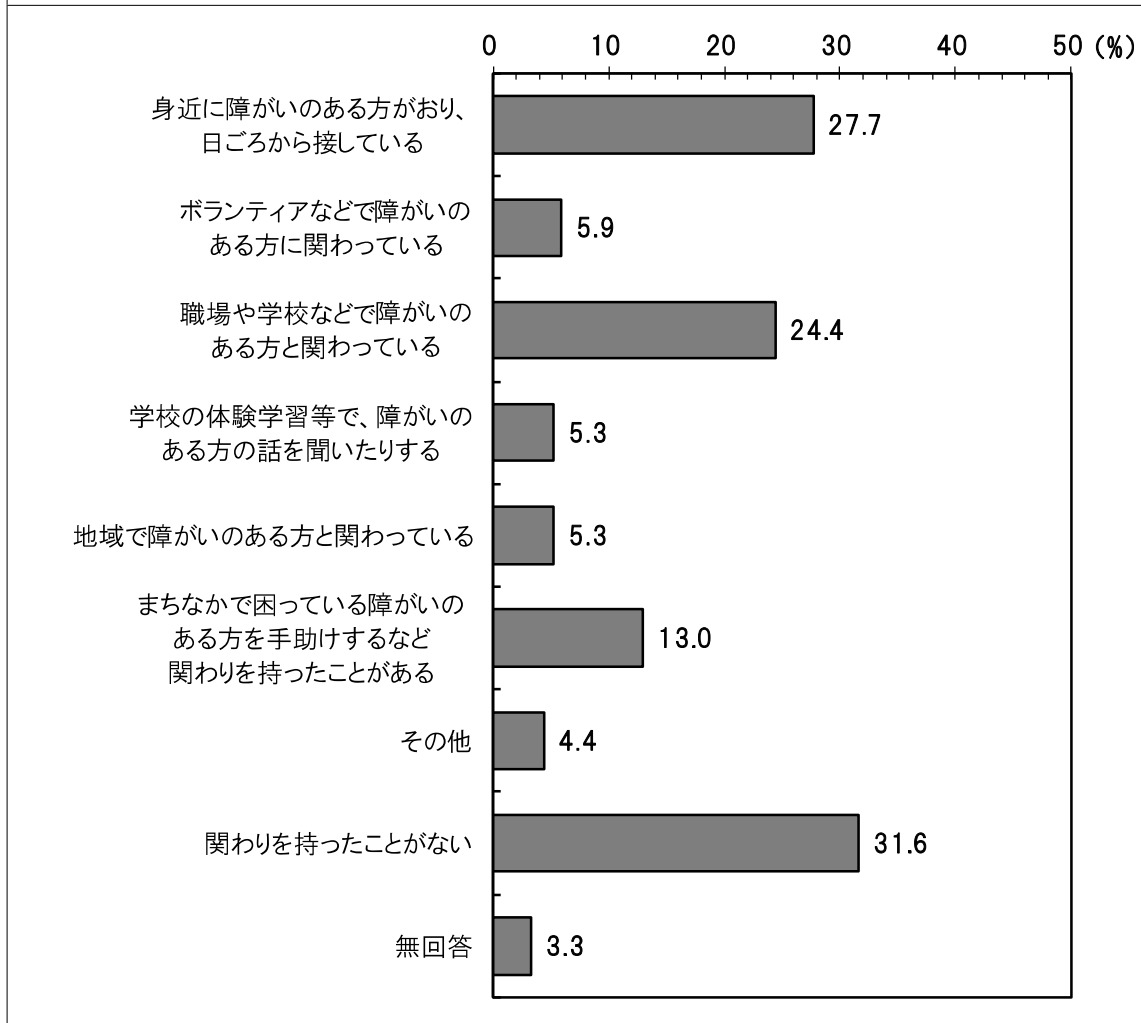


(2) 市民の障がいに関する意識

①障がい者との関わりについて

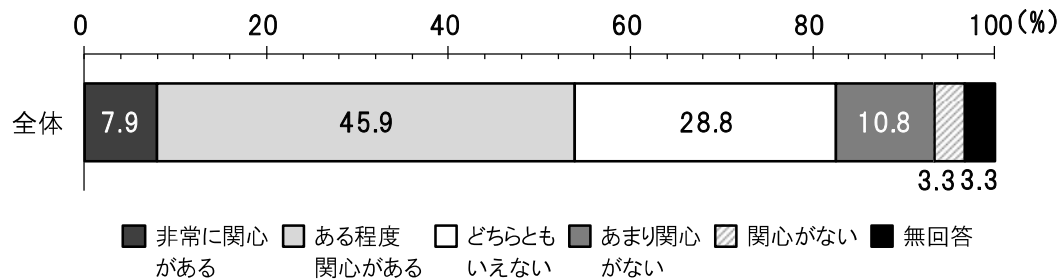
◆障がい者との関わりについて（n=455、複数回答）

「身近に障がいのある方がおり、日ごろから接している」、「職場や学校などで障がいのある方に関わっている」方が半数を超える一方で、約3割の方が「関わりを持ったことがない」と回答しています。障がいのある方もない方も同じ場所や時間を共有し、共に日常生活や社会生活を送ることができる環境整備が重要です。



◆障がい者福祉への関心（n=455）

「ある程度関心がある」という方が多い一方で、「どちらともいえない」という方も約3割います。他の年代と比べて、18～29歳の方で「あまり関心がない」が多く、学校教育を含めた若年層への理解促進が求められます。



単位：%

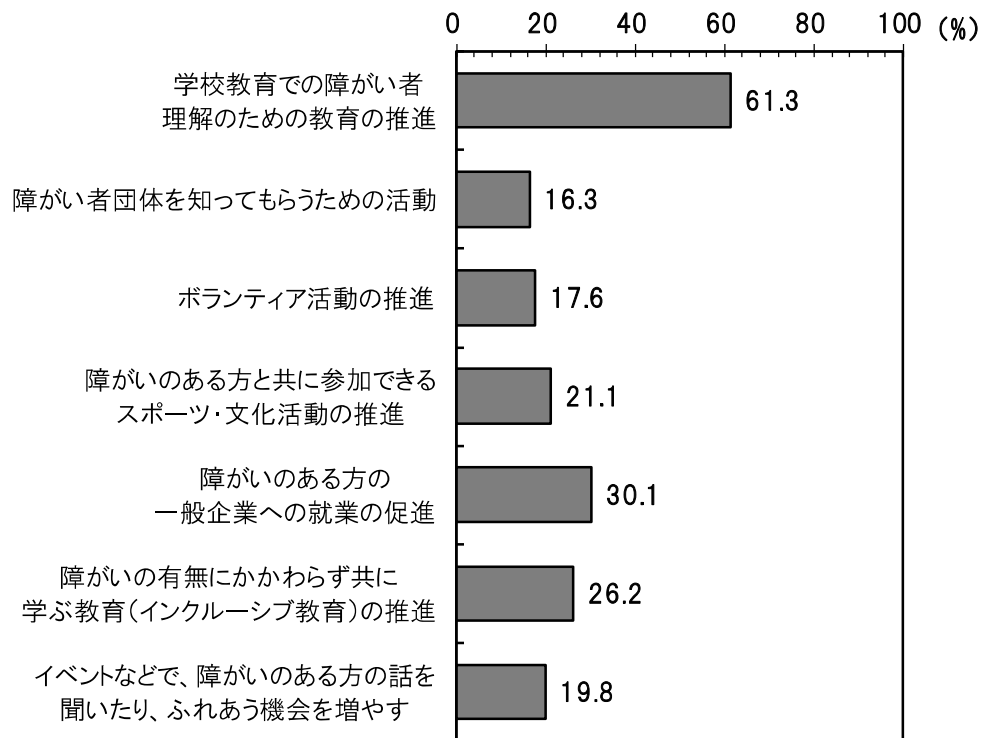
	あ 非 常 に 関 心 が	あ る 程 度 関 心	え ど な ち い ら と も い	な あ い ま り 関 心 が	関 心 が な い	無 回 答
18～29歳	4.4	31.1	28.9	31.1	4.4	0.0
30～39歳	5.4	48.2	28.6	14.3	3.6	0.0
40～49歳	8.0	37.9	43.7	4.6	3.4	2.3
50～59歳	5.8	49.3	27.5	11.6	2.9	2.9
60～69歳	6.6	50.0	26.3	9.2	2.6	5.3
70歳以上	12.6	51.3	21.0	6.7	3.4	5.0

(n : 18～29歳=45、30～39歳=56、40～49歳=87、50～59歳=69、60～69歳=76、70歳以上=119)

②障がいへの理解について

◆理解促進のために必要なこと（n=455、複数回答）

「学校教育での障がい者理解のための教育の推進」が最も多く、次いで、「障がいのある方の一般企業への就業の促進」や「障がいの有無にかかわらず共に学ぶ教育（インクルーシブ教育）の推進」などが多いです。学校教育での理解促進を土台に、様々な場面で、実際に障がい者と接する機会を増やしていくことが重要です。

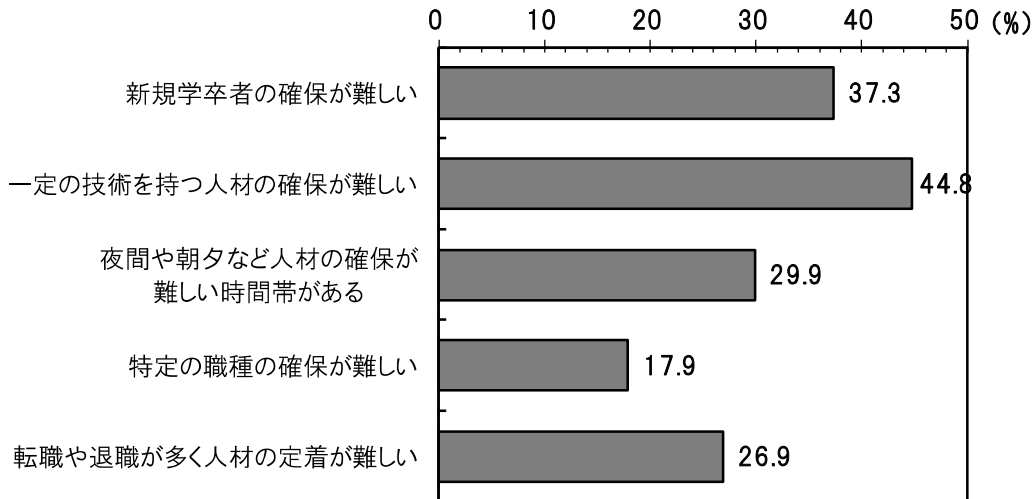


(3) 障がい福祉サービス事業者の状況

①人材確保・育成について

◆人材確保の課題（n=67、複数回答）

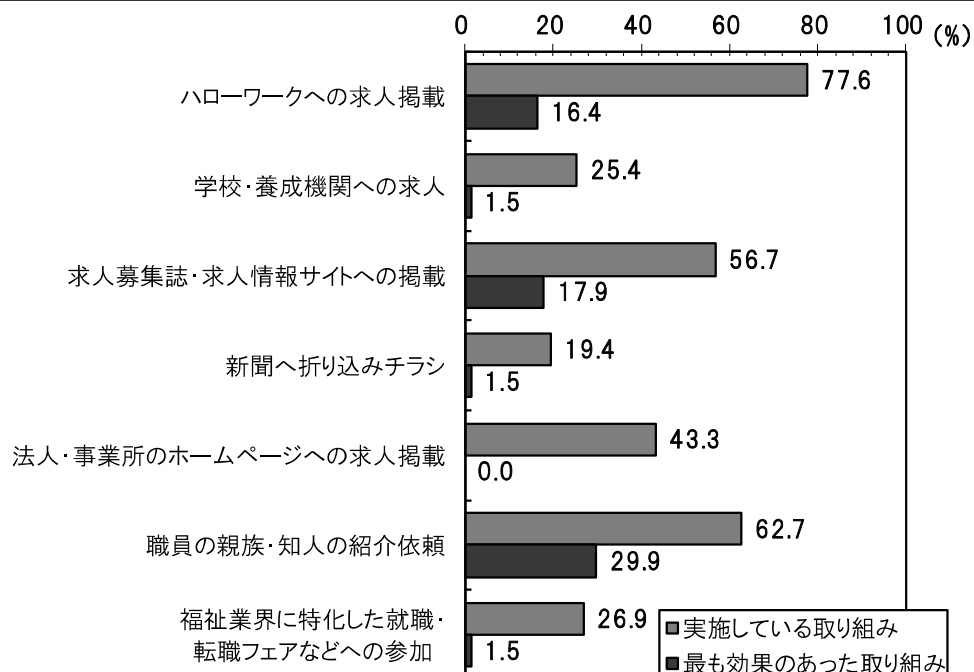
「一定の技術を持つ人材」、「新規学卒者ともに人材確保が難しい」状況です。支援人材の確保・育成に向けた支援が求められます。



◆人材確保の取組（n=67、複数回答）

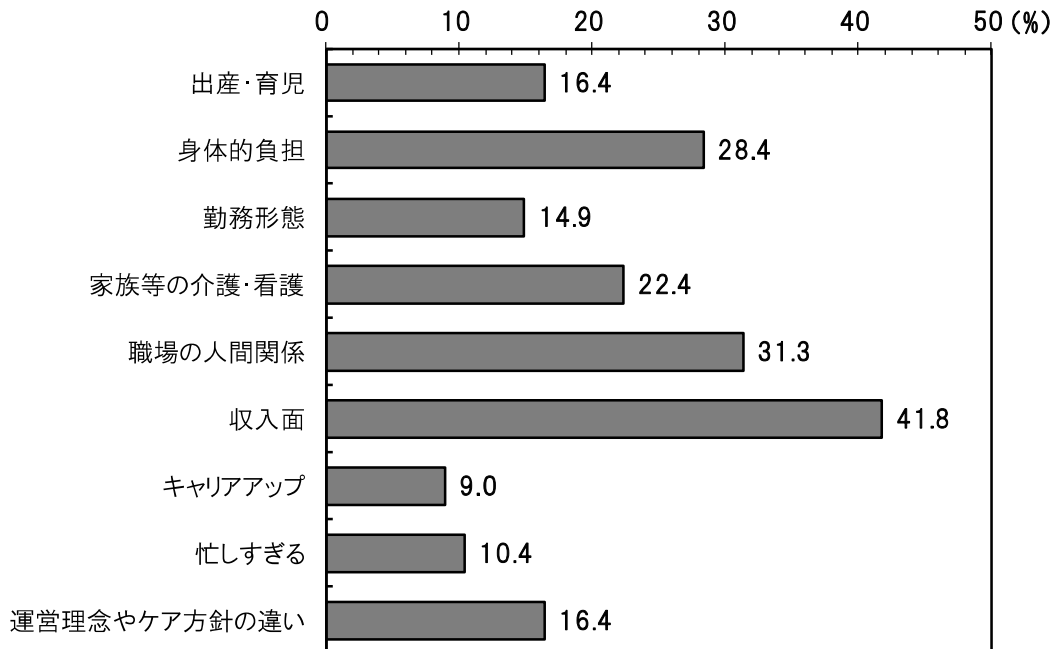
※実施が15%以上の項目のみ抜粋

最も効果があった取組としては、「職員の親族・知人の紹介依頼」が多く、仕事や職場について具体的にイメージできることが重要な点であると考えられます。



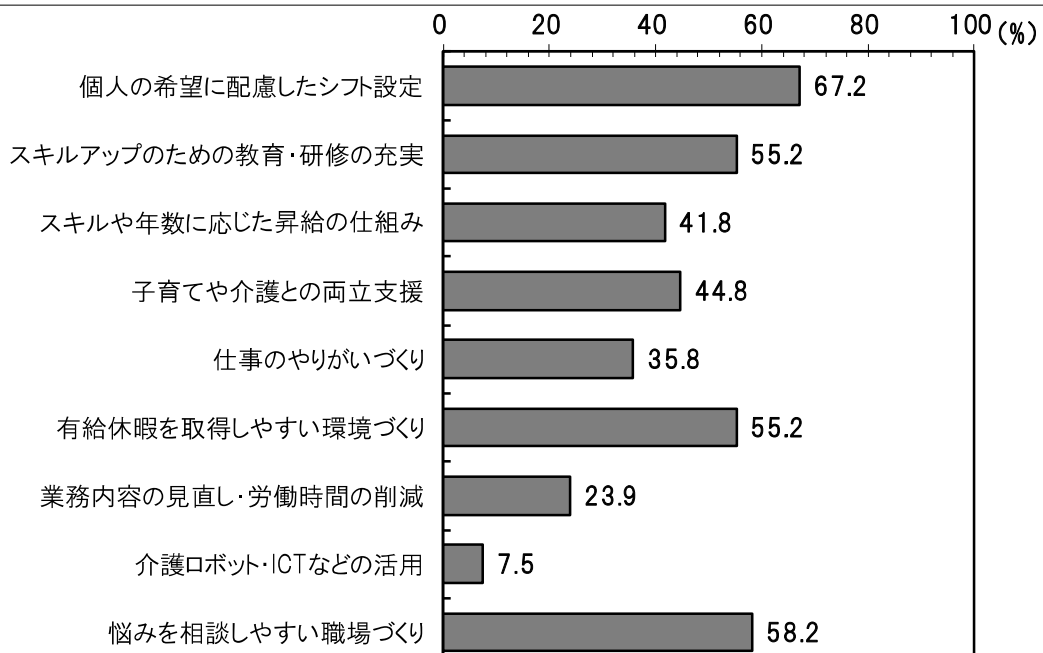
◆離職事由（n=67、複数回答）

「収入面」に次いで「職場の人間関係」、「身体的負担」が多く、働きやすい職場づくりが重要です。



◆定着・離職防止に向けて実施している取組（n=67、複数回答）

「悩みを相談しやすい職場づくり」「個人の希望に配慮した勤務シフトの設定」「スキルアップのための教育・研修の充実」などが多く、ワークライフバランスやスキルアップにつながる環境が重視されています。

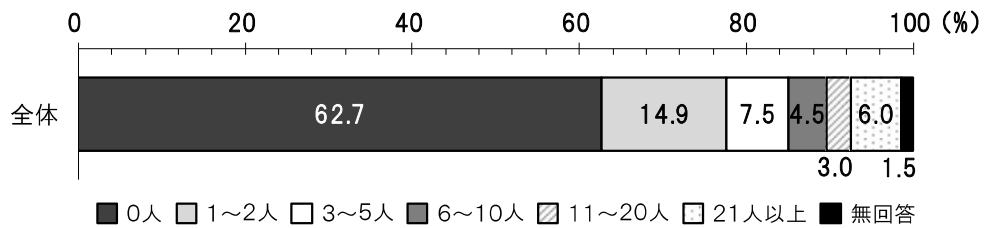


②医療的ケアの提供について

◆医療的ケアが必要な利用者の数（n=67）

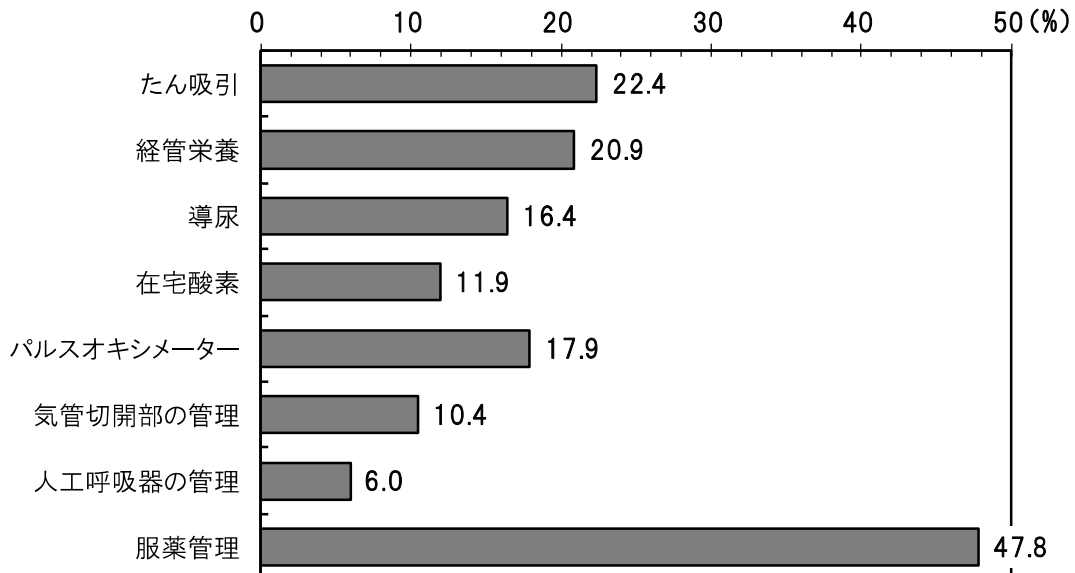
約4割の事業所で医療的ケアが必要な方がサービスを利用されています。人数は1～2名が多いですが、一部の事業所では10人以上と回答しています。

現在、医療的ケアが必要な利用者が0人の事業所においても、職員の教育・研修等を通して、医療的ケアが必要な方の地域生活を支援できる体制を整備していくことが重要です。



◆対応できる医療的ケア（n=67、複数回答）

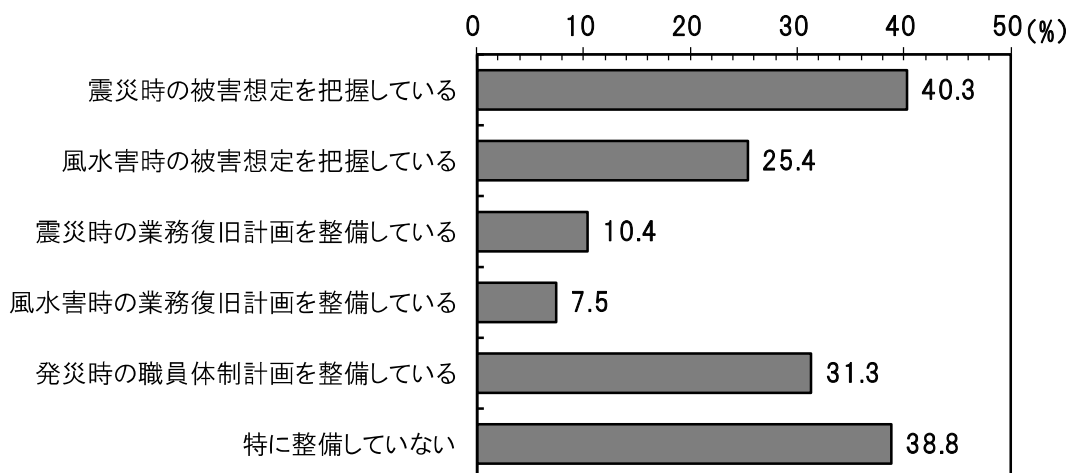
「服薬管理」を除く各医療的ケアについて、対応できる事業所は約2割以下です。教育・研修等による人材育成を通して対応力を向上させていくことが必要です。



③災害時について

◆業務復旧計画の整備状況（n=67、複数回答）

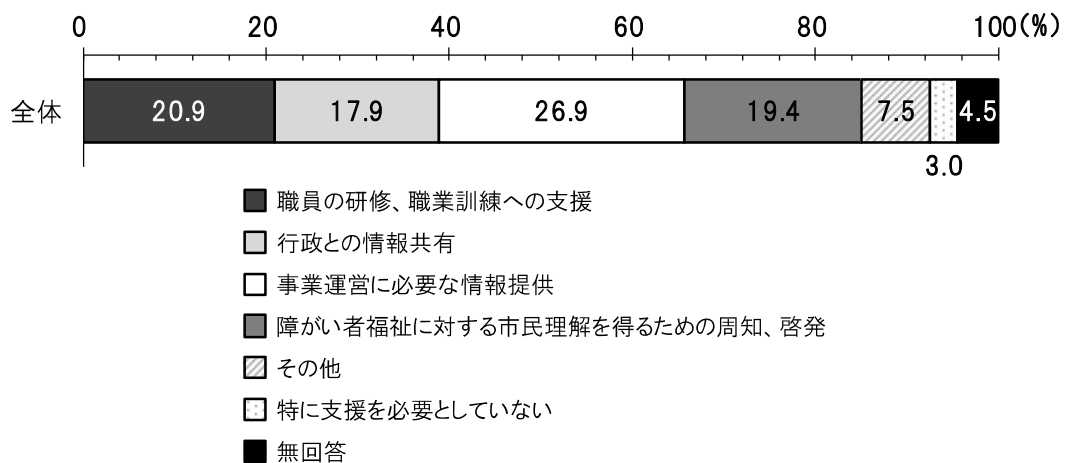
災害時の被害想定を把握している一方で、業務復旧計画を整備している事業所は少ない状況です。南海トラフ地震や近年増加している風水害等に備え、災害時の行動計画を整備するとともに、職員内で内容を共有しておくことが重要です。



④行政からの支援について

◆行政からの支援で最も必要なもの（n=67）

「事業運営に必要な情報提供」が最も多く、次いで「職員の研修、職業訓練への支援」や「障がい者福祉に対する市民理解を得るための周知、啓発」等が求められています。こうした取組は事業所単位では容易ではなく、市全体として行政が積極的に施策を講じていくことが重要です。



3 計画策定経過

(1) 諮問・答申

年月日	内容
令和元年 5 月 22 日	「次期障がい者ライフサポートプランの策定について」 市長から豊田市社会福祉審議会へ諮問
令和 3 年 2 月 12 日	「次期障がい者ライフサポートプランについて」 豊田市社会福祉審議会から市長へ答申

(2) 審議・協議

ア 豊田市社会福祉審議会障がい者専門分科会

令和元年 7 月 22 日～令和 3 年 1 月 27 日 全 6 回審議

イ 豊田市地域自立支援協議会

令和元年 7 月 3 日～令和 3 年 3 月 12 日 全 4 回協議（書面開催含む。）

ウ 豊田市障がい者計画推進懇話会

令和元年 7 月 4 日～令和 3 年 1 月 25 日 全 6 回協議

(3) パブリックコメント

ア 実施期間 令和 2 年 11 月 9 日～12 月 8 日

イ 意見提出者数 157 人（うち E モニター 151 人）

ウ 意見総数 216 件（1 人の意見に複数項目含まれる場合は分けて整理）

エ 資料閲覧場所 障がい福祉課、市政情報コーナー、支所・出張所、交流館、ホームページ

オ 意見提出方法 持参、郵送、ファックス、E メール

4 委員名簿等

(1) 豊田市社会福祉審議会障がい者専門分科会

所属・出身団体等	氏名
日本福祉大学	田中 和彦
一般社団法人豊田加茂医師会	菅沼 正司
一般社団法人豊田加茂歯科医師会	谷川 博伸
一般社団法人豊田加茂薬剤師会	山田 雄三
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会	中田 繁美
豊田市民生委員児童委員協議会	成瀬 正剛
	神野 桂一
社会福祉法人豊田市福祉事業団 豊田市こども発達センター	若子 理恵
社会福祉法人昭徳会 小原寮	加藤 久雄
株式会社 KyoMi	柏本 知成
一般社団法人 Re Smile	小松 真一
医療法人研精会 豊田西病院	鷺津 さとみ
豊田公共職業安定所	小澤 千幸
	棚橋 利之
一般社団法人豊田市身障協会	岩月 富士雄
豊田市立豊田特別支援学校	溝口 克治
豊田地域精神障がい者家族会（あけぼの会）	山田 法子
市民公募	出口 咲織
市民公募	武田 華

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

(2) 豊田市地域自立支援協議会

所属・出身団体等	氏名
日本福祉大学	平野 隆之
障がい者相談員	園田 大昭
障がい者相談員	水谷 晶子
障がい者相談員	那須 江身子
一般社団法人豊田市身障協会	岩月 富士雄
社会福祉法人豊田市育成会	宇野 綱祐
豊田地域精神障がい者家族会（あけぼの会）	河田 佐津紀
豊田市民生委員児童委員協議会	成瀬 正剛
	神野 桂一
豊田商工会議所	小田 康夫
大豊工業株式会社	稲垣 徹
トヨタグループス株式会社	有村 秀一
豊田公共職業安定所	日比野 千春
	近藤 健一郎
社会福祉法人無門福祉会 むもん生活支援センター	阪田 征彦
社会福祉法人とよた光の里 障がい者支援センターひかりの丘	森下 尚志
社会福祉法人豊田市社会福祉協議会 地域福祉推進室	鈴木 雅樹
社会福祉法人豊田市福祉事業団 豊田市こども発達センター	神谷 真巳
社会福祉法人豊田市福祉事業団 障がい者就労・生活支援センター	西村 多恵
豊田市立豊田特別支援学校	市村 栄治
愛知県立豊田高等特別支援学校	森 基成
	辻 望美

豊田市地域自立支援協議会（続き）

所属・出身団体等	氏名
愛知県立三好特別支援学校	井上 亘
豊田市青少年相談センター	佐伯 裕司
	山上 裕司
医療法人豊和会 南豊田病院	成瀬 智
愛知県豊田加茂福祉相談センター	高橋 秀徳
	柴田 直之
豊田市社会福祉事務所	梅田 幸延

（３）豊田市障がい者計画推進懇話会

団体等
豊田みよし聴覚障がい者協会
豊田市視覚障がい者福祉協会
さくらの杜 勉強会
発達障がい児支援くらっぷ
豊田地域精神障がい者家族会（あけぼの会）
自立生活センター十彩

5 障がい福祉年表

年(西暦)	社会情勢の変化		豊田市における障がい者施策の経緯	
昭和22年 (1947)	12	「児童福祉法」公布(S23年1月施行)		
昭和24年 (1949)	12	「身体障がい者福祉法」公布(S25年4月施行)		
昭和25年 (1950)	5	「精神衛生法」公布・施行		
昭和26年 (1951)	3	「社会福祉事業法」公布(6月施行)		
昭和35年 (1960)	3	「精神薄弱者福祉法」公布(4月施行)		
	7	「身体障がい者雇用促進法」公布(S25年4月施行)		
昭和38年 (1963)	4	「身体障がい者雇用促進月間」設定(以後毎年)	4	豊田市身体障がい者扶助料の支給開始
昭和39年 (1964)	4	特別児童扶養手当制度の創設		
昭和43年 (1968)			4	市立知的障がい児通園施設「ひまわり学園」を開設
昭和45年 (1970)	5	「心身障がい者対策基本法」公布・施行		
昭和47年 (1972)			11	ひまわり学園敷地内に福祉作業所を開設(⇒S62年に障がい者福祉会館に移転)
昭和48年 (1973)			4	豊田市在宅重度障がい者手当の支給開始 心身障がい者扶養共済掛金の助成開始 障がい者医療費助成制度の開始 身体障がい者住宅改善助成事業(すこやかリフォーム助成事業)を開始
昭和49年 (1974)			4	手話奉仕員の設置及び派遣を開始
昭和50年 (1975)	4 12	福祉手当制度の創設 第30回国連総会において「障がい者の権利に関する宣言」を採択	4	移動入浴サービスを開始 身体障がい者教養教室を開始
昭和52年 (1977)			4	心身障がい者タクシー基本料金助成制度を開始 身体障がい者結婚相談事業を開始
昭和53年 (1978)			4	点字広報、声の広報を開始 緑化センター内に福祉指導所を開設(「緑化センター指導所」、⇒H23年4月(福)豊田市育成会に運営移管)

年(西暦)	社会情勢の変化		豊田市における障がい者施策の経緯	
昭和54年 (1979)	5	有料道路割引制度の創設		
昭和55年 (1980)			12	「豊田市国際障がい者年障がい者福祉構想」を発表
昭和56年 (1981)		「国際障がい者年」 ※テーマ「完全参加と平等」	4	市立身体障がい者通所授産施設「けやきワークス」を開設
昭和57年 (1982)	3	「障がい者対策に関する長期計画」策定	4	市立知的障がい者通所更生施設「第二ひまわり学園」を開設
昭和58年 (1983)		「国連障がい者の十年」 (S58年～H4年) ※各国が行動計画策定	3 8	「豊田市心身障がい者福祉長期計画」策定 「豊田市福祉環境整備要綱」制定 (S58年8月から適用) 勤労身体障がい者教養文化体育施設「サン・アビリティーズ豊田」が開設される
昭和62年 (1987)	9	「精神衛生法」から「精神保健法」に改正 ※社会復帰施設法定化	4	豊田市障がい者福祉会館を開設 館内に福祉作業所を移転(心身障がい者小規模授産施設「西山作業所」、H23年3月廃止)
昭和63年 (1988)			10	精神障がい者医療費助成制度開始 (精神疾患による精神科入院自己負担額1/2助成)
平成元年 (1989)			4	障がい者福祉会館内に「あおぞらルーム」を開設 ひまわり学園内に療育部門を併設 (「たんぽぽ」の前身)
平成2年 (1990)			4	タクシー基本料金助成から交通費助成へ制度改正(高齢者はH16年度で廃止) 心身障がい者小規模授産所「鞍ヶ池公園指導所」を開設(⇒H23年4月(福)豊田市育成会に運営移管)
平成3年 (1991)			3 4	「豊田市早期療育システム構想」策定 豊田市特定疾患患者見舞金の支給開始 心身障がい者小規模授産所「ふれあいの家作業所」を開設(⇒H23年4月(福)豊田市育成会に運営移管)
平成4年 (1992)			4	県立「豊田高等養護学校」が開設される
平成5年 (1993)	3 12	「アジア太平洋障がい者の十年」 (H5～H14年) 「障がい者対策に関する新長期計画」策定 「心身障がい者対策基本法」から「障がい者基本法」に改正 ※精神障がい者を障がい者として位置づけ	5	市立身体障がい者通所授産施設「さくらワークス」を開設

年(西暦)	社会情勢の変化		豊田市における障がい者施策の経緯	
平成6年 (1994)	9	「高齢者、身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(ハートビル法)」施行	4	市立「豊田養護学校」を開設 心身障がい者小規模授産所「リサイクル指導所」を開設(⇒H15年4月「朝日ヶ丘指導所」、H17年4月「朝日ヶ丘作業所」と名称変更、H23年4月旧朝日ヶ丘交流館へ移転し(福)豊田市育成会に運営移管)
平成7年 (1995)	7 12	「精神保健法」から「精神保健及び精神障がい者福祉に関する法律」に改正 ※精神障がい者保健福祉手帳制度の創設 「障がい者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」策定	4 10	心身障がい者小規模授産所「渡刈作業所」を開設(⇒H15年9月廃止) 地域生活支援センター「サン・クラブ」が開設される 市立知的障がい者生活ホーム「喜多ハウス」を開設
平成8年 (1996)			4	市立心身障がい児総合通園センター「豊田市こども発達センター」を開設(「のぞみ診療所」「なのはな」「たんぽぽ」開設、「ひまわり学園」統合) 豊田市こども発達センター内に外来療育「あおぞら」を開設 精神障がい者医療費助成を拡大(精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級所持者の全疾患通院全額)
平成9年 (1997)			3 4 12	「ライフサポートプラン'97(豊田市障がい者計画)」策定 第二ひまわり学園に分場「暖」を開設 心身障がい者小規模授産所「毘森公園指導所」を開設 心身障がい者小規模授産所「栄作業所」を開設(⇒H23年4月(福)豊田市育成会に運営移管)
平成10年 (1998)	4	豊田市が中核市となる	4 12	市町村障がい者生活支援事業を開始 民間社会福祉施設運営費の補助事業を開始(⇒H26年4月から民間障がい者施設等補助事業に名称変更) 第1回障がい者作品展を開催
平成11年 (1999)	4	「精神薄弱者福祉法」から「知的障がい者福祉法」に改正		
平成12年 (2000)	4 11	「介護保険法」施行 「高齢者、身体障がい者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」施行	4	要約筆記奉仕員の派遣を開始 ひまわり学園を豊田市こども発達センター隣接地へ移転・新築し開設。「ひまわり」に名称変更
平成13年 (2001)			4	旧ひまわり学園へ分場「暖」を移転し知的障がい者通所更生施設「暖」を開設 障がい者福祉会館内に精神障がい者小規模保護作業所「はばたき工房」を開設

年(西暦)	社会情勢の変化		豊田市における障がい者施策の経緯	
平成14年 (2002)	12	「障がい者雇用促進法」改正 ※障がい者就業・生活支援センターの制度化 「障がい者基本計画」「重点施策実施5か年計画(新障がい者プラン)」策定	4	市民活動センター内に「福祉の店きらり」を開設 障がい者家族支援サービス事業(位置情報支援事業)を開始 精神障がい者居宅生活支援事業を開始 心身障がい者小規模授産所「高岡作業所」を開設(⇒H23年4月(福)豊田市育成会に運営移管) 障がい者社会参加事業費の補助事業を開始 7 福祉車両による移送サービス事業、自動車学校スクールバス事業を開始 10 知的障がい者生活支援事業を開始
平成15年 (2003)	4	「アジア太平洋障がい者の十年(第2期)」(2003～2012年) 「支援費制度」施行 ※措置制度から契約制度に移行	3	「ライフサポートプラン'03(豊田市障がい者計画)」策定 4 障がい者生活支援ネットワーク事業を開始(⇒H16年4月から「障がい者就労・生活支援ネットワーク事業」へ名称変更) 交通費助成からタクシー料金助成へ制度改正 9 地域生活支援センター「エポレ」が開所される 10 心身障がい者小規模授産所「永覚作業所」を開設(⇒H23年4月(福)豊田市育成会に運営移管)
平成16年 (2004)	6 10 12	「障がい者基本法」改正 ※市町村障がい者計画の策定義務化 「今後の障がい保健福祉について(改革のグランドデザイン案)」発表 「障がい者の日」を「障がい者週間(12月3日～9日)」に変更	4	障がい者就労・生活支援事業を開始 グループホーム整備費の補助事業を開始 「けやきワークス」を栄生町から栄町へ移転・新築し開設 障がい者就労・生活支援センターを開設 精神障がい者小規模保護作業所「ポジティブ21いなぶ」を開設(旧稲武町) 6 地域生活体験事業費の補助事業を開始
平成17年 (2005)	4	豊田市が6町村と合併 「発達障がい者支援法」施行		

年(西暦)	社会情勢の変化		豊田市における障がい者施策の経緯	
平成18年 (2006)	4	「障がい者自立支援法」一部施行 ※障がい者施策の一元化、定率負担導入	10	地域生活支援事業、障がい児タイムケア事業を開始
	10	「障がい者自立支援法」完全施行 ※障がい者程度区分の導入		
	12	「児童福祉法」改正 ※障がい児施設が措置から契約に移行、定率負担導入 第61回国連総会本会議で「障がい者権利条約」採択 「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」施行		
平成19年 (2007)	5	「障がい者施策推進本部」設置	3	「新ライフサポートプラン(豊田市障がい者計画)」及び「第1期豊田市障がい福祉計画」策定 豊田市地域自立支援協議会の設置 「豊田市障がいの表記方法の特例を定める条例」制定
	9	「障がい者権利条約」署名	11	
	12	障がい者施策推進本部において「重点施策実施5か年計画」を策定	12	
平成20年 (2008)	5	「障がい者権利条約」発効	4	重症心身障がい児・者等短期入所利用支援事業費の補助事業を開始 精神障がい者医療費助成を拡大(精神障がい者保健福祉手帳1級又は2級所持者の精神科入院全額)
平成21年 (2009)	4	「障がい者雇用促進法」改正	3	「第2期豊田市障がい福祉計画」策定
	12	「障がい者制度改革推進本部」設置		
平成22年 (2010)	1	「障がい者制度改革推進会議」設置 ※委員の過半数が障がい当事者	4	デイサービス型地域活動支援事業を開始
	6	「障がい者制度改革の推進のための基本的方向について」決定 ※インクルーシブ社会の実現を掲げ、「合理的配慮」の欠如を差別と規定		
平成23年 (2011)	3	「障がい者制度改革推進本部」が「障がい者基本法」改正案を決定	3	「障がい者の日中活動場所確保計画」策定 豊田市心身障がい者小規模作業所業務委託終了((福)豊田市育成会の自主事業へ移行)
	8	「障がい者基本法」改正 ※障がい者の定義に社会モデルの考え方を反映、「合理的配慮」の概念の導入		

年(西暦)	社会情勢の変化		豊田市における障がい者施策の経緯	
平成24年 (2012)	4	「障がい者自立支援法」改正	3	「第3期豊田市障がい福祉計画」策定
	10	「児童福祉法」改正 「障がい者虐待防止法」施行		精神障がい者小規模作業所業務委託終了(地域活動支援センターⅢ型へ移行) 障がい児タイムケア事業の廃止(⇒児童福祉法改正により放課後等デイサービスに移行)
平成25年 (2013)			4	地域主権改革に伴う権限移譲により障がい福祉サービス事業の指定・指導監査事務を開始 肢体不自由児通園施設「たんぽぽ」 知的障がい児通園施設「ひまわり」 難聴乳幼児通園施設「なのはな」を児童発達支援センターに体系移行(H24年度はみなし指定) 企業就労・定着支援事業費の補助事業を開始
	4	「障がい者総合支援法」施行 「障がい者優先調達推進法」施行 法定雇用率の引き上げ	4	相談支援事業所「障がい者総合支援センター」「オアシス」「たんぽぽ」を開設
	6	「障がい者差別解消法」成立		「たんぽぽ」「ひまわり」「なのはな」で保育所等訪問支援事業を開始
	9	「障がい者雇用促進法」改正 「第3次障がい者基本計画」策定	10	旧保健センター内に外来療育「あおぞらおひさま」を開設
平成26年 (2014)	1	「障がい者権利条約」批准	4	知的障がい者生活ホーム「喜多ハウス」をグループホームへ移行
	4	「精神保健福祉法」改正 ※精神障がい者の医療に関する指針の策定、医療保護入院の見直し等	6	市民活動センター内の「福祉の店きらり」を共同受注窓口とアンテナショップ「きらり」として委託事業を開始
平成27年 (2015)	1	「難病法」施行 「児童福祉法」改正 ※指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成	3	「ライフサポートプラン2015(豊田市障がい者計画)」及び「第4期豊田市障がい福祉計画」策定
平成28年 (2016)	4	「障がい者差別解消法」施行 「障がい者雇用促進法の一部を改正する法律」一部施行 ※障がい者に対する差別の禁止、合理的配慮の提供義務	4	精神障がい者医療費助成を拡大(全疾患入院助成・自立支援医療受給者の精神通院助成)
	5	「障がい者総合支援法」改正 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」施行		
	6	「発達障がい者支援法の一部を改正する法律」交付(8月施行)		

年(西暦)	社会情勢の変化		豊田市における障がい者施策の経緯	
平成29年 (2017)	2	「ユニバーサルデザイン2020行動計画」決定	4	基準該当障がい福祉サービスの事業所登録制度開始
	4	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」成立	7	高岡コミュニティセンターに「健康と福祉の相談窓口」を設置 福祉センターに成年後見支援センターを設置
	8	「障がい者に関する世論調査」実施		
平成30年 (2018)	3	「第4次障がい者基本計画」策定	3	「第5期豊田市障がい福祉計画」及び「第1期豊田市障がい児福祉計画」策定
	4	「障がい者総合支援法の一部を改正する法律」施行		
	5	「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正	8	猿投コミュニティセンターに「健康と福祉の相談窓口」を設置
	6	「障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律」施行		
	10	「公務部門における障がい者雇用に関する基本方針」公表		
平成31年 令和元年 (2019)	12	「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」施行		
	3	「障がい者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」公表	4	豊田市難病患者支援金開始(豊田市特定疾患患者見舞金を改正)
	6	「障がい者雇用促進法の一部を改正する法律」成立 「視覚障がい者等の読書環境の整備の推進に関する法律」成立 「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」成立	9	豊田市精神障がい者地域支援協議会を設置
令和2年 (2020)	4	「障がい者雇用促進法の一部を改正する法律」施行	3	「第2次豊田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定 「豊田市成年後見制度利用促進計画」策定
	5	「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」改正		
	6	「聴覚障がい者等による電話の利用の円滑化に関する法律」成立	4	猿投・高岡支所に「福祉の相談窓口」を設置 7 上郷・高橋・松平支所に「福祉の相談窓口」を設置 豊田市こども発達センター「おひさま」開設

6 用語説明

【あ行】

ICT (Information and Communication Technology)

- ◆情報通信技術。従来から使われていた IT (Information Technology) に替わって、通信ネットワークによって情報が流通することの重要性を意識して使用される。

新しい生活様式

- ◆新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、飛沫感染や接触感染を避けるための対策を踏まえた生活をいう。新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年5月4日)を受け、厚生労働省が公表した行動例では、身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い等が挙げられている。

医療的ケア

- ◆一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、痰の吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療的援助をいう。医療的ケアが必要な子どもは医療的ケア児と呼ばれ、厚生労働省の推計では、全国の医療的ケア児(在宅)は2018年時点で約2万人と推計されている。

医療的ケア児者等コーディネーター

- ◆医療的ケア児者の支援をコーディネートする者をいう。医療的ケア児者の特徴を踏まえ、個々の発達段階に応じた支援を行うことや、地域の社会資源を把握し、医療・福祉・教育等関係機関と協働できる体制を作る役割を持つ。

インクルーシブ教育システム

- ◆障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、障がいのある子どもが望む教育を受けられるように、多様な学習の場所を提供できるシステム。

SDGs (Sustainable Development Goals)

- ◆2015年の「国連持続可能な開発サミット」において正式に採択された国際的な開発目標のことをいう。貧困の撲滅や気候変動対策といった、世界の国々が解決すべき課題に関する17の目標と169のターゲットがある。本市は、2018年6月、内閣府よりSDGs達成に向けた取組を先導的に進めていく自治体「SDGs未来都市」として選定されている。

NPO

- ◆社会の様々な分野で、営利を目的とせず、社会的使命を意識して活動する民間組織のこと。特定非営利活動促進法(NPO法)による認証を受けた団体をNPO法人(特定非営利活動法人)という。

【か行】

共生型サービス

- ◆ 障がい者が 65 歳以上になっても、従来から障がい福祉で受けてきたサービスを継続して受けやすくする、また、限られた福祉人材をうまく活用する観点から、介護保険と障がい福祉のサービスを同一の事業所で提供できるように創設されたサービス。2018 年 4 月の介護保険法改正により新設された。

強度行動障がい

- ◆ 障がいによる行動として、他害行為や自傷行為、多動、食べられないものを口に入れる、長時間大声で叫ぶなど、本人及び周囲の人の生活に影響を及ぼす行動が極めて高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている障がいの状態。

グループホーム

- ◆ 共同生活を営む住居で、主に夜間や休日において、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

計画相談支援

- ◆ 障がい者の自立した生活を支え、障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、「サービス等利用計画」の作成を行うとともに、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するサービス。

心のバリアフリー

- ◆ 様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。心のバリアフリーを体現するためのポイントとして、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」では、障がいの社会モデルの理解、差別の解消に加え、自分と異なる条件を持つ他者とコミュニケーションをとる力、全ての人々が抱える困難を想像し共感する力を養うことが挙げられている。

合理的配慮

- ◆ 障がい者が他の人と平等に自らの権利を使うことができるように、負担が重すぎることのない範囲で、社会の側で必要な配慮や変更・調整を行うという考え方。「合理的配慮」が欠如した状況は「障がいによる差別」とされる。

コミュニケーションボード

- ◆ 文字や話し言葉によるコミュニケーションが困難な障がい者が、周りの人に自分の意思などを伝えるために利用するもの。厚紙などの上に、イラストや絵文字・絵記号などを描き、それを指さすことで意思を伝える。利用場面ごとに、「救急用」「お店用」「災害用」などが作られている。

【さ行】

指導主事

- ◆教育委員会事務局に置かれる専門職。学校に対し、教育課程、学習指導、生徒指導、教材、組織編制その他学校教育の専門的事項の指導に関する職務を行う。教育長の推薦により教育委員会が任命する。

児童発達支援

- ◆障がい児支援サービスとして、日常生活における基本的動作の指導、知識や技能の付与又は集団生活への適応のための訓練など通所支援を行うもの。福祉型と医療型があり、医療型児童発達支援では治療も行う。

自閉スペクトラム症

- ◆発達障がい的一种で、他人との社会的関係形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心の対象が狭く特定のものにこだわることを特徴とする障がい。

市民後見

- ◆成年後見制度において、弁護士などの専門職ではなく、専門職後見人以外の市民が成年後見人等になり、判断能力が不十分な人の保護・支援を行う。

社会福祉協議会

- ◆社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。誰もが安心して楽しく暮らせる「人にやさしい福祉のまちづくり」をすすめるために、地域住民やボランティア・福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得ながら共に考え実行していく民間の社会福祉団体。民間組織としての「自主性」と広く住民の人達や社会福祉関係者に支えられた「公共性」という2つの側面を併せ持っている。主な活動としては、在宅福祉サービスの実施、高齢者・障がい者・児童福祉活動、生活福祉資金の貸付け等がある。社会福祉協議会を略して「社協」という。

就労移行支援

- ◆一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労継続支援

- ◆一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。A型とB型があり、A型は雇用契約に基づき、継続的に就労が可能な65歳未満の者が対象、B型は一般企業の雇用に結びつかない者や一定年齢に達している者が対象となる。

手話奉仕員・要約筆記奉仕員

- ◆手話奉仕員は、聴覚障がい者と障がいがない者の意思伝達の仲介を、要約筆記奉仕員は途中失聴者、難聴者等と障がいがない者の意思伝達の仲介を行うほか、市町村からの依頼による広報活動、文化活動等に協力する。

障がい者雇用促進月間

- ◆ 1948 年 8 月のヘレン・ケラー女史の日本訪問を契機に、当時の労働省が 9 月 1 日～7 日までの 1 週間を「身体障がい者雇用促進運動強調週間」として実施。その後、1963 年から 9 月を「障がい者雇用促進月間」と定めた。2004 年からは「障がい者雇用支援月間」に変更された。

障がい者週間

- ◆ 2004 年 6 月の障がい者基本法の改正により、国民の間に広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障がい者の日」（12 月 9 日）に代わるものとして設定された。期間は、毎年 12 月 3 日から 12 月 9 日までの 1 週間。

身体障がい者手帳

- ◆ 身体障がい者福祉法で定められた身体上の障がいがある人が医師の診断書を提出し、判定を受けた上で障がいの程度が規定に該当すると認められた人に対して交付される。

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

- ◆ 新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）がヒトに感染することにより発症する感染症をいう。2019 年 12 月以降、世界各地で感染が拡大し、2020 年 3 月には世界保健機関（WHO）がパンデミックに相当すると表明した。接触感染と飛沫感染により感染するとされており、多くの場合、無症状または軽症で自然治癒するが、重症化すると急性呼吸窮迫症候群等を伴い死亡することもある。

スクールソーシャルワーカー

- ◆ ソーシャルワーカーとは、専門的な知識・技術を持ち、相談・支援、サービス調整等の社会福祉援助を行う専門職のこと。その中で、教育機関において、児童・生徒、保護者等への支援を行う者をスクールソーシャルワーカーという。

生活介護

- ◆ 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービス。

精神障がい者保健福祉手帳

- ◆ 精神障がい者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的として、精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある者を対象として交付される。

成年後見制度

- ◆ 認知症や知的障がい、精神障がい等により、判断能力が不十分な人に対して、状態に応じて「補助人」「保佐人」「後見人」を選任し、本人を保護する制度。

【た行】

短期入所（ショートステイ）

- ◆ 自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて施設で、入浴、排せつ、食事の介助等を行うサービス。

地域活動支援センター

- ◆相談支援や通所により創作的活動、生産活動、社会との交流その他の支援を行う。活動内容によってⅠ型、Ⅱ型及びⅢ型に分類される。Ⅰ型は、精神保健福祉士等を配置し、医療、福祉、地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための啓発活動等の事業を実施する。なお、相談支援事業を併せて実施又は委託を受けることが要件。Ⅱ型は、雇用・就労が困難な在宅障がい者の機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。Ⅲ型は、障がい者のための援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業の実績が概ね5年以上あり、安定した運営が図られていることが要件。また、自立支援給付に基づく事業所に併設して実施することも可能。

地域共生社会

- ◆制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会をいう。「ニッポン一億総活躍プラン」（2016年6月2日閣議決定）に地域共生社会の実現が盛り込まれた。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）

- ◆地域移行支援は、施設等から地域生活に移行する障がい者に対し、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の厚生労働省令で定める便宜を供与するサービス。地域定着支援は、施設等から地域生活へ移行する障がい者や、家族との同居からひとり暮らしに移行する障がい者のうち、地域生活に不安を有する者を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性を原因として生じた緊急の事態等の相談その他の便宜を供与するサービス。

地域包括ケアシステム

- ◆重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される社会をいう。厚生労働省では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、地域包括ケアシステムの構築実現を目指している。

デイサービス

- ◆通所によるサービスの総称で、在宅の高齢者や障がい者等が施設に通い、入浴、食事の提供、機能訓練などを受けるサービス。

特定疾患

- ◆1972年に策定された難病対策要綱において、難病対策の対象疾患を「特定疾患」とし、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図ることを目的とした「特定疾患治療研究事業」を実施してきた。2015年1月1日からは「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」施行に伴い、「指定難病（「難病」参照）」については特定医療費助成制度に移行した。現在、特定疾患治療研究事業の対象疾患は国指定の4疾患及び愛知県指定の2疾患である。

特別支援教育コーディネーター

- ◆ 学校において、特別支援教育を推進するために、学校内の関係者や関係機関との連絡・調整、保護者に対する学校の相談窓口、担任教員等への支援、校内研修の企画や運営などを担う教員のこと。各校での配置が義務づけられている。

【な行】

難病

- ◆ 難病とは、2015年1月1日に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「難病法」という。）」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と定義されている。難病法では、国内の患者数が一定以下であり、客観的な診断基準が確立している疾病を「指定難病」（2021年3月現在 333 疾病）とし、医療費助成の対象としている（特定医療費助成制度）。

認知症

- ◆ 脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などが徐々に低下して日常生活に支障をきたすようになった状態をいう。原因疾患として脳血管障がいやアルツハイマー病などがあり、高齢者に多く見られるが、64歳以下で発症する若年性認知症もある。

【は行】

パラスポーツ／パラアスリート

- ◆ パラリンピック競技大会の競技種目に限らず、障がい者が行うスポーツの総称をいう。また、パラリンピック競技大会への参加の有無にかかわらず、障がいのあるアスリート全般をパラアスリートと呼ぶ。

バリアフリー

- ◆ 社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。住宅建築用語として段差等の物理的障壁の除去をいうほか、障がい者の社会参加を困難としている社会的、心理的なソフト面での障壁の除去という意味でも用いられる。

避難行動要支援者名簿

- ◆ 災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する人を避難行動要支援者という。また、市町村は、避難行動要支援者について、避難の支援、安否の確認等を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿）を作成しておかなければならない。

ピアカウンセリング／ピアサポート

- ◆ 1970年代初め、アメリカで始まった自立生活運動から生まれたもので、障がいがある当事者自身が自己選択権を育て合い、支え合って、隔離されることなく、平等に社会参加していくことを目指し、お互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートによって、地域での自立生活を実現、継続するための支援方法。

BCP

- ◆「事業継続計画」のこと。災害や事故などが起きた時に、限られた資源で最低限の事業活動を継続できるように、あるいは、目標復旧時間内に事業を再開できるようにするために、事前に策定される行動計画（BCP＝Business Continuity Plan）。

PDCA サイクル

- ◆事業活動などにおいて、品質管理や進捗管理などを円滑に進める手法。Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）の4段階を繰り返しながら、業務を継続的に改善し、計画を適切に推進することができるようにするもの。

放課後等デイサービス

- ◆就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立促進、放課後等の居場所づくりを行うサービス。

法定雇用率

- ◆「障がい者の雇用の促進に関する法律」に基づき、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障がい者・知的障がい者の割合が一定率以上になるよう義務づけられた割合。民間企業、国、地方公共団体は、その割合に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。2020年4月1日現在の法定雇用率は、民間企業2.2%、国・地方公共団体等2.5%、都道府県等の教育委員会2.4%。2021年3月には、各々0.1ポイントの引き上げが予定されている。なお、2018年4月から、雇用義務の対象として精神障がい者が追加されている。

【ま行】**民生委員・児童委員**

- ◆民生委員法に基づき、各市町村に置かれる民間奉仕者。担当地区内の生活に困っている人や、障がい者、高齢者、児童などの相談に応じて助言したり、支援機関へつなぐ。児童委員は、地域の子どもの見守りや子育て相談・支援等を行う委員で、児童福祉法により民生委員は児童委員を兼ねているため、「民生委員・児童委員」と列記されることも多い。

【や行】**ユニバーサルデザイン**

- ◆ノースカロライナ州立大学のロナルド・メイス教授によって提唱された、障がい者や高齢者を特別な存在とせず誰かが等しく共用できるような製品や建物、空間をデザインしていこうという考え方（ユニバーサルデザイン＝インクルーシブデザイン）。

【ら行】**ライフステージ**

- ◆人間の一生において、年齢に伴い変化する生活の段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期といった区分をされることが多い。就学、就職、退職など、人生の節目によって生活スタイルや意識等が変わることなどに着目した考え方。

療育手帳

- ◆福祉事務所に申請し、児童相談所又は障がい者更生相談所で知的障がいと判定された人に、都道府県知事から交付される手帳。障がいの程度は、A（重度）とB（その他）と表示されるが、都道府県によって異なった表示をするところもある。1953 年の「療育手帳制度について」という厚生労働省（当時厚生省）の通知によって制度化された。

レスパイト

- ◆休息・息抜きなどを意味し、障がい者を日常的にケアしている家族などの介助者が、心身の充電をし、リフレッシュするために利用するもの。障がい者にとっても、家族以外の人とのふれあい、宿泊体験や余暇活動等を家族以外と行うことができるなど、生活の幅を広げる機会となる。

第5次 豊田市障がい者ライフサポートプラン

発 行 2021年3月
編 集 豊田市福祉部障がい福祉課
住 所 〒471-8501 愛知県豊田市西町3丁目60番地
電 話 0565-34-6751
F A X 0565-33-2940
E-Mail shougai_hu@city.toyota.aichi.jp
